

二 埃地利郵便局設置アル地 (A) (Bureaux autrichiens)	トリエスト	佛國西、獨逸或ハ瑞西若ハ伊太	1	1200	1
三 佛國郵便局設置アル地 (Bureau allemand)	羅馬尼亞	佛國西、獨逸、地、利、洪、馬、尼	1	1200	1
四 伊太利郵便局設置アル地 (Bureau italien)	羅馬尼亞	佛國西、獨逸、地、利、洪、馬、尼	1	1200	1
ニヌー (Uruguay)	伊太利	佛國西、伊太利、佛國西、伊太利	1	1200	1
委內瑞拉 (Venezuela)	直接交換	佛國西、佛國西、委內瑞拉、佛國西	1	1200	1
佛國郵便局設置アル地 (Bureau français)	直接交換	佛國西、佛國西、佛國西、佛國西	1	1200	1
佛國郵便局設置アル地 (Bureau anglais)	直接交換	佛國西、佛國西、佛國西、佛國西	1	1200	1
英國殖民地 (Colonies anglaises)	直接交換	佛國西、佛國西、佛國西、佛國西	1	1200	1
ジブラルタル (Gibraltar)	直接交換	佛國西、佛國西、佛國西、佛國西	1	1200	1
マレー (Malie)	直接交換	佛國西、佛國西、佛國西、佛國西	1	1200	1
シヤム (Siam)	直接交換	佛國西、佛國西、佛國西、佛國西	1	1200	1
シヤム (Siam)	直接交換	佛國西、佛國西、佛國西、佛國西	1	1200	1

英領印度 (Indes britanniques)	直接交換	佛國西、佛國西、印度、佛國西	1	1200	1
亞丁 (Aden)	直接交換	佛國西、佛國西、佛國西、佛國西	1	1200	1
亞刺比諸港 (Ports de l'Arabie)	直接交換	佛國西、佛國西、佛國西、佛國西	1	1200	1
錫蘭 (Ceylan)	直接交換	佛國西、佛國西、佛國西、佛國西	1	1200	1
海峽殖民地 (Etablissements des détroits)	直接交換	佛國西、佛國西、佛國西、佛國西	1	1200	1
香港 (Hongkong)	直接交換	佛國西、佛國西、佛國西、佛國西	1	1200	1
ラオス (Laos)	直接交換	佛國西、佛國西、佛國西、佛國西	1	1200	1
北ボルネオ領地 (Le territoire britannique de Borneo du Nord)	直接交換	佛國西、佛國西、佛國西、佛國西	1	1200	1
サマタラ (Saravak)	直接交換	佛國西、佛國西、佛國西、佛國西	1	1200	1

明治三十四年六月 告示 逓信省第二百四十三號 佛國及佛國經由諸外國行小包郵便料金表

南澳太刺利 (Australie)	英	佛國西、佛國西及英國間郵船、英國間郵船	三九〇	四九〇	二
ヌーイネーランド (Nouvelle-Galles du Sud)	英	佛國西、佛國西及英國間郵船、英國間郵船	三九〇	四九〇	二
タスマニア (Tasmanie)	英	佛國西、佛國西及英國間郵船、英國間郵船	三九〇	四九〇	二
ヴィクトリア (Victorie)	英	佛國西、佛國西及英國間郵船、英國間郵船	三九〇	四九〇	二
南澳太刺利 (Australie Meridionale)	英	佛國西、佛國西及英國間郵船、英國間郵船	三九〇	四九〇	二
西澳太刺利 (Australie occidentale)	英	佛國西、佛國西及英國間郵船、英國間郵船	三九〇	四九〇	二
クヱンスランド (Queensland)	英	佛國西、佛國西及英國間郵船、英國間郵船	三九〇	四九〇	二
英領新緬茶 (Nouvelle-Guinee britannique)	同	同	同	同	同
ヌーイゼーランド (Nouvelle-Zelande)	同	同	同	同	同
ヌーイヘーランド (Nouvelle-Helbrides)	同	同	同	同	同
セントヘレン (Iles Banks)	同	同	同	同	同
セントパウル (Iles de Sainte-Croix)	同	同	同	同	同
クック諸島 (Iles Cook)	同	同	同	同	同
フィジー諸島 (Iles Fidji)	同	同	同	同	同
加拿大 (Dominion du Canada)	英	佛國西、佛國西及英國間郵船、英國間郵船	三九〇	四九〇	二
テールノール (Terre-Nouve)	同	同	同	同	同
英領アンチラーチ (Antilles anglaises)	同	同	同	同	同
アンチラーチ (Antigua)	同	同	同	同	同
バルバドス (Barbados)	同	同	同	同	同
ドミニカ (Dominique)	同	同	同	同	同
グレナダ (Grenade)	同	同	同	同	同
ジャマカ (Jamaique)	同	同	同	同	同
ラウアーワール (Laeward)	同	同	同	同	同
セントジョン (Montserrat)	同	同	同	同	同
ネービス (Nevis)	同	同	同	同	同
セントキッツ (St. Kitts)	同	同	同	同	同
セントルシア (St. Lucia)	同	同	同	同	同

セントビンセント (St. Vincent)	同	同	同	同	同
トリンダド (Trinidad)	同	同	同	同	同
英領ホンジュラス (Honduras britannique (Belize))	同	同	同	同	同
バハマス (Bahamas ou Lucayes)	同	同	同	同	同
ベルムデス (Bernude)	同	同	同	同	同
英領ギヤナ (Guyane anglaise)	英	佛國西、佛國西及英國間郵船、英國間郵船	三九〇	四九〇	二
フอล์クランド諸島 (Iles Falkland)	同	同	同	同	同
アセンション (Ascension)	同	同	同	同	同
セントヘレン (Sainte-Helene)	同	同	同	同	同
西アフリカ (Cote occidentale d'Afrique)	同	同	同	同	同
ガムビア (Colonie de Gambie)	同	同	同	同	同
シエラレオネ (Sierra-Leone)	同	同	同	同	同
コートジボワール (Cote d'Ivoire)	同	同	同	同	同
リゴス (Lagos)	同	同	同	同	同
ニジェール (Niger)	同	同	同	同	同
アルジェリア (Algerie)	同	同	同	同	同
ベニン (Benin)	同	同	同	同	同
ボニー (Bonny)	同	同	同	同	同
ブラッサ (Brass)	同	同	同	同	同

明治三十四年六月 郵政 郵便第三百四十三號 佛國及佛國經由諸外國行小包郵便料金表

ブルハチヤ (Baruta)	佛國西、英國、英	郵船	三〇〇	三〇〇	二
ヌーバール (Nouvel Calabar)	佛國西、英國、英	郵船	三〇〇	三〇〇	二
ビュウカラン (Vieux Calabar)	佛國西、英國、英	郵船	三〇〇	三〇〇	二
オポボ (Opobo)	佛國西、英國、英	郵船	三〇〇	三〇〇	二
ワリ (Wari)	佛國西、英國、英	郵船	三〇〇	三〇〇	二
喜望峯殖民地 (Colonie du Cap)	英國	郵船	三〇〇	三〇〇	二
ヌタラ (Natal)	英國	郵船	三〇〇	三〇〇	二
ズンランド (Zoulouland)	英國	郵船	三〇〇	三〇〇	二
英領中央亞非利加 (Afrique Centrale britannique)	英國	郵船	三〇〇	三〇〇	二
北東ローデシア (Rhodesia du Nord-Est)	英國	郵船	三〇〇	三〇〇	二
南ローデシア (Rhodesia du Sud)	英國	郵船	三〇〇	三〇〇	二
マシホナランド (Mashonaland)	英國	郵船	三〇〇	三〇〇	二
マタベレランド (Matabeleland)	英國	郵船	三〇〇	三〇〇	二
ベチワナランド (Bechuanaland)	英國	郵船	三〇〇	三〇〇	二
英領東部亞非利加 (Afrique orientale britannique)	英國	郵船	三〇〇	三〇〇	二
モーリクス (Maurice)	英國	郵船	三〇〇	三〇〇	二
セーシェル (Seyelles)	英國	郵船	三〇〇	三〇〇	二
佛國西殖民地及所屬地 (Colonies et Possessions francaises)	佛國西、英國、英	郵船	三〇〇	三〇〇	二
セネガル (Sénégal)	佛國西、英國、英	郵船	三〇〇	三〇〇	二
佛領公果 (Congo français)	佛國西、英國、英	郵船	三〇〇	三〇〇	二
佛領ギニア (Guinée française)	佛國西、英國、英	郵船	三〇〇	三〇〇	二
イボワール (Côte d'Ivoire)	佛國西、英國、英	郵船	三〇〇	三〇〇	二
ダホメー及所屬地 (Dahomey et dependances)	佛國西、英國、英	郵船	三〇〇	三〇〇	二

セントピエール及ミケロン (St-Pierre et Miquelon)	佛國西、英國、英	郵船	三〇〇	三〇〇	二
ガドールン (Gadeloupe)	佛國西、英國、英	郵船	三〇〇	三〇〇	二
マルチニクス (Martinique)	佛國西、英國、英	郵船	三〇〇	三〇〇	二
佛領ギヤナ (Guyane française)	佛國西、英國、英	郵船	三〇〇	三〇〇	二
フボック及ジブト (Obock et Djibouti)	佛國西、英國、英	郵船	三〇〇	三〇〇	二
佛領印度 (Inde française)	佛國西、英國、英	郵船	三〇〇	三〇〇	二
カトチン (Cochinchine)	佛國西、英國、英	郵船	三〇〇	三〇〇	二
安南 (Annam)	佛國西、英國、英	郵船	三〇〇	三〇〇	二
東京 (Tonkin)	佛國西、英國、英	郵船	三〇〇	三〇〇	二
ラ・レユニオン (La Reunion)	佛國西、英國、英	郵船	三〇〇	三〇〇	二
マダガスカル (Ile de Madagascar)	佛國西、英國、英	郵船	三〇〇	三〇〇	二
ディエゴスuarès (Diego-Suarès)	佛國西、英國、英	郵船	三〇〇	三〇〇	二
セントマリー (Sainte-Marie-de)	佛國西、英國、英	郵船	三〇〇	三〇〇	二
メイヨット (Mayotte)	佛國西、英國、英	郵船	三〇〇	三〇〇	二
ノッシベ (Nossi-Bé)	佛國西、英國、英	郵船	三〇〇	三〇〇	二
アジアン (Etablissements de la Grande)	佛國西、英國、英	郵船	三〇〇	三〇〇	二
ヌーヴェル・カレドニア (Nouvelle-Calédonie)	佛國西、英國、英	郵船	三〇〇	三〇〇	二

明治三十四年六月 告示 郵便省第二百四十三號 佛國及佛國經由諸外國行小包郵便料金表

タヒチ(Tahiti)

直接交換

佛蘭西、イギリス、
一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百

E・O・O

二

附註

* 伯西兒宛小包郵便物の容積三十立方センチメートル以下にシテ左記地方宛にモシテ
リオデジャネイロ(Rio-de-Janeiro)
ペトロポリス(Petropolis)
レシフェ(Recife (Pernambuco))
サオサルバドール(Sao Salvador (Bahia))

次に其内他國郵便局設置地

(1) 佛蘭西郵便局 Bureau (France)
Alexandrette, Beyrouth, Cavalle, Constantinople, Dardanelles, Déjazh, Jaffa, Kérouunde,
Istanbul, Metana, Rhodes, Samsoun, Salonique, Smyrne, Trebizonde, Tripoli de Syrie, Yalty,
Latakia, Beyrouth, Carfa, Candie, Carthe, Constantinople, Dardanelles, Déjazh,
Andrinople, Beyrouth, Carfa, Candie, Carthe, Constantinople, Dardanelles, Déjazh,
Durrizzo, Galipoli, Inéboh, Jaffa, Jannina, Jerusalem, Kérouunde, Lagos, Mélein, Prévéas,
Bureau autrichiens Kethymo, Rhodes, Salouque, Samsoun, San Giovanni de Médua, Santi Quaranta, Scio,
Smyrne, Ténédos, Tévozonde, Valona, Yaltie.

(2) 伊太利郵便局 (Bureau Italien)
Candé(Créte)

(A) 在カネー嶼地利郵便局設置アル地ニ宛タル小包郵便物ハ伊太利線ニヨリ差立ルヲ得ヌ

○逓信省告示第二百四十四號

普通ノ英語ヲ以テ書載シタル私用電報ヲ左記各局ニ宛テ發送スルコトヲ得但シ該電報ハ各其著信地ニ於テ檢査ニ附シ又其傳送上誤謬不達遲延ノ責ニ任セス

オレンジ、リヴァ、殖民地

エデンブルグ プロエンフオンテーイン ブランドフォルト クルーンスタード ハ

リスミス

トランスヴァール

ヨハネスブルグ プレトリア

ベール スタンデルトン ヴォルクスリユスト ミンデルブル

ーム クリユーゲースドルフ パルベルトン

ヴエーリニジグ

ワングルストル

ハーデル

右萬國電信總局ヨリ通報アリタリ

明治三十四年六月十三日

○逓信省告示第二百四十五號

明治三十年六月逓信省告示第百六十七號海外電報料金表第一表亞非利加地方ノ部中左ノ通改正ス
明治三十四年六月十三日
逓信大臣子爵芳川顯正

亞非利加西海岸ノ項中左ノ各地ヲ改正ス

アンタム(Accra)	五五八〇〇	五六七五〇	六三八〇〇	六四七五〇
アヂナブ(Adjuah)	五六六〇〇	五七七五〇	六四六〇〇	六五五五〇
アキム(akuse)	五六六〇〇	五七七五〇	六四六〇〇	六五五五〇
アパム(Appam)	五六六〇〇	五七七五〇	六四六〇〇	六五五五〇
アキム(Axim)	五六六〇〇	五七七五〇	六四六〇〇	六五五五〇
バナム(Bahurst)	四二二〇〇	四六一五〇	五三三〇〇	五四一五〇
ボンニー(Bonny)	六〇八〇〇	六一七五〇	七〇〇〇〇	七〇九五〇
ブラズ(Brass)	六〇八〇〇	六一七五〇	七〇〇〇〇	七〇九五〇
シャム(Chama)	五六六〇〇	五七七五〇	六四六〇〇	六五五五〇
ディクロー(Dixcove)	五六六〇〇	五七七五〇	六四六〇〇	六五五五〇
ラゴス(Lagos)	五六六〇〇	六〇七五〇	六七八〇〇	六八七五〇
クワタ(Quitta)	五〇一〇〇	五七五五〇	六四六〇〇	六五五五〇
シエラレオン(Sierra Leone)	五〇一〇〇	五七一五〇	五八二〇〇	五九一五〇

明治三十四年六月 告示 逓信省第二百四十六號 第二百四十七號 第二百四十八號
 ニゼリアノ項ヲ左ノ通改正ス
 ニゼリア(Zaire) 六〇六〇〇 六一五五〇 六八六〇〇 六九五五〇

○逓信省告示第二百四十六號
 下野國上都賀郡中宮祠郵便電信取扱所ハ毎年六月十六日ヨリ九月三十日迄其事務ヲ取扱フ
 但閉鎖中該所ニ屬スル事務ニシテ電信ニ係ルモノハ宇都宮郵便電信局其他ハ日光郵便電信局ニ
 於テ繼續取扱フ
 逓信大臣子爵芳川顯正

○逓信省告示第二百四十七號
 下野國鹽谷郡鹽原電信取扱所ハ毎年七月一日ヨリ九月三十日迄其事務ヲ取扱フ
 但閉鎖中該所ニ屬スル事務ハ宇都宮郵便電信局ニ於テ繼續取扱フ
 逓信大臣子爵芳川顯正

○逓信省告示第二百四十八號
 萬國郵便條約施行細則第四十條第一項第一節中「塘沽」ノ次ヘ「福州及漢口」ヲ追加ス
 逓信大臣子爵芳川顯正

○逓信省告示第二百四十九號
 來七月一日ヨリ紀伊國西牟婁郡潮ノ岬海軍望樓電信取扱所ニ於ケル電報直配達區域ヲ左ノ通改定
 逓信大臣子爵芳川顯正

○逓信省告示第二百五十號
 西牟婁郡潮岬村大字上野
 廣島縣下安藝國佐伯郡地御前村字阿品及同郡嚴島町字小名切兩沖ニ設置ノ水底電線浮標修繕竣工
 逓信大臣子爵芳川顯正

ニ付糞ニ設置シタル假浮標ヲ撤去ス
 明治三十四年六月十八日
 ○逓信省告示第二百五十一號
 帆船玉垣丸外四十四艘ヘ左ノ信號符字ヲ點附ス
 明治三十四年六月十八日

逓信大臣子爵芳川顯正
 逓信大臣子爵芳川顯正

信號符字	番 號	種 類	船 名	船 籍 港	所 有 者
J F V W	五〇一〇五〇一〇	帆 玉 垣	丸 Tamagaki Maru.	長 崎 市	三菱合資會社
J G S C	五二〇〇五二〇〇	汽 船	丸 Tsuruhiko Maru.	相 模 國 賀 野 町	合名會社大倉
J H Q C	五四一〇五四一〇	帆 明 神	丸 Myojin Maru.	大 平 田 町	川 口 右 馬 治
J H Q D	五四一一五四一一	帆 運 明	丸 Unmei Maru.	大 平 田 町	杉 木 三 助
J H Q F	五四一二五四一二	帆 伊 鏡 平 和 丸	Igo Heiwa Maru.	肥 前 國 津 村	友 永 末 松
J H Q G	五四一三五四一三	帆 第 參 永 德 丸	Yeioku Maru. No. 3.	三 川 國 荒 木 村	岩 吉
J H Q K	五四一四五四一四	帆 秀 運	丸 Shūun Maru.	肥 前 國 池 田 村	左 馬 太
J H Q L	五四一五五四一五	帆 明 德	丸 Myōtoku Maru.	江 崎 國 久 保 田 村	久 藏
J K D P	五五三七五五三七	帆 東 興	丸 Tōō Maru.	廣 隆 國 柴 山 合 資 會 社	
J K D Q	五五三八五五三八	帆 清 德	丸 Seitoku Maru.	廣 隆 國 伊 東 村	善 助
J K T S	五六四七五六四七	帆 住 榮	丸 Sumiyei Maru.	瀨 野 國 濱 田 村	三 治
J L H S	六〇一六六〇一六	帆 榮 幸	丸 Yoikō Maru.	岩 口 國 向 野 村	小 林 源 平

明治三十四年六月 告示 逓信省第二百五十一號

J L T N	六三六一 6361	汽	郵船 葛原丸 No. 1.	新 瀨 市	葛原丸株式會社
J L T P	六三六三 6363	汽	郵船 安進丸 No. 12.	新 瀨 市	株式會社安進
J L T Q	六三六四 6364	汽	郵船 運丸 Kōmō Maru.	新 瀨 市	新瀨史船株式會社
J D L T	六四三九 6439	汽	田 川 丸 Tagawa Maru.	神 戶 市	三井物產合名會社
J P K C	六五二三 6523	帆	第四十一號丸 Nakaya Maru. No. 41.	東 京 市	北海道炭礦鐵道株式會社
J P K D	六五二六 6526	汽	第壹號鐵港丸 Choko Maru. No. 1.	水 下 町	青岡 孝太郎
J P K F	六五二七 6527	汽	第壹號利根丸 Tone Maru. No. 1.	水 下 町	青岡 孝太郎
J B W L	六六四七 6647	帆	妙 見 丸 Myōken Maru.	伊 豆 村	黒田 敏
J B W M	六六四八 6648	帆	大 平 丸 Taihei Maru.	伊 豆 村	伊達 長三郎
J L D Q	六七三七 6737	汽	金 山 丸 Kaneyama Maru.	安 芸 郡 海部町	陸 平 省
J L D R	六七三九 6739	帆	寶 勢 丸 Hōsei Maru.	安 芸 郡 海部町	石井 田六
J L D S	六七四〇 6740	帆	金 剛 丸 Kōgō Maru.	安 芸 郡 海部町	丸尾 宇平
J P R D	六七四三 6743	帆	住 寶 丸 Sumiō Maru.	安 芸 郡 海部町	久保 熊太郎
J K T N	六八二二 6822	帆	企 比 羅 丸 Kōmpira Maru.	西 生 口 村	進 重作
J K T L	六八二三 6823	帆	神 福 丸 Shinfuku Maru.	蒲 島 村	砂田 久五郎
J K T M	六八二四 6824	帆	浦 安 丸 Urayasu Maru.	油 岡 村	中本 義治
J K T P	六八二六 6826	帆	住 榮 丸 Sumiyō Maru.	井 岡 村	池田 幸三郎
J K T Q	六八二七 6827	帆	第 二 中 央 丸 Chūō Maru. No. 2.	麻 績 町	株式會社中央セメント

J K T R	六八二八 6828	帆	三 號 八 幡 丸 Yawata Maru. No. 3.	和 田 市	谷村 利兵衛
J K T V	六八三〇 6830	汽	迅 致 丸 Jinkū Maru.	門 司 市	門司海運株式會社
J C V B	六九九三 6993	汽	第 二 江 阪 丸 Kohan Maru. No. 2.	近 江 村	吉川汽船合資會社
J C V D	六九九四 6994	帆	金 尾 羅 丸 Kōmyō Maru.	中 國 村	小坂七右衛門
J C V F	七〇〇一 7001	帆	第 二 八 幡 丸 Yawata Maru. No. 2.	越 前 村	右近權左衛門
J O V G	七〇〇三 7003	帆	玉 吉 丸 Tamayoshi Maru.	大 阪 市	黒川 又次郎
J C V H	七〇〇五 7005	汽	第 二 波 波 丸 Iyōha Maru. No. 2.	大 津 市	湖南汽船株式會社
J C V K	七〇〇八 7008	帆	神 運 丸 Jintsu Maru.	加 賀 村	中本 隆作
J C V L	七〇一一 7011	汽	第 二 船 船 丸 Funabō Maru. No. 2.	大 阪 市	小野 清吉
J C V M	七〇一四 7014	汽	虎 丸 Tori Maru.	大 阪 市	柳井 清兵衛
J N K P	七四〇二 7402	帆	加 茂 川 丸 Kamogawa Maru.	伊 豆 村	春原 辰次郎
J N K Q	七四〇三 7403	帆	寶 丸 Takara Maru.	伊 豆 村	岡田 松太郎
J M F H	七六七七 7677	帆	久 禮 丸 Kure Maru.	土 佐 村	西岡 彌太郎
J P D R	七七三六 7736	汽	萬 丸 Yōrozu Gō.	橫 濱 市	大 藏 省
J P D S	七七三八 7738	帆	妙 法 丸 Myōhō Maru.	須 磨 村	田中 庄七

○遞信省告示第二百五十二號
鐵道作業局大貨物留置料左ノ通相定メ本年九月一日ヨリ施行ス

明治三十四年六月十八日

遞信大臣子爵芳川顯正

鐵道作業局大貨物留置料

一運輸規程第八十三條第二項ノ場合ニ於テハ二十四時間若ハ其未滿毎ニ左記割合ヲ以テ貨物留置料ヲ徵收ス

斤又ハ箇數ヲ以テ取扱フ貨物	五十斤若ハ其未滿毎ニ	金一錢
噸ヲ以テ取扱フ貨物及貸切貨物	一噸若ハ其未滿毎ニ	金二十五錢
車數ヲ以テ取扱フ貨物	貨車一輛分	金一圓

一貨物引渡後荷受人ノ責任ヲ以テ貨物ヲ停車場構内ニ留置スル場合ニ於テハ最初該貨物ノ到着通知ヲ爲シタル時ヨリ起算シ二十四時間ヲ過クル時ハ其以上二十四時間若ハ其未滿毎ニ前項ノ割合ヲ以テ貨物留置料ヲ徵收ス

但保管料ヲ徵收スル時間ニ對シテハ留置料ヲ徵收セス

○遞信省告示第二百五十三號

本年八月一日ヨリ明治三十三年九月遞信省告示第三百三十八號郵便私書函貸與規程第四條中「仁川」ノ次ニ「京城清國天津北京」ノ八字ヲ加フ

明治三十四年六月十九日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第二百五十四號

來七月一日ヨリ武藏國豐多摩郡角管郵便受取所ヲ淀橋郵便受取所ト改稱ス

明治三十四年六月二十日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第二百五十五號

自今本邦郵便局ニ於テハ華盛頓締結郵便爲替事務約定ニ依リ在清國福州漢口及芝罘瀋陽郵便局振出ニ係ル郵便爲替ノ拂渡ヲ取扱フ

明治三十四年六月二十日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第二百五十六號

自今在清國芝罘本邦郵便局ニ於テハ獨逸爲替ノ拂渡ヲ取扱ハス

明治三十四年六月二十日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第二百五十七號

本年八月一日以降鐵道作業局東海道線大森ト品川トノ間大井聯絡所ヨリ分岐シ日本鐵道株式會社線大崎ニ接続スル支線ヲ運輸營業線路トシテ使用ス其哩程左ノ通

但シ當分該線路ニ依リ旅客及小荷物ノ運送ヲナサス

明治三十四年六月二十一日

遞信大臣子爵芳川顯正

大森停車場大井聯絡所間

一哩三十三鎮

大井聯絡所大崎停車場間

零哩七十二鎮

○遞信省告示第二百五十八號

本月二十五日ヨリ左ノ電話所ヲ設置ス

明治三十四年六月二十二日

遞信大臣子爵芳川顯正

位

所

名

武藏國北豐島郡千住郵便電信局内

南千住電話所

武藏國荏原郡品川郵便局内

南品川電話所

○遞信省告示第二百五十九號

自今華盛頓締結郵便爲替事務約定ニ據リ「トリポリ」攝政國「ベンガシ」ニ於ケル伊太利郵便局ト郵便爲替ノ交換ヲ開始ス

明治三十四年六月二十六日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第二百六十號

來七月一日ヨリ左ノ電話所ヲ設置ス

明治三十四年六月二十七日

遞信大臣子爵芳川顯正

明治三十四年六月 告示

遞信省第二百五十六號 第二百五十七號 第二百五十八號 第二百五十九號 第二百六十號

位 區
攝津國神戶市市引通
攝津國神戶市市引通
攝津國神戶市水木通

名 稱
布引通電話所
荒田町電話所
水木通電話所

位 區
攝津國武庫郡御影郵便電信局內
攝津國武庫郡須磨郵便電信局內

名 稱
御影電話所
須磨電話所

○逕信省告示第二百六十一號

明治三十二年八月逕信省告示第三百十四號電話呼出地域中「和泉國泉北郡濱寺村神石村風村及跡尾村」内ノ次ニ左ノ通追加ス

明治三十四年六月二十七日

逕信大臣子爵芳川顯正

一 攝津國武庫郡 御影町 都賀村 魚崎村 西灘村ノ内大字岩屋 同上味泥 同味泥 同森 同河原 本庄村ノ内大字西青木 同青木字青木 六甲村ノ内大字銀井 同都賀 同八幡 同高羽字高羽 本山村ノ内大字岡本 同田中 同野寄 住吉村ノ内大字住吉(字長谷川) 須磨村ノ内大字東須磨 同西須磨 同西代(字高畑) 同板宿及同大手内

○逕信省告示第二百六十二號

來七月一日ヨリ北京郵便局公使館街出張所ヲ北京鐵獅子胡同西頭路北ニ移轉シ北京郵便局城北出張所ト改稱ス

明治三十四年六月二十八日

逕信大臣子爵芳川顯正

○逕信省告示第二百六十三號

來七月一日ヨリ清國天津開口下大街ニ天津郵便局出張所ヲ置キ天津郵便局居留地出張所ト稱ス但郵便貯金事務ヲモ取扱フ

明治三十四年六月二十八日

逕信大臣子爵芳川顯正

○逕信省告示第二百六十四號

駿河國庵原郡江尻及遠江國磐田郡中泉ノ兩電信取扱所ニ於テハ來七月一日ヨリ電報直配達及別使

配達ノ取扱ヲ爲サス

明治三十四年六月二十八日

逕信大臣子爵芳川顯正

○逕信省告示第二百六十五號

來七月一日ヨリ馬關鐵道停車場ニ於テ公衆電報ノ取扱ヲ開始ス其ノ取扱所ノ名稱、位置、電報受付時間及電報ノ取扱ニ關スル制限左ノ如シ

明治三十四年六月二十八日

逕信大臣子爵芳川顯正

一名稱位置

名 稱

位 區

名 稱

馬關電信取扱所

長門國赤間關市馬關鐵道停車場

一電報受付時間

三月一日ヨリ十月三十一日マテ午前六時ヨリ午後十時マテ

十一月一日ヨリ翌年二月末日マテ午前七時ヨリ午後十時マテ

一電報ノ取扱ニ關スル制限

一取扱フヘキ電報

内國和文電報

但シ著信電報ハ其ノ鐵道停車場ヲ肩書シタルモノ及留置ト爲スモノノ外之ヲ取扱ハス

○逕信省告示第二百六十六號

來七月一日ヨリ在清國北京本邦郵便局ニ於テハ白耳義爲替及伊國及其媒介爲替ノ拂渡ヲ、在清國福州本邦郵便局ニ於テハ萬國聯合郵便爲替(獨逸爲替)及伊國及其媒介爲替ノ振出拂渡並ニ獨逸爲替英國及其媒介爲替及加那太爲替ノ振出ヲ、在韓國城津本邦郵便局ニ於テハ萬國聯合郵便爲替、伊國及其媒介爲替、英國及其媒介爲替、米國爲替及加那太爲替ノ振出拂渡ヲ、在韓國平壤本邦郵便局ニ

於テハ米國爲替ノ振出拂渡ヲ取扱フ

明治三十四年六月二十九日

遞信大臣子爵芳川顯正

○臺灣總督府告示第四十六號(官報六月七日)

明治三十四年五月二十四日發行臺灣日報第四百十五號ハ治安ヲ妨害スルモノト認メ臺灣新聞紙條例第十條ニ依リ其ノ發賣頒布ヲ禁止ス

明治三十四年五月二十四日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

○臺灣總督府告示第四十七號(官報六月七日)

明治三十四年五月二十五日發行臺灣日報第四百十六號ハ治安ヲ妨害スルモノト認メ臺灣新聞紙條例第十條ニ依リ其ノ發賣頒布ヲ禁止セリ

明治三十四年五月二十五日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

○臺灣總督府告示第四十八號(官報六月七日)

明治三十四年五月二十九日發行臺灣民報第二百六號ハ治安ヲ妨害スルモノト認メ臺灣新聞紙條例第十條ニ依リ其發賣頒布ヲ禁止セリ

明治三十四年五月二十九日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

○臺灣總督府告示第四十九號(官報六月七日)

明治三十一年六月告示第三十五號別冊臺灣發川石山經過海外電報料金表中左ノ通改正ス

明治三十四年五月二十日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

第二表韓國地方ノ部中「晉州(Chinju)」「海寧(Hwainong)」「慶遠(Kionghung)」「及光州(Kwangju)」ノ各地名ヲ削除シ「蔚州(Chow)」「次」「脫山(Gwando)」「挿入ス
第四表南亞米利加地方ノ部中「ブラジル」外七項ヲ左ノ通改メ

島並口	阿 斯 德 線		香 港	
	新設電報ノハ ノイナト線	ノイナト線	新設電報ノハ ノイナト線	ノイナト線
ブラジル(Brazil)	10+1000	10+1000	10+1000	10+1000
ペナン(Penang)	10+1000	10+1000	10+1000	10+1000
スマタラカ(Sumatra)	10+1000	10+1000	10+1000	10+1000
ジャバ(Java)	10+1000	10+1000	10+1000	10+1000
ボルネオ(Borneo)	10+1000	10+1000	10+1000	10+1000
マカッサラ(Macassar)	10+1000	10+1000	10+1000	10+1000
モントレー(Monte Alegre)	10+1000	10+1000	10+1000	10+1000
モスクーエ(Mosqueiro)	10+1000	10+1000	10+1000	10+1000
ピンヘイロス(Pinheiros)	10+1000	10+1000	10+1000	10+1000
サンタカタ(Santarem)	10+1000	10+1000	10+1000	10+1000
ソウラ(Soura)	10+1000	10+1000	10+1000	10+1000
アレンヂニョ(Alenquer)	10+1000	10+1000	10+1000	10+1000
イタコイタコ(Itacocaina)	10+1000	10+1000	10+1000	10+1000
マヌアス(Manaos)	10+1000	10+1000	10+1000	10+1000
オリヂス(Oridos)	10+1000	10+1000	10+1000	10+1000
パリンチニョ(Parinins)	10+1000	10+1000	10+1000	10+1000
其他各地	10+1000	10+1000	10+1000	10+1000
アルゼンチン共和国(Argentine Republic)	11+1000	11+1000	11+1000	11+1000
パラグアイ(Paraguay)	11+1000	11+1000	11+1000	11+1000
ウルグワイ(Uruguay)	11+1000	11+1000	11+1000	11+1000
ボリヴェア(Bolivia)	11+1000	11+1000	11+1000	11+1000
智利(Chili)	11+1000	11+1000	11+1000	11+1000
エクアドル(Ecuador)	11+1000	11+1000	11+1000	11+1000
グアヤキール(Guayaquil)	11+1000	11+1000	11+1000	11+1000

Table listing administrative divisions (prefecture, county, village) and geographical features (rivers, mountains, wells) in various districts. Columns include '同' (same), '縣名' (county name), '郡名' (prefecture name), '村名' (village name), '大字' (large character), '小字' (small character).

Table listing administrative divisions and geographical features in various districts, including entries for '滋賀縣', '山梨縣', and '福島縣'. Columns include '同', '縣名', '郡名', '村名', '大字', '小字'.

明治三十年法律第二十九號砂防法第二條ニ依リ沿水上砂防ノ爲メ一定ノ行爲ヲ禁止制限スヘキ土地左ノ通指定ス
○内務省告示第四十七號
明治三十四年七月五日
内務大臣男爵内海忠勝

明治三十四年七月 告示 内務省第四十七號

愛知縣

Table with columns for village names (e.g., 額田, 岩津, 西阿知), their corresponding names in other regions (e.g., 西谷, 中ノ坂), and other administrative details. Includes a section for '入下モ、瀬澤'.

廣島縣

Table with columns for village names (e.g., 郡名, 村名, 大字名, 小字名) and their corresponding administrative details. Includes a section for '水谷東平'.

一少年之思想 第四號 橫濱市尾上町一丁目四番地兵隊和四郎發行

○内務省告示第四十九號 郡市ノ區域ニ依テサル警察署管轄區域表中山口縣赤間關水上警察署ノ部自今左ノ通り改ム

○内務省告示第五十號 赤間關水上警察署 赤間關市港河

○内務省告示第五十一號 官幣中社宗像神社 右官幣大社ニ昇格 仰出サル

明治三十四年七月十八日 內務大臣男爵内海忠勝

○内務省告示第五十一號 明治三十三年十二月三十一日調査北海道區制及北海道一級町村制施行地ニ於ケル現住人口左ノ通り

區町村名	人口	區町村名	人口	區町村名	人口
札幌區	四六、一〇一	江島村	三、〇〇五	根室町	七、五二一
函館區	八二、五三三	江刺町	九、〇五二	網走町	五、四六二
小樽區	六七、三〇八	岩内町	六、六七五	伊達村	九、四三三
大野村	七、三三九	余市町	三、二一〇	釧路町	一〇、三〇九
上磯村	九、〇八一	岩見澤村	八、一七六	厚岸町	四、〇四一
福山町	六、六七七	増毛町	一〇、二八四	根室町	一、六四七

備考 本表現任人の明治三十三年十二月三十一日調査人口に算出ス
陸海軍在籍者及除年算出ス
陸海軍在籍者及除年算出ス

○内務省告示第五十二號

一花月世界 第四號 東京市神田區千代田町二番地戸所竹雄發行
右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁シ且ツ其ノ印本ヲ差押フ
明治三十四年七月二十四日 内務大臣野村海忠勝

○大藏省告示第三十五號

第三回發行
一記名軍事公債證書五拾圓券 一枚
執號 三二〇八〇番

但明治三十九年六月渡以降利札付屬

右靜岡縣磐田郡山香村瀨尻百七十三番地宮澤與惣次所有ノ處明治三十三年七月十一日火災ニ罹リ
消滅ノ趣ヲ以テ代リ證書請求ニ付整理公債條例第三十條ニ據リ之ヲ交付セリ但消滅シタル證書ハ
無効トス
明治三十四年七月四日 大藏大臣曾禰荒助

○大藏省告示第三十六號

松山稅務管理局ヲ本月五日松山市大字壹町三町目五十一番地へ移ス
明治三十四年七月五日 大藏大臣曾禰荒助

○大藏省告示第三十七號

二十四年發行
一記名整理公債證書額面百圓券附屬利札 一枚
同號 第三八二三番

但明治三十四年六月渡分

右岐阜縣稻葉郡鷺山村字正木山田慶左所有ノ處明治三十四年六月三日火災ニ罹リ燒失セシ趣ヲ以
テ右ニ對スル利金ノ交付ヲ請求セリ依テ整理公債條例第二十條ニ據リ之ヲ交付セリ但消滅シタル
利札ハ無効トス
明治三十四年七月九日 大藏大臣曾禰荒助

○大藏省告示第三十八號

第三回發行
一記名軍事公債證書五拾圓券 一枚
執號 五二〇四六番

但明治三十二年十二月渡以降利札付屬

右大分縣大野郡養老村二百七十二番地佐藤宗平所有ノ處明治三十二年十一月十二日燒失ノ趣ヲ以
テ代リ證書請求ニ付整理公債條例第二十條ニ據リ代リ證書ヲ交付セリ但消滅シタル證書ハ無効ト
ス
明治三十四年七月十一日 大藏大臣曾禰荒助

○陸軍省告示第五號

明治三十三年當省告示第十四號恤兵金品取扱順序七月三十一日限り廢止ス

明治三十四年七月十六日

陸軍大臣男爵兒玉源太郎

○海軍省告示第十號

明治三十三年當省告示第十六號恤兵金寄附取扱手續寄贈品取扱手續七月三十一日限り廢止ス

明治三十四年七月十七日

海軍大臣山本權兵衛

○司法省告示第三十九號

高知地方裁判所管内赤岡區裁判所ノ裁判事務ハ裁判所構成法第十三條第二項ニ依リ明治三十四年七月十一日ヨリ高知區裁判所ニ於テ之ヲ取扱フ

明治三十四年七月五日

司法大臣清浦奎吾

○司法省告示第四十號

北海道集治監空知分監北海道集治監釧路分監ハ本年九月三十日限り廢止シ同十月一日ヨリ北海道北見國網走郡最寄村ニ北海道集治監網走分監ヲ置ク

明治三十四年七月十日

司法大臣清浦奎吾

○司法省告示第四十一號

地方裁判所支部中八王子、八日市場、沼津、彦根、脇町、四日市、山田、大垣、八戸ノ各支部ニ於テ明治三十四年八月一日ヨリ當分豫審事務ヲ取扱ハス

明治三十四年七月十五日

司法大臣清浦奎吾

○司法省告示第四十二號

私立京都法政學校

右判事檢事登用試驗規則第五條ニ依リ指定ス

明治三十四年七月二十四日

司法大臣清浦奎吾

○司法省告示第四十三號

青森地方裁判所管内野邊地區裁判所ノ裁判事務ハ裁判所構成法第十三條二項ニ依リ青森區裁判所ニ於テ之ヲ取扱フ

明治三十四年七月二十五日

司法大臣清浦奎吾

○司法省告示第四十四號

千葉地方裁判所管内北條區裁判所本年七月二十六日火災ニ罹リタルニ付キ來ル八月七日マテ登記事務ノ取扱ヲ停止ス

明治三十四年七月二十九日

司法大臣清浦奎吾

○文部省告示第四百十號

熊本縣立熊本中學校玉名分校ヲ同縣玉名郡彌富村大字中字檜林ニ設置シ明治三十六年四月ヨリ開校ノ件認可セリ

明治三十四年七月六日

文部大臣理學博士菊池大麓

○文部省告示第四百十一號

宮城縣立宮城縣第二中學校登米分校ヲ同縣登米郡佐沼町字寺浦園及的場園ニ設置シ明治三十五年四月ヨリ開校ノ件認可セリ

明治三十四年七月六日

文部大臣理學博士菊池大麓

○文部省告示第四百十二號

大阪府立池田中學校ヲ同府豐能郡池田町ニ大阪府立四條噺中學校ヲ同府北河內郡甲可村ニ設置シ明治三十六年四月ヨリ開校ノ件認可セリ

明治三十四年七月六日

文部大臣理學博士菊池大麓

○文部省告示第四百十三號

公立中學校長及公立高等女學校長ノ互選ニ係ル高等教育會議議員本年八月八日任期滿了ニ付高等

明治三十四年七月 告示

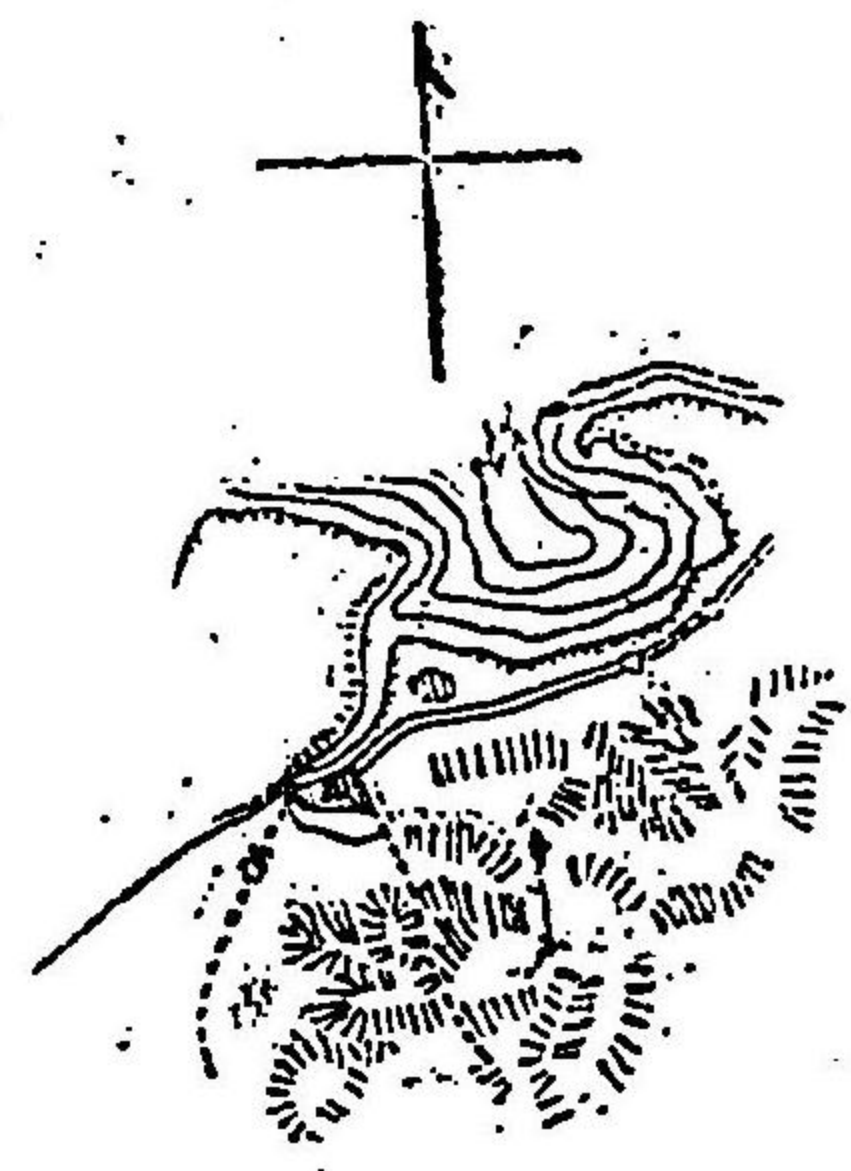
司法省第四十三號 第四十四號 第四百十號 第四百十一號 第四百十二號 第四百十三號

教育會議規則第四條第三項但書ニ依リ同月九日ヲ以テ當該議員ノ選舉ヲ行フ
文部大臣理學博士菊池大麓

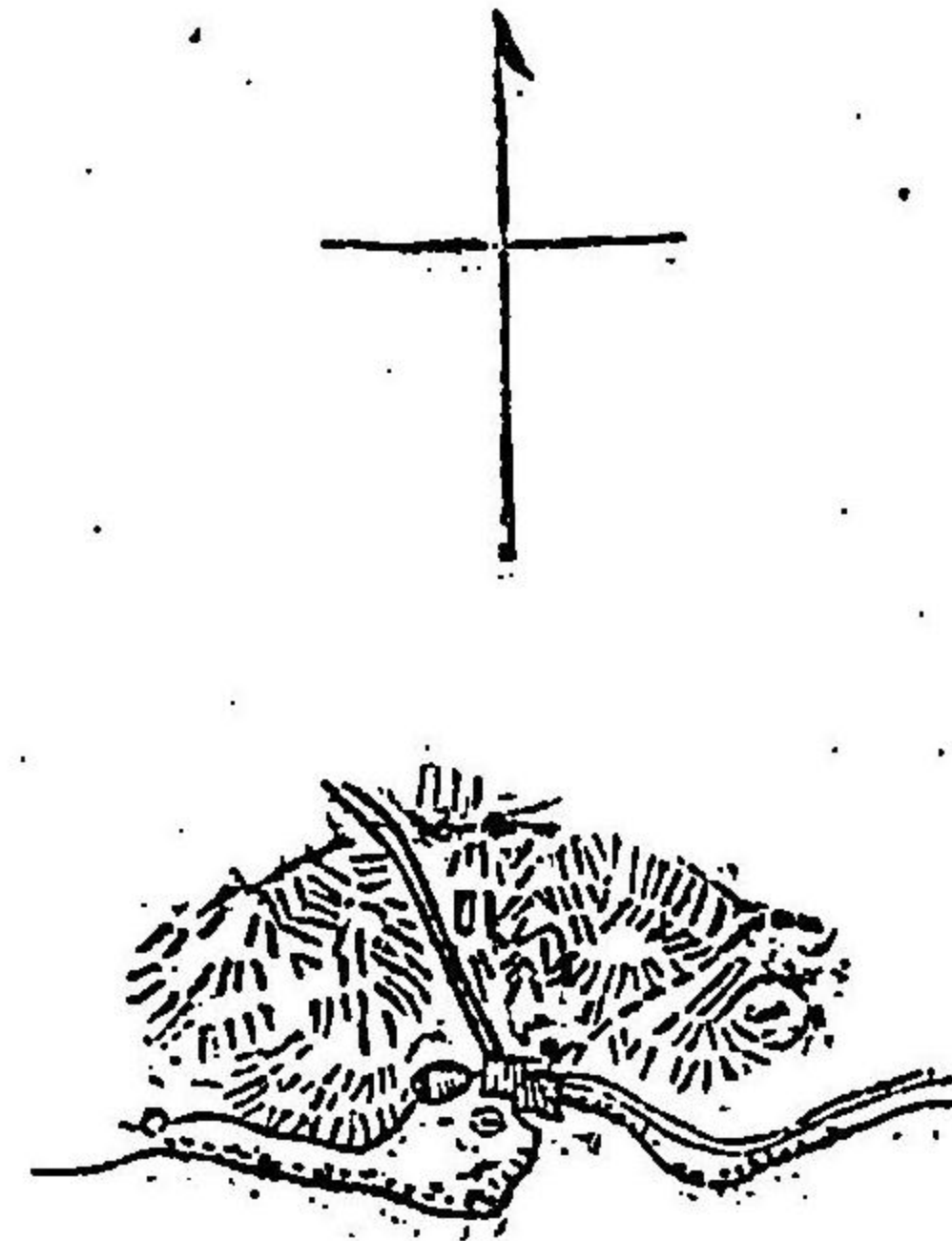
○文部省告示第四百四十四號
大阪府立堂島中學校位置ヲ同府大阪市北區芝田町竝ニ同府西成郡中津村大字下三番ニ變更ノ件認
可セリ
文部大臣理學博士菊池大麓

○文部省告示第四百四十五號
山形縣女子師範學校ヲ山形縣山形市香澄町ニ設置シ且ツ之レニ山形縣高等女學校ヲ併置シ孰レモ
明治三十五年四月ヨリ開校ノ件認可セリ
文部大臣理學博士菊池大麓

○文部省告示第四百四十六號
愛知縣知事ハ同縣渥美郡福江町大字島村地内 即東經百三十七度七分北緯三十二度一分 警報信號標ヲ設置
シ明治三十四年七月十一日ヨリ實施ノ旨報告セリ
文部大臣理學博士菊池大麓



○文部省告示第四百四十七號
廣島縣知事ハ同縣豐田郡忠海町忠海警察署構内 即東經百三十三度一分北緯三十二度一分 警報信號標ヲ設
置シ明治三十四年八月一日ヨリ實施ノ旨報告セリ
文部大臣理學博士菊池大麓



○文部省告示第四百四十八號
岡山縣小田郡矢掛町大字矢掛字和田ニ岡山縣立矢掛中學校ヲ設置シ明治三十五年四月ヨリ開校ノ
件認可セリ
文部大臣理學博士菊池大麓

○文部省告示第四百四十九號
公立中學校長互選人名
文部大臣理學博士菊池大麓

- | | |
|-----------------|------------------|
| 函館中學校長 鈴木 秀太郎 | 東京府第二中學校長 森 慎一郎 |
| 札幌中學校長 左乙女 豐秋 | 東京府第三中學校長 八田 三喜 |
| 東京府第一中學校長 藤岡 阿雄 | 東京府第四中學校長 深井 隆一郎 |
| | 京都府第一中學校長 土屋 具安 |
| | 京都府第二中學校長 中山 再次郎 |
| | 京都府第三中學校長 松本 正雄 |

大阪府立堂島中學校校長 太田 達人	大阪府立八尾中學校校長 石川 彌太郎	大阪府立美木中學校校長 小出 泰之太	大阪府立天王寺中學校校長 加藤 達吉	大阪府立岸和田中學校校長 福井 彦次郎	大阪府立岸和田中學校校長 山崎 忠興	大阪府立岸和田中學校校長 大里 猪熊	大阪府立岸和田中學校校長 木村 繁四郎	大阪府立岸和田中學校校長 吉田 康三	大阪府立岸和田中學校校長 永井 道明	大阪府立岸和田中學校校長 小倉 敏行	大阪府立岸和田中學校校長 鶴崎 久米一	大阪府立岸和田中學校校長 大江 磯吉	大阪府立岸和田中學校校長 柴田 榮一郎	大阪府立岸和田中學校校長 米澤 武平	大阪府立岸和田中學校校長 桐山 篤三郎	大阪府立岸和田中學校校長 百尾 喬利	大阪府立岸和田中學校校長 志田 真三	大阪府立岸和田中學校校長 羽石 重雄	大阪府立岸和田中學校校長 林 綱宏	大阪府立岸和田中學校校長 多田 一乘	大阪府立岸和田中學校校長 廣田 隆	大阪府立岸和田中學校校長 若瀨 利房	大阪府立岸和田中學校校長 高橋 重藏	大阪府立岸和田中學校校長 前原 仙次郎				
埼玉縣第三中學校校長 增野 悅興	埼玉縣第四中學校校長 木寺 柳次郎	群馬縣前橋中學校校長 岡 元輔	群馬縣高崎中學校校長 廣田 夏苗	群馬縣太田中學校校長 池田 文則	群馬縣安中中學校校長 三浦 菊太郎	群馬縣藤岡中學校校長 松澤 長三郎	群馬縣藤岡中學校校長 豐田 潔臣	群馬縣藤岡中學校校長 由比 賢	群馬縣藤岡中學校校長 武井 錦四郎	群馬縣藤岡中學校校長 千葉縣立佐原中學校校長 海鹽 錦衛	千葉縣立佐原中學校校長 村上 半光	千葉縣立佐原中學校校長 千葉縣立銚子中學校校長 千葉縣立銚子中學校校長 狩野 正忠	千葉縣立水戸中學校校長 井手 慶力	茨城縣立水戸中學校校長 井手 慶力	茨城縣立水戸中學校校長 石井 義春	茨城縣立水戸中學校校長 石川 種郎	茨城縣立水戸中學校校長 宮本 須	茨城縣立水戸中學校校長 藤木縣立水戸中學校校長 渡川 重太郎	茨城縣立水戸中學校校長 依田 義三	茨城縣立水戸中學校校長 依田 義三	茨城縣立水戸中學校校長 宗像 遠郎	茨城縣立水戸中學校校長 大橋 唯雄	茨城縣立水戸中學校校長 秋山 正隆	茨城縣立水戸中學校校長 田村 左衛門	茨城縣立水戸中學校校長 高橋 純之助	茨城縣立水戸中學校校長 日比野 寬		
愛知縣第二中學校校長 稻垣 末松	愛知縣第三中學校校長 今井 貫一	愛知縣第四中學校校長 山崎 新太郎	愛知縣第五中學校校長 川田 正滋	愛知縣第六中學校校長 竹下 莊一郎	愛知縣第七中學校校長 柳生 申之	愛知縣第八中學校校長 堤 寧成	愛知縣第九中學校校長 堤 敬太郎	愛知縣第十中學校校長 久野木 榮	愛知縣第十一中學校校長 大木 文藏	愛知縣第十二中學校校長 大島 正健	愛知縣第十三中學校校長 中川 太郎	愛知縣第十四中學校校長 市川 禎太郎	愛知縣第十五中學校校長 市川 禎太郎	愛知縣第十六中學校校長 高木 亥三郎	愛知縣第十七中學校校長 高木 亥三郎	愛知縣第十八中學校校長 高木 亥三郎	愛知縣第十九中學校校長 高木 亥三郎	愛知縣第二十中學校校長 高木 亥三郎	愛知縣第二十一中學校校長 高木 亥三郎	愛知縣第二十二中學校校長 高木 亥三郎	愛知縣第二十三中學校校長 高木 亥三郎	愛知縣第二十四中學校校長 高木 亥三郎	愛知縣第二十五中學校校長 高木 亥三郎	愛知縣第二十六中學校校長 高木 亥三郎	愛知縣第二十七中學校校長 高木 亥三郎	愛知縣第二十八中學校校長 高木 亥三郎	愛知縣第二十九中學校校長 高木 亥三郎	愛知縣第三十中學校校長 高木 亥三郎

縣立宮城縣第一中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第二中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第三中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第四中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第五中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第六中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第七中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第八中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第九中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第十中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第十一中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第十二中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第十三中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第十四中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第十五中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第十六中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第十七中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第十八中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第十九中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第二十中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第二十一中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第二十二中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第二十三中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第二十四中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第二十五中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第二十六中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第二十七中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第二十八中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第二十九中學校校長 佐藤 龜世	縣立宮城縣第三十中學校校長 佐藤 龜世
宮山縣第一中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第二中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第三中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第四中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第五中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第六中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第七中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第八中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第九中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第十中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第十一中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第十二中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第十三中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第十四中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第十五中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第十六中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第十七中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第十八中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第十九中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第二十中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第二十一中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第二十二中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第二十三中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第二十四中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第二十五中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第二十六中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第二十七中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第二十八中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第二十九中學校校長 石井 祐賢	宮山縣第三十中學校校長 石井 祐賢
香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎	香川縣立丸龜中學校校長 堀 卓次郎

- 公立高等女學校校長互選人名
- | | | |
|------------------|---------------------|--------------|
| 廣島縣立川 吉村 兼官 | 三重縣四日市市 西脇 又作 | 山形縣酒田高 折田 登任 |
| 內中學校長 遊賀 莊三郎 | 立高女學校長 市立名古屋高 南守 藤壽 | 山形縣山形高 神谷 春治 |
| 治木中學校長 上田 景二 | 靜岡縣名都郡濱松町 矢野 安定 | 山形縣岡高 清水 親和 |
| 沖繩縣中學校長 伊藤 貞勝 | 滋賀縣彦根町立 山下 新力 | 山形縣川高 清木 鶴雄 |
| 東京府第一高 河原 一郎 | 滋賀縣大津市大 若杉八百太郎 | 石川縣立高 土師 雙龍 |
| 大阪府中之島 樂 直太郎 | 岐阜縣岐阜高 三吉 艾 | 島根縣江上市 橋 三郎 |
| 大阪府立清水谷 大村 忠三郎 | 岐阜縣大垣高 宗宮 信行 | 岡山縣立高 濱井 三郎 |
| 高野女學校長 鈴木 俊秀 | 長野縣下伊那 幸次郎 | 岡山縣立高 渡部 明綱 |
| 市立堺高女學校長 新原 俊秀 | 長野縣小縣郡立上 下平 末嗣 | 岡山縣立高 宮川 通成 |
| 神奈川縣立高 永江 正直 | 長野縣松本高 井田 竹治 | 岡山縣立高 二宮 直方 |
| 兵庫縣立高女學校長 柏倉 一雄 | 長野縣長野高 渡邊 敏 | 岡山縣立高 鈴木 雄二 |
| 新潟縣高女學校長 中野 豐記 | 群馬縣立高 國分 行雄 | 岡山縣立高 青木 義正 |
| 群馬縣高女學校長 今井 退藏 | 群馬縣立高 小倉 康二 | 岡山縣立高 高木 直方 |
| 千葉縣立高女學校長 田井 敬三郎 | 群馬縣立高 仙岳 文三郎 | 岡山縣立高 高木 直方 |
| 茨城縣立高女學校長 小畑 源 | 群馬縣立高 近藤 貞 | 岡山縣立高 高木 直方 |
| 栃木縣立高女學校長 杉浦 要太郎 | 群馬縣立高 近藤 貞 | 岡山縣立高 高木 直方 |
| 奈良縣立高女學校長 藤井 長藏 | 群馬縣立高 近藤 貞 | 岡山縣立高 高木 直方 |
| 三重縣立高女學校長 長藏 | 群馬縣立高 近藤 貞 | 岡山縣立高 高木 直方 |
- 右明治三十一年文部省令第十三號高等教育會議員互選規則第七條ニ依リ告示ス
 右明治三十四年七月十日 文部大臣理學博士菊池大麓

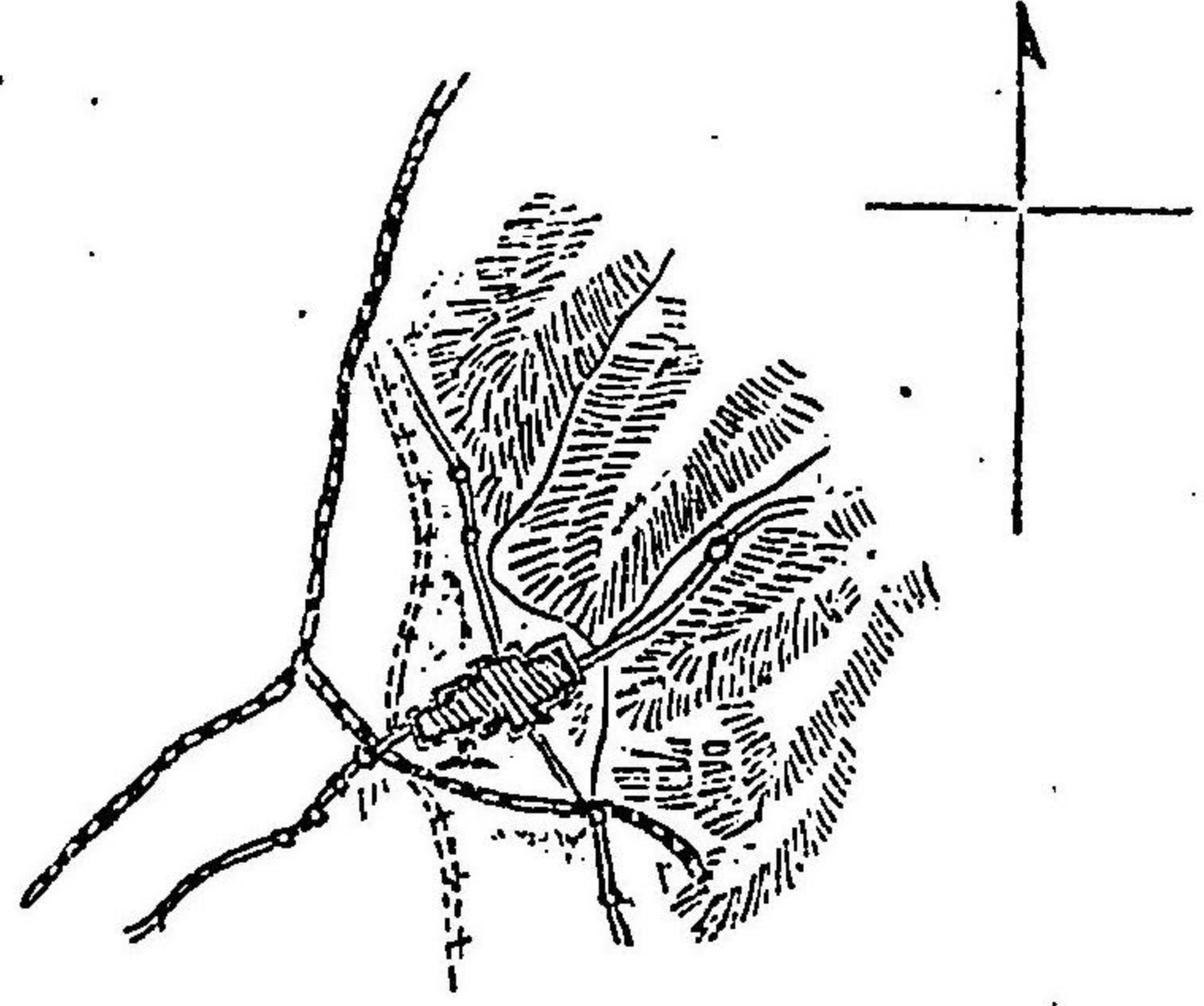
新潟縣中頸城郡立高田農學校

右ハ徵兵令第十三條及文官任用令第三條第三ニ依リ認定ス

○文部省告示第五百一十一號

靜岡縣知事ハ同縣田方郡三島町ニ於テ同町字小中島田方郡役所構内
所ニ警報信號標ヲ設置スルコトヲ許可シ明治三十四年八月十日ヨリ實施ノ旨報告セリ

文部大臣理學博士菊池大麓
文部大臣理學博士菊池大麓



同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一三〇	一三九	一三八	一三六二	一三六一	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
〇,五〇二	〇,八五二	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	
水川	下	井	菅	菅	木	重	重	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
植	兄	上	原	原	原	原	原	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
	村	理	儼	來	才	重	松	茂	利	繼	喜	友													
		三	一	次	一	太郎	太郎	一	器	太郎	代	一													

明治三十四年七月 告示 農商務省第八十七號

七二五

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二二五	二二四	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三	二二三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
〇,七二三	〇,六二〇	〇,五五〇	〇,四七五	〇,四二〇	〇,三七五	〇,三三〇	〇,二八五	〇,二四〇	〇,一九五	〇,一五〇	〇,一〇五	〇,〇六〇	〇,〇一五	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	
渡部	重樂	松浦	水野	松浦	松浦	渡部	大近	野坂	大竹	大角	大竹	渡邊	品川	大竹	渡邊	西土	友							
又	信		理	兵																				
四	次	直	太	吉	直	未	金	利	為	泰	為	儀	為	為	儀									
郎	郎		郎	君	直	藏	十	器	四	次	四	三	四	四	三									

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一五三	一五二	一五一	一九〇	一八九	一八八	一八七	一八六	一八五	一八四	一八三	一八〇	一七九	一七八	一七六	一七五	一七〇	一六九	一六八	一六七
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇
水川	水野	森木	森木	本永	井上	木原	本城	本城	本城	井上	上杉	木原	森木	森木	下見	同	松浦	下見	村
徳平	鹿太郎	鶴太郎	茂一耶	喜代助	治郎	重次郎	本造	武太郎	重次郎	辰蔵	本造	喜市	茂平次	重次郎	順助	鶴太郎	同	松浦	直

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一五三	一五二	一五一	一九〇	一八九	一八八	一八七	一八六	一八五	一八四	一八三	一八〇	一七九	一七八	一七六	一七五	一七〇	一六九	一六八	一六七
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇	〇,三三〇
水川	水野	森木	森木	本永	井上	木原	本城	本城	本城	井上	上杉	木原	森木	森木	下見	同	松浦	下見	村
徳平	鹿太郎	鶴太郎	茂一耶	喜代助	治郎	重次郎	本造	武太郎	重次郎	辰蔵	本造	喜市	茂平次	重次郎	順助	鶴太郎	同	松浦	直

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一四九	一九五	一九六	二〇〇	二〇〇	二〇八	二〇九	二一〇	二一〇	二一五	二一五	二二二	二二二	二二九	二二九	二二八	二二八	二二九
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
〇,〇三〇	〇,〇三〇	〇,〇三〇	〇,〇三〇	〇,〇三〇	〇,〇三〇	〇,〇三〇	〇,〇三〇	〇,〇三〇	〇,〇三〇	〇,〇三〇	〇,〇三〇	〇,〇三〇	〇,〇三〇	〇,〇三〇	〇,〇三〇	〇,〇三〇	〇,〇三〇
本永 喜代助	井上 喜市	森木 茂一郎	森木 鷗太郎	井上 喜市	同	財滿 武太郎	水川 權	水原 重四郎	重藤 松太郎	財滿 武太郎	上杉 儀一郎	水原 重次郎	中桶 文四郎	高松 仲助	同	重平 静夫	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二七六	二七六	二七八	二七九	二八二	二八二	二八二	二八二	二八九	二八九	二九五	三〇一	三〇二	三〇三	三〇三	三〇四	三〇五	三〇六
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
〇,〇五〇	〇,〇五〇	〇,〇五〇	〇,〇五〇	〇,〇五〇	〇,〇五〇	〇,〇五〇	〇,〇五〇	〇,〇五〇	〇,〇五〇	〇,〇五〇	〇,〇五〇	〇,〇五〇	〇,〇五〇	〇,〇五〇	〇,〇五〇	〇,〇五〇	〇,〇五〇
家月 新太郎	吉岡 多三次	高松 十七助	家月 新太郎	財滿 次平次	重藤 静巳	岡崎 清次郎	重平 静夫	上杉 儀一郎	同	同	中桶 文四郎	岡崎 梅太郎	財滿 次平次	重川 庄兵衛	下見 村	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三七七	三七六	三七五	三七四	三七三	三七二	三七一	三七〇	三六九	三六八	三六七	三六六	三六五	三六四	三六三	三六二	三六一	三六〇	三五九	三五八	三五七
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
〇,〇九〇	〇,〇七五	〇,〇七〇	〇,〇六五	〇,〇六〇	〇,〇五五	〇,〇五〇	〇,〇四五	〇,〇四〇	〇,〇三五	〇,〇三〇	〇,〇二五	〇,〇二〇	〇,〇一五	〇,〇一〇	〇,〇〇五	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
大森	仲助	中村	七助	中村	七助	中村	七助	中村	七助	中村	七助	中村	七助	中村	七助	中村	七助	中村	七助	中村
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三七七	三七六	三七五	三七四	三七三	三七二	三七一	三七〇	三六八	三六七	三六六	三六五	三六四	三六三	三六二	三六一	三六〇	三五九	三五八	三五七	三五六
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
〇,〇八〇	〇,〇七五	〇,〇七〇	〇,〇六五	〇,〇六〇	〇,〇五五	〇,〇五〇	〇,〇四五	〇,〇四〇	〇,〇三五	〇,〇三〇	〇,〇二五	〇,〇二〇	〇,〇一五	〇,〇一〇	〇,〇〇五	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇	〇,〇〇〇
大名	七之助	楠	安夫	吉本	伊助	雙照	雙照	小	文三郎	大森	喜代松	和氣	國藏	岩見	唯説	山本	幸作	岸根	十五郎	中川
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

明治三十四年七月 告示 農商務省第八十七號

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七二八	七二七	七二六	七二五	七二四	七二三	七二二	七二一	七二〇												
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
〇,〇〇〇三	〇,〇〇〇九	〇,〇〇一五	〇,〇〇二一	〇,〇〇二七	〇,〇〇三三	〇,〇〇三九	〇,〇〇四五	〇,〇〇五一	〇,〇〇五七	〇,〇〇六三	〇,〇〇六九	〇,〇〇七五	〇,〇〇八一	〇,〇〇八七	〇,〇〇九三	〇,〇〇九九	〇,〇一〇五	〇,〇一〇五	〇,〇一〇五	〇,〇一〇五
中田	中田	松岡	大森	吉本	中村	見玉	中川	中川	中村	夜船	住田	植田	植田	山本	大森	小白				
新平	ツ子	文三郎	鶴松	傳十郎	菊助	勝五郎	百松	佐藤	七助	芳松	芳松	七兵衛	新藏	増吉	喜代松	濱次				
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

七三七

明治三十四年七月 告示 農商務省第八十七號

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	燒山	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七〇九	七〇八	七〇七	七〇六	七〇五	七〇四	七〇三	七〇二	七〇一												
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
〇,〇一〇五	〇,〇一〇五	〇,〇一〇五	〇,〇一〇五	〇,〇一〇五	〇,〇一〇五	〇,〇一〇五	〇,〇一〇五	〇,〇一〇五	〇,〇一〇五	〇,〇一〇五	〇,〇一〇五	〇,〇一〇五	〇,〇一〇五	〇,〇一〇五	〇,〇一〇五	〇,〇一〇五	〇,〇一〇五	〇,〇一〇五	〇,〇一〇五	〇,〇一〇五
吉本	頼	同	同	同	同	金剛	中田	吉本	植田	小白	小白	小白	吉本	大森	吉本	奥山	大森			
伊助	馬吉					寺	新平	勇作	新藏	初次	濱次	新太郎	伊助	喜代松	伊助	武平	喜代松			
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

七三六

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五五〇	五四六	五四五	五四四	五五一	五〇三	五〇二	五〇一	四八三	四八二	四八〇	四七七	四七六	四七五	四七一	四七〇	四六九	四六八	四六五	四六四	四六三	四六一	四五九	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一、〇〇〇	一、〇〇〇	九〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇〇	七〇〇	六〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	
藤本	安平	藤本	藤本	三隅	藤本	西田	下郷	下野	下郷	下野	西村	下郷	下郷	下郷	下郷	下郷	下郷	下郷	下郷	下郷	下郷	下郷	
初五郎	文司	繁太郎	市藏	利軒蔵	龍之進	雪二郎	伊右衛門	庄七	豐藏	伊右衛門	忠兵衛	永三郎	三郎	三郎	永三郎	永三郎	永三郎	永三郎	永三郎	永三郎	永三郎	永三郎	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一八二	一八〇	一七九	一七八	一七七	一七六	一七五	一七四	一七三	一七二	一七一	一七〇	一六九	一六八	一六七	一六六	一六五	一六四	一六三	一六二	一六一	一六〇	一五九	一五八
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一八三三	一〇九〇三	三六〇〇	四六〇〇	三三〇〇	二七〇〇	二二〇〇	一八〇〇	一四〇〇	一〇〇〇	七〇〇	五〇〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇	八〇	七〇	六〇	五〇	四〇	三〇	二〇	一〇
山野	岡本	三隅	柴田	伊藤	西村	西村	前田	日高三郎右衛門	藤本	藤本	金山	藤本	西村	藤本	久保田	藤本	藤本	藤本	藤本	藤本	藤本	藤本	藤本
紋治郎	仙太郎	幸助	久兵衛	直治郎	利助	高介	清兵衛	四郎	ソメ	ソメ	榮治	ソメ	借衛	平吉	正七	惣助	惣助	惣助	惣助	惣助	惣助	惣助	惣助

- 第四條 出品目錄、解説書、出品等ノ提出期限ハ出品人ニ於テ嚴ニ之ヲ恪守シ遲滞ナキコトヲ期スヘシ
- 第五條 二以上ノ部類ニ屬スルコトヲ得ヘキ出品ト雖一人ニシテ二以上ノ部類ニ重複出品スルコトヲ得ス
- 出品ハ出品目錄ニ記載シタル部類別ニ依リテ陳列シ之ヲ審査スヘキヲ以テ出品人ハ部類別ノ撰定ニ注意スヘシ
- 第六條 一地方同種ノ產物ニシテ特殊ノ差異ナキモノハ成ルヘク組合共ノ他ノ團體ニ於テ撰拔セラレタルモノヲ出品スヘシ
- 第七條 出品人ハ成ルヘク其ノ出品ヲ撰拔シ類似物品ノ多數出陳ヲ避クルニ務ムヘシ
- 第八條 同種ノ物品ヲ一戸内父子夫婦等ノ名ニテ別々ニ出品スルコトヲ得ス
- 但特殊ノ技能ヲ要シタルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第九條 左ニ掲グル物品ヲ出品セントスル者ハ左ノ數量ヲ差出スヘシ但出品ノ種類又ハ性質ニ依リ必要アルトキハ此ノ制限ニ依ラサルコトヲ得
- 一 米、麥 每品五升
 - 二 大豆、小豆、粟、菜種、繭 同 三升
 - 三 綿、麻、葦、煙草 同 五百目
 - 四 人造肥料、水産肥料 同 同
 - 五 製茶 同 三斤
 - 六 苗 同 五十本

- 七 罐詰 同 半打
- 八 鰯、乾鮑、海參、乾蝦、田作、乾貝、乾鱈魚、海藻(兼昆布、乾海、魚鱈) 同 二斤又ハ二把
- 但乾鹽魚ノ尾ヲ以テ計フルモノノ中鮭、鱈、鱒等ノ大ナルモノハ二尾、鱈等ノ小ナルモノハ五尾
- 九 鱈節、鰻節等ノ節類 同 八本(二尾又ハ)
- 但鰻節ノ形大ナルモノハ四本(一尾)
- 十 食鹽 同 一俵(地方慣用)
- 但精製食鹽、燒鹽ハ五斤
- 第十條 礦物及土石ノ出品ハ方五寸内外、建築、土木、裝飾、彫刻用石材ハ方一尺内外ノモノニ限ル但出品物ノ性質最能ヲ示ス爲特別ノ必要アルモノハ此ノ制限ニ依ラサルコトヲ得
- 第十一條 地質及鑛床ノ圖面及模型、鑛山地形圖、坑内實測圖ハ縮尺千二百分ノ一乃至六百分ノ一トス
- 第十二條 建築、土木ノ設計、圖案及模型ハ既ニ之ヲ實行シ又ハ實行シツアルモノノ外出品スルコトヲ得ス但美術建築ノ圖案及模型ハ此ノ限ニ在ラス
- 第十三條 實業學校ノ實業科目ノ成績品ハ教育ノ效果ヲ示スニ必要ナル限ニ於テ之ヲ出品スヘシ
- 第十四條 出品ノ陳列ハ左ノ數量ニ依ルモノトス但出品ノ種類又ハ性質ニ依リ必要アルトキハ此ノ制限ニ依ラサルコトヲ得
- 一 升盃ヲ以テ計ルモノハ 每品一升
- 二 衡量ヲ以テ計ルモノハ 同 一斤

三 筒數ヲ用井ルモノハ 同 一箇、一本、一枚、一段、一匹、
 四 卷束シタルモノハ 同 一卷、一束、一括又ハ一連
 五 揃ヒモノハ 同 一組、一對、二揃又ハ一打

第十五條 商業上包裝ヲ以テ取引スル慣行アルモノハ包裝ノ儘出陳スルコトヲ得但長大ノ包裝物ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ニ於テハ包裝中ノ物質ヲ示ス爲別ニ見本ヲ添附スルコトヲ得

第十六條 繪畫彫塑ハ一人ノ出品數毎種三品以內トス

第十七條 陳列用以外ノ物品ハ出品人ニ於テ保管シ審査ノ際事務局ニ差出シ審査結了後出品人ニ於テ適宜處分スヘシ

第十八條 出品荷物ハ陳列以前ニ在リテハ出品人ニ於テ之ヲ保管シ當日陳列ヲ爲シ得ヘキ分ヲ限リテ會場内ニ搬入スヘシ其ノ荷造シタルモノハ荷解場ニ於テ外包外箱ヲ脱シタル後陳列場ニ持込ミ其ノ荷造セサルモノハ直ニ陳列場ニ持込ムヘシ

外包外箱ハ即日會場外ニ搬出スヘシ

第十九條 出品人ハ出品ニ關シ褒賞授與式前審査官ニ面談ヲ求ムルコトヲ得ス

○農商務省告示第九十二號

明治三十三年^月農商務省告示第三百三十四號官報百四十六頁上段中二十七行二十八行二十九行ハ左記ノ通り訂正ス

明治三十四年七月十八日 農商務大臣平田東助

伯耆國東伯耆郡伊勢崎村大字槻下字水溜八百三十八番原野九段二畝五歩ノ内
 一畝積五段歩 所有者 逢東村伊勢崎村大字槻下村

○農商務省告示第九十四號

森林法第十六條ニ依リ左記ノ保安林ヲ解除ス

明治三十四年七月二十二日 農商務大臣平田東助

國	郡	村	大字	字	地目	面積	所有者	申請者
磐城	刈田	宮	宮	刈田神社 境外上地	保安林	五四〇一	國	申請者
陸前	牡鹿	鮎川	鮎川濱	黃金山神社 境外上地	同	八八、八五、二〇、 一五、二六	同	鮎川村長 和泉 恒太郎

○農商務省告示第九十五號

森林法第十六條ニ依リ左記ノ保安林ヲ解除ス

明治三十四年七月二十二日 農商務大臣平田東助

國	郡	村	大字	字	地目	面積	所有者	申請者	
近江	阪田	卷照	高番	千	福	保安林	五八二〇ノ 三八二〇	國	北川 義八 和泉 恒太郎

○農商務省告示第九十六號

森林法第十六條ニ依リ左記ノ通り保安林ニ編入ス

明治三十四年七月二十四日 農商務大臣平田東助

國	郡	村	大字	字	地番	地目	面積	所有者	申請者
伯耆	東伯	中北條	江北	狐塚	二九二、	山林	〇七三〇	吉岡 久藏	當該村長 米本 政次郎
同	西伯	大山	赤松	門野	五六七、	原野	四七、二二〇ノ 四、一九〇九	大山村大字赤松	同 眞川 良信
同	同	同	同	下旗原	五七三、	同	三、四七〇、 〇、四三〇七	國	同
同	同	同	同	御樹谷	二〇二、	山林	〇、〇三〇、 〇、〇三三	清水 善太郎	同

○農商務省告示第九十七號

森林法第十六條ニ依リ左記ノ保安林ヲ解除ス
明治三十四年七月二十四日

國	郡	村	大字	字	地番	地目	面積	所有者	申請者
伯耆	東伯	三橋	園	渡山	三三五	保安林	二五〇〇〇	國	申請者 久保野田藤原良三 禮三
同	同	同	同	同	七七七	同	〇、一、一〇七、九	同	同
同	同	同	同	同	二二二	同	〇、四、四二二	同	同
同	同	同	同	同	一四二	同	〇、一、六二九、九	同	同
同	同	同	同	同	八〇九	同	〇、〇、八二二、九	同	同
同	同	同	同	同	五〇四	同	〇、〇、三三八、九	同	同
同	同	同	同	同	八八一	同	〇、〇、五二六、九	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

○農商務省告示第九十八號

森林法第十六條ニ依リ左記ノ保安林ヲ解除ス
明治三十四年七月二十四日

國	郡	村	大字	字	地番	地目	面積	所有者	申請者
相模	鎌倉	川口	江之島	西町	八四	保安林	九、六二七、九	御	川口村長 菊二
同	同	同	同	同	一九二	同	一、五〇三、九	同	同
同	同	同	同	同	二〇〇	同	〇、七〇三、九	同	同
同	同	同	同	同	三七	同	三、九五一、九	同	同
同	同	同	同	同	五七	同	三、〇〇二、九	同	同
同	同	同	同	同	九三〇	同	一、七二六、九	同	同
同	同	同	同	同	九三〇	同	七、五二九、九	同	同
同	同	同	同	同	九三〇	同	六、五二〇、九	同	同

○農商務省告示第九十九號

狩獵法施行規則第十三條第十四條共同狩獵地出願書様式及圖面ノ雛形左ノ通相定ム
明治三十四年七月二十五日

第一號様式(用紙美濃紙正副二通)
共同狩獵地免許願

農商務大臣平田東助

本籍
現住所

何 某
年 某

何町何町何町何町大字何

何町歩

小字何全地

何町歩

但 何町何町

何町歩

小字何ノ内

何町歩

但 何町何町

何町歩

合計

(現住所)
何市町村長

何 某

(共同狩獵免許地)
何市町村長

何 某

農商務大臣宛

○遞信省告示第二百六十七號
越後國中蒲原郡日本岡村字本所向島ト同國北蒲原郡濁川村大字新崎字七町割トノ間阿賀川ヘ左圖ノ通水底電線ヲ布設シ陸揚地ノ左右ニ建設セル各二本ノ陸標ヲ以テ指示スル所ノ二條ノ直線以內ヲ該線路ト定ム

明治三十四年七月二日
遞信大臣子爵芳川顯正

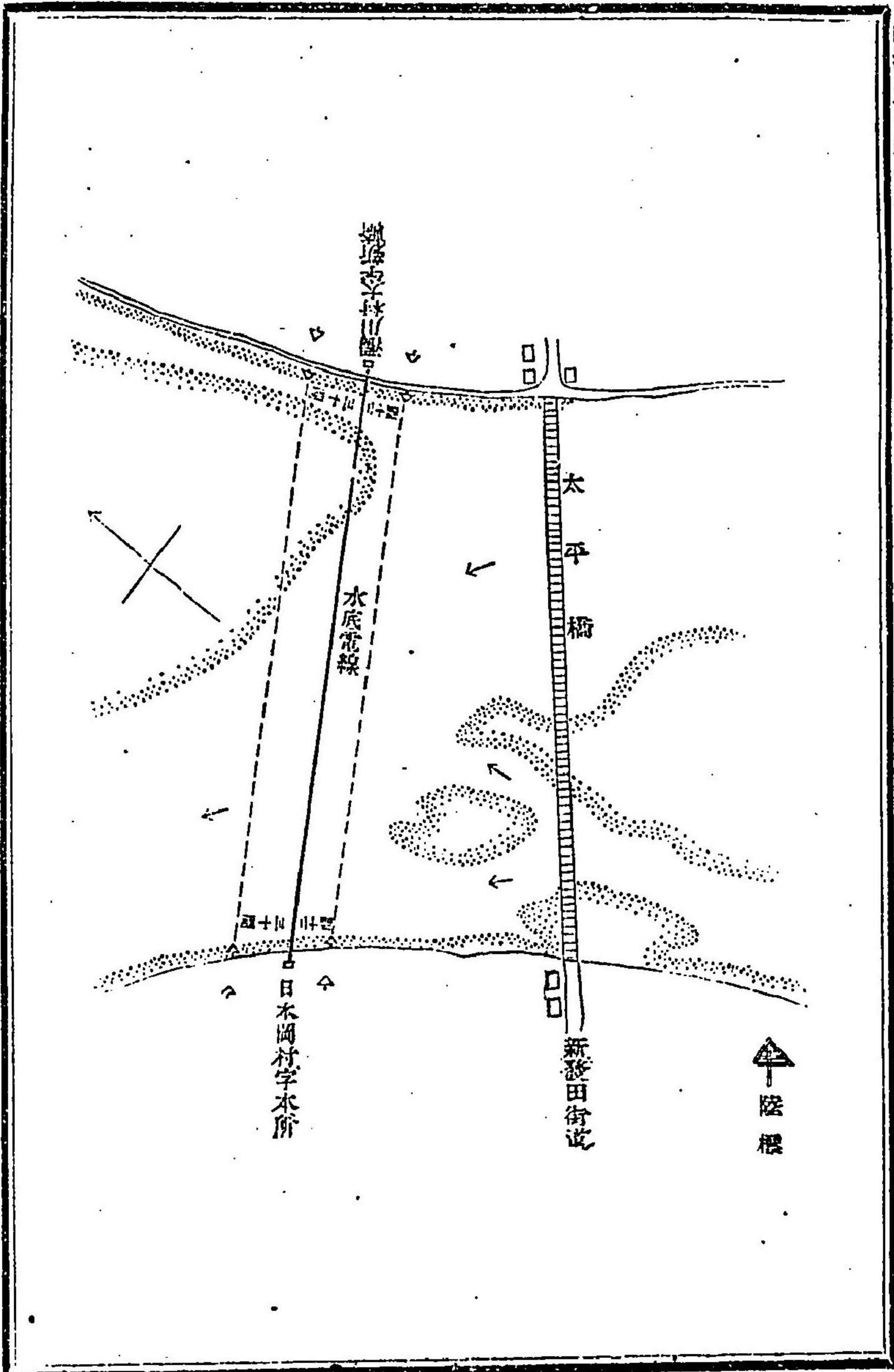
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	北 巨摩	同	同	同	同	同	同	中 巨摩	同	同	南 巨摩	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小 笠原	朝 神	同	同	同	鹽 崎	同	同	同	西 條	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
小 笠原						同	西 條						宮 澤												
地 荒シ	取 訪	山	同	同	同	南	天	大	金	前	小	竹	吉	村	杉	上	向								
荒	原	神				原	原	下	山	切	泉	内	原	内	山	永	山								
五 九〇九	一 六二〇	二 三三四	二 九九九	三 〇〇五	三 〇〇四	三 〇〇二	六 二六七	五 二三八	二 五八三	四 二九二	二 七七一	三 二六三	二 七五一	三 三七〇	一 〇八五	四 五六七									
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同								
〇,二 二一〇	〇,〇 〇三三	〇,二 三三〇	〇,二 三三〇	〇,〇 五〇九	〇,〇 五〇九	〇,〇 五〇九	〇,〇 五〇九	〇,〇 八二二	〇,〇 二二七	〇,〇 三〇九	〇,〇 五二二	〇,〇 五二二	〇,〇 五二二	〇,〇 五二二	〇,〇 九〇〇	〇,二 二〇〇									
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同									

明治三十四年七月 告示 農商務省第一號

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

七二〇

明治三十四年七月 告示 遞信省第二百六十七號



○逓信省告示第二百六十八號

明治三十四年三月三十一日逓信省告示第三百三十四號託送手荷物第六項ヲ左ノ通り改正シ本月十一日ヨリ施行ス
但明治三十四年一月逓信省告示第一號ハ同日以後廢止ス

明治三十四年七月二日

逓信大臣子爵芳川顯正

六 託送手荷物及旅客攜帶ノ手荷物ニ對シ配達賃ヲ支拂ヒタルトキハ特ニ指定シタル停車場所在
地市内及其停車場ヨリ凡一里半以内ノ地ニ限り配達ノ取扱ヲ爲ス
前項ノ配達賃ハ一箇ニ付重量三十斤迄金八錢三十斤以上金十二錢トス

〔參照〕

逓信省告示第三百三十四號(明治三十四年三月十三日)抄録

六 託送手荷物ハ既送入ヨリ配達賃ヲ仕拂ヒタルトキハ特ニ指定シタル停車場所在
地市内及其停車場ヨリ凡一里半以内ノ地ニ限り配達ノ取扱ヲ爲ス
前項ニ於ケル配達賃ハ一箇ニ付重量三十斤迄金八錢三十斤以上金十二錢トス

明治三十四年四月一日逓信省告示第一號ハ東京市内及大阪市内鐵道託送手荷物ノ配達取扱ニ關スル件ナリ

○逓信省告示第二百六十九號

當省所轄商船學校規則左ノ通り改正シ本月十一日ヨリ施行ス

明治三十四年七月二日

逓信大臣子爵芳川顯正

商船學校規則

第一章 總則

第一條 本校ハ航海機關ニ關スル學術技藝ヲ教授シ高等ノ船舶職員タルヘキ者ヲ養成スル所トス

第二條 本校修學年限ハ航海科ヲ五箇年六箇月トシ機關科ヲ五箇年トス

第三條 本校學生ハ在學中並ニ卒業後トモ海軍士官ノ豫備員トシテ兵籍ニ編入セラレ海軍一定ノ規則ニ據リ服役スルモノトス

第二章 學科、學級、課程及休業

第四條 本校ニ航海科及機關科ヲ設ク

第五條 航海科ノ學級及課程ハ左ノ如シ

第六條

第六級	運用術	法律	技業	商業地理	物理學	化學	數學
第五級	航海術	運用術	法律	技業	商業地理	物理學	化學
第四級	航海術	運用術	外國語	國語及漢文	兵式體操		
第三級	航海術	運用術	水路測量術	海上氣象學	法律	造船學	技業
第二級	航海術	運用術	水路測量術	海上氣象學	法律	造船學	技業
第一級	航海術	經濟	外國語	兵式體操			

航海術、運用術、水路測量術、海上氣象學、法律、造船學、技業ヲ以テ本科トシ其他ヲ補科トス
第六級乃至第二級ノ課程ハ校舍ニ在テ每級六箇月第一級ノ課程中砲術ハ海軍砲術練習所ニ在テ六箇月以內航海實習ノ課程ハ航海船ニ在テ滿二箇年六箇月ヲ以テ之ヲ修了セシム

第六條 機關科ノ學級及課程ハ左ノ如シ

第五級	汽機術	汽罐術	製圖	技業	力學	物理學	化學
第四級	汽機術	汽罐術	製圖	技業	力學	物理學	化學
第三級	汽機術	汽罐術	製圖	技業	力學	物理學	化學
第二級	汽機術	汽罐術	製圖	技業	力學	物理學	化學
第一級	汽機術	汽罐術	製圖	技業	力學	物理學	化學

外國語 兵式體操

第二級

工術實習 機關運轉實習

汽機術、汽機術、電氣工學、製圖、技業ヲ以テ本科トシ其他ヲ補科トス

第五級乃至第二級ノ課程ハ校舍ニ在テ每級六箇月第一級ノ課程中工術實習ハ機關工場ニ在テ滿

二箇年機關運轉實習ハ汽船ニ在テ滿一箇年ヲ以テ之ヲ修了セシム

第七條 休業日ハ左ノ如シ

日曜日 大祭祝日

夏期休業 自七月十二日至九月十日

冬期休業 自十二月二十五日至翌年一月七日

第三章 試験

第八條 試験ハ臨時試験、進級試験、卒業試験ノ三種トス

第九條 臨時試験ハ現修ノ學科ニ就キ臨時之ヲ施行シ其評點ニ依リ進級試験ノ得點ヲ増減スルモ

ノトス

第十條 進級試験ハ每級ノ課程ヲ終リタル後之ヲ施行ス

第十一條 卒業試験ハ第一級ノ課程ヲ卒リタル後本科ニ就キ之ヲ施行シ其合格者ニハ卒業證書ヲ

授與スルモノトス

第十二條 砲術ノ試験ハ海軍砲術練習所ニ於テ之ヲ施行シ其合格者ニハ及第證書ヲ授與ス

第十三條 各科目ノ全點、評點及罰點ハ別ニ定ムル所ニ據ル

第十四條 進級試験及卒業試験ノ及第點ハ每科目ノ得點本科ハ全點ノ十分ノ六以上補科ハ十分ノ

四以上ニシテ各科目ノ得點合計ニ評點若クハ罰點ヲ増減シ其點數全點合計ノ十分ノ六以上ニ當

ルモノトス

第十五條 進級試験ニ落第セシ者ハ原級ニ止ム

第十六條 卒業試験ニ落第セシ者ハ三箇月以内復習ヲ命シ再試験ヲ施行ス

第十七條 平素品行端正ニシテ試験ノ成績優俊ナルカ又ハ超衆勉勵ノ者ニハ褒賞ヲ授與ス

第十八條 臨時試験及進級試験ノ成績優俊ニシテ品行端正ナル者ニハ撰拔ノ上外國留學ヲ命スル

コトアルヘシ

第四章 入學

第十九條 入學期ハ毎年四月及十月ノ二回トス

第二十條 左項ノ一ニ該ル者ハ入學ヲ許サス

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 家資分散若クハ破産ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者

三 身代限りノ處分ヲ受ケ負債ノ辨償ヲ終ヘサル者

四 本校ニ於テ退校處分ヲ受ケタル者

第二十一條 入學ヲ許スヘキ者ハ左項ニ適合シ體格検査及入學試験ニ合格シタル者ニ限ル

一 年齡十五年以上二十一年以下ノ者

二 品行端正ナル者

三 在學中家事ニ係累ナキ者

第二十二條 官立若クハ公立中學校卒業者又ハ本校ニ於テ允當ト認メタル私立中學校若クハ之ト同等以上ノ科程ヲ具備スル私立學校ノ卒業者ニシテ該校ニ於テ品行端正學力優等ト證明シタル者ハ相當ノ人員ヲ限リ本校ニ於テ定メタル無試験入學許可規程ニ據リ初級ニ入學ヲ許可スヘシ

第二十三條 入學試験ヲ分テ豫備試験撰拔試験ノ二種トス

第二十四條 豫備試験科目左ノ如シ
數學 英語 國語及漢文 物理學 化學 地理 歴史

第二十五條 撰拔試験科目左ノ如シ
數學 英語

第二十六條 豫備試験ハ本校及地方海事局ニ於テ之ヲ行フ

第二十七條 體格検査ハ本校ニ於テ本校幹事及海軍將校臨席シ豫備試験ニ合格シタル者ニ就キ海軍軍醫之ヲ行フ

第二十八條 撰拔試験ハ本校ニ於テ海軍將校臨席シ體格検査ニ合格シタル者ニ就キ本校教官之ヲ行フ

第二十九條 入學志願者ハ入學願書(甲號書式)身分證書(乙號書式)戶籍謄本及學業履歷書ヲ差出スヘシ

第三十條 入學ノ許可ヲ得タル自費學生ハ丙號書式貸費學生ハ丁號書式ノ誓約書ヲ差出スヘシ

第三十一條 誓約書ニ要スル保證人三名ノ内一名ハ本人ノ父兄若クハ近親ニシテ一家ヲ爲ス者二名ハ東京市内ニ居住シ其内一名ハ公民權ヲ有スル者ニ限ル

第三十二條 保證人死亡スルカ又ハ其資格ヲ失フカ若クハ保證人タルノ責任ヲ解クトキハ新ニ保

證人ヲ定メ市區町村長ニ於テ資格ヲ證明シタル保證書ヲ三週間以内ニ差出スヘシ

第三十三條 保證人事故アリテ一時其居住地ヲ離ルルトキハ代理人ヲ定メ居出ツヘシ

第三十四條 學生及保證人ニシテ改姓名轉籍轉居又ハ改印スルトキハ市區町村長ニ於テ證明シタル居書ヲ差出スヘシ

第五章 退校

第三十五條 凡學生ハ退校ヲ出願スルヲ許サス

第三十六條 學生ニシテ左項ノ一ニ該ル者ハ直ニ退校ヲ命ス

一 校長幹事、教官、學生監等ノ命令訓誨ニ悖戾スル者

二 品行不良或ハ怠惰ニシテ成業ノ目的ナキ者

三 第四章第二十條第一號乃至第三號ニ該當シタル者

四 卒業試験若クハ進級試験ニ於テ引續キ落第二回ニ及フ者

五 傷疾疾病ニ罹リ成業ノ目途ナキ者

第六章 學資

第三十七條 自費學生ハ都テ在學中ノ費用ヲ自辨スル者貸費學生ハ給與規定ニ據リ本校ヨリ其費用ヲ貸與スル者トス

第三十八條 品行端正學業優俊ニシテ他ノ模範タルヘキ學生ハ之ニ特待學生ヲ命スルコトアルヘシ

特待學生ノ學費ハ給與規定ニ據リ本校ヨリ之ヲ給與ス

第三十九條 特待學生ハ進級試験ノ成績ニ依リ之ヲ定ム

第四十條 學生ノ費用ハ本校一定ノ被服食料其他ニ供スル爲メ一箇月凡金八圓トス但實習中食料又ハ報酬金ヲ其船舶若クハ機關工場等ヨリ支給スルトキハ本條ノ費用ヲ減額スルコトアルヘシ

第四十一條 貸費學生ハ學生ノ出願ニ依リ品行端正學業優俊ナル者ヨリ順次選抜シテ之ヲ命ス

第四十二條 貸費學生ニシテ進級試験ニ落第スル者又ハ疾病事故ノ爲メ原級ニ止マル者ハ其期間ノ費用ヲ自辨セシム

第四十三條 特待學生又ハ貸費學生ニシテ品行端正ナラス又ハ學業ノ成績不良ナルトキハ特待學生ハ自費若クハ貸費學生ニ貸費學生ハ自費學生ニ引直スヘシ

第四十四條 貸費學生ニシテ品行端正學業優俊ナル者ニハ其貸與金額中幾分ノ還納ヲ免除スルコトアルヘシ

第四十五條 第三十六條ニ據リ退校ヲ命シタル貸費學生ノ貸與金ハ本人又ハ保證人ヨリ直ニ之ヲ完納セシム

第四十六條 在學中又ハ卒業後死亡シタル貸費學生ノ貸與金ハ其還納ヲ免除シ業務ノ爲メ廢疾不具トナリタル者ノ貸與金ハ尙蹟ノ上之ヲ免除スルコトアルヘシ

第四十七條 貸費學生卒業後貸與金ノ還納ヲ畢ル迄ハ本校指定ノ業務ニ從事シ毎月二圓以上貸與金ヲ還納スルノ義務アル者トス本人若シ之ヲ怠ルトキハ保證人ヲシテ辨償セシム

第四十八條 貸費學生ニシテ本校指定ノ業務ニ從事セサルトキハ本人若クハ保證人ヨリ直ニ貸與金ヲ完納セシム

甲號

入學願書(用紙美濃紙)

拙者(姓名)ヲ以テ(科)科修業志願ニ付御試験ノ上入學御許可被成下度保證人連署ヲ以テ此段相願候也

年月日

原籍 府縣(國郡市區町村)番地
 華士族平民某子弟
 現住地 府縣(國郡市區町村)番地
 本人 何 某印
 何年何月生
 原籍 府縣(國郡市區町村)番地
 華士族平民
 現住地 府縣(國郡市區町村)番地
 右何某父兄或ハ何何
 保證人 何 某印

商船學校長何某殿

乙號

身分證書(用紙美濃紙)

府縣(國郡市區町村)番地
華士族平民某子弟

何 某
何年何月生

一職業

一實

一商船學校規則第四章第二十條第一號乃至第三號ニ關ルコトナシ
右之通候也

年月日
右之通相違無之此段證明候也

府縣(國郡市區町村)番地
何 某印

丙號

自費學生誓約書(用紙美濃紙)

印紙貼用

拙者儀今般自費ヲ以テ入學御許可ノ上ハ御規則ヲ嚴守スヘキハ勿論誓テ海軍豫備員ニ服役可仕候且拙者ニ關スル儀ハ何等ニ限ラス保證人ニ於テ引受在學中ノ諸費用ハ御規則及御命令ニ遵ヒ都テ自辨可仕候依テ保證人連署ノ上誓約書差出候也

年月日

原籍 府縣(國郡市區町村)番地
現住地 府縣(國郡市區町村)番地
右何某父兄或ハ何何
本人 何 某印
何年何月生

原籍 府縣(國郡市區町村)番地
現住地 府縣(國郡市區町村)番地
右何某父兄或ハ何何
保證人 何 某印

原籍 府縣(國郡市區町村)番地
現住地 府縣(國郡市區町村)番地
右何某父兄或ハ何何
保證人 何 某印

原籍 府縣(國郡市區町村)番地
現住地 府縣(國郡市區町村)番地
右何某父兄或ハ何何
保證人 何 某印

原籍 府縣(國郡市區町村)番地
現住地 府縣(國郡市區町村)番地
右何某父兄或ハ何何
保證人 何 某印

原籍 府縣(國郡市區町村)番地
現住地 府縣(國郡市區町村)番地
右何某父兄或ハ何何
保證人 何 某印

原籍 府縣(國郡市區町村)番地
現住地 府縣(國郡市區町村)番地
右何某父兄或ハ何何
保證人 何 某印

原籍 府縣(國郡市區町村)番地
現住地 府縣(國郡市區町村)番地
右何某父兄或ハ何何
保證人 何 某印

原籍 府縣(國郡市區町村)番地
現住地 府縣(國郡市區町村)番地
右何某父兄或ハ何何
保證人 何 某印

原籍 府縣(國郡市區町村)番地
現住地 府縣(國郡市區町村)番地
右何某父兄或ハ何何
保證人 何 某印

原籍 府縣(國郡市區町村)番地
現住地 府縣(國郡市區町村)番地
右何某父兄或ハ何何
保證人 何 某印

商船學校長何某殿

前書保證人何某ハ右肩書ノ地ニ住居シ且一家ヲ成ス者ニ相違無之此段證明候也

府縣(國郡市區町村)長

何 某印

同文

前書保證人何某ハ右肩書ノ地ニ住居シ公民權ヲ有スル者ニ相違無之此段證明候也

東京市區長

何 某印

丁號

貸費學生誓約書(用紙美濃紙)

印紙貼用

拙者儀今般貸費ヲ以テ入學御許可ノ上ハ御規則ヲ嚴守スヘキハ勿論誓テ海軍豫備員ニ服役可仕候且拙者ニ關スル儀ハ何等ニ限ラス保證人ニ於テ引受在學中ノ諸費用ハ御規則及御命令ニ遵ヒ都テ自辨可仕候依テ保證人連署ノ上誓約書差出候也

年月日

原籍 府縣(國郡市區町村)番地
現住地 府縣(國郡市區町村)番地
右何某父兄或ハ何何
本人 何 某印
何年何月生

原籍 府縣(國郡市區町村)番地
現住地 府縣(國郡市區町村)番地
右何某父兄或ハ何何
保證人 何 某印

原籍 府縣(國郡市區町村)番地
現住地 府縣(國郡市區町村)番地
右何某父兄或ハ何何
保證人 何 某印

原籍 府縣(國郡市區町村)番地
現住地 府縣(國郡市區町村)番地
右何某父兄或ハ何何
保證人 何 某印

原籍 府縣(國郡市區町村)番地
現住地 府縣(國郡市區町村)番地
右何某父兄或ハ何何
保證人 何 某印

原籍 府縣(國郡市區町村)番地
現住地 府縣(國郡市區町村)番地
右何某父兄或ハ何何
保證人 何 某印

原籍 府縣(國郡市區町村)番地
現住地 府縣(國郡市區町村)番地
右何某父兄或ハ何何
保證人 何 某印

商船學校長何某殿

前書保證人何某ハ右所管ノ地ニ居住シ且一家ヲ成ス者ニ相違無之此段證明候也

同文

府縣(國郡市區町村)長

東京市	區長	何	某印
東京市	區長	何	某印
東京市	區長	何	某印

○遞信省告示第二百七十號

明治三十年六月遞信省告示第六十七號海外電報料金表第一表亞非利加地方ノ部中「マディラ」及「セント、ヴィンセント」ノ項ヲ左ノ通改正ス

明治三十四年七月四日

遞信大臣子爵芳川顯正

マディラ(Madeira)

マントヴァン(St. Vincent)

11100

11100

○遞信省告示第二百七十一號

明治三十四年一月遞信省告示第十七號信號符字點附ノ船舶中汽船空知丸信號符字「JGPB」ト訂正ス

明治三十四年七月四日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第二百七十二號

明治三十年七月遞信省告示第九十九號萬國電信條約附屬細目規則中各國適宜ニ規定スルヲ得ル事項ニ關スル外國電信主管局ノ決定中歐洲内外兩方法ニ關スル件第一暗號電報ノ節「左ノ各電信主

管局ハ特ニ制限ヲ設ケテ私報ニ暗號ヲ用フルヲ許ス」ノ項中伊太利ノ部左ノ通改正ス

明治三十四年七月四日

遞信大臣子爵芳川顯正

在亞非利加伊太利領地ニ宛ル電報ニ暗號ヲ用フルヲ許スモ其誤謬遲延不達ノ責ニ任セズ但受信人ハ暗號原本ヲ殖民政廳ニ提出スルニアラサレハ電報ノ交付ヲ受クルヲ得ス

該領地ヨリ發スル暗號電報ハ殖民政廳ニ於テ或ル條件ヲ以テ之ヲ許可スルコトアルヘシ

○遞信省告示第二百七十三號

明治三十四年五月告示第二百二十八號火藥類運賃及發著手数料末段ニ左ノ一項ヲ追加シ本月二十一日ヨリ實施ス

明治三十四年七月五日

遞信大臣子爵芳川顯正

大貨物運賃表第二、第五、第六、第七、第二十、第二十一、第二十二ハ火藥類運送取扱ニ之ヲ準用ス

但託送火藥類ニシテ一車ヲ要スルモノハ大貨物賃取扱ノ例ニ準ス

○遞信省告示第二百七十四號

大分縣下野後國北海道郡ノ東北端地嶺崎へ建設シタル燈臺ニ於テ第二等連閃白色ノ燈明ヲ設ケ明治三十四年七月二十日以後毎夜點火ス

但該燈臺ハ關崎燈臺ト稱ス

明治三十四年七月八日

遞信大臣子爵芳川顯正

一該燈臺ノ位置ハ水路部出版第六十六號ノ海圖ニ依レハ北緯三十三度十五分五十九秒ニシテ東經百三十一度五十三分四十八秒ニ當ル

一該燈臺ハ鐵造圓形ニシテ白色ニ塗リ基礎ヨリ燈火マテ高サ二丈五尺ナリ

一該燈火ハ磁針方位南八十二度三十分東ヨリ南、西、北ヲ經テ北三度三十分東マテ二百六十六度間

ニ於テ毎十二秒時ヲ隔テ八秒時ノ間ニ連閃光ヲ發ス
但右方位ハ海上ヨリ燈臺ニ向テ測定ス

一該燈火ハ二萬二千七百燭光ニシテ水面ヨリ高サ二十二丈五尺其光達距離ハ晴天ノ夜二十一哩ナリ

○遞信省告示第二百七十五號

自今在清國福州本邦郵便局ニ於テ米國爲替ノ振出ヲ取扱フ

明治三十四年七月十二日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第二百七十六號

富山縣債證券又ハ其利札ハ明治三十四年三月遞信省令第十二號證券郵便貯金規則ニ依リ郵便貯金ニ預入スルコトヲ得但シ額面金額五十圓ヲ超過スルモノハ此限ニ在ラス

明治三十四年七月十二日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第二百七十七號

本月十五日ヨリ左ノ電話所ヲ設置ス

明治三十四年七月十三日

遞信大臣子爵芳川顯正

位

位

名
寺町六角電話所

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第二百七十八號

山城國京都市下京區寺町通三條南入永樂町二十二番戶
南亞米利加亞爾然丁共和國ビニエノールト往復スル電報ニシテ同國ノ政治ニ關スル事項ヲ書載シタルモノハ向フ六箇月間同國政府ノ檢査ニ附セラルル旨萬國電信總局ヨリ本月七日附電報ヲ以テ通報アリタリ

明治三十四年七月十五日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第二百七十九號

本月二十一日ヨリ肥前國長崎市長崎石灰町郵便受取所ヲ同國同市船大工町ニ移轉シ長崎船大工町郵便受取所ト改稱ス

明治三十四年七月十五日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第二百八十號

帆船喜吉丸外四十五艘へ左ノ信號符字ヲ點附ス

明治三十四年七月十五日

遞信大臣子爵芳川顯正

信號符字	番	種類	船名	船籍港	所有者
J B W N	四二七三	帆	喜吉丸 Kiyoshi Maru.	伊豆國 下田	久七
J F W B	五〇一一	帆	清徳丸 Seitoku Maru.	長崎市 門	政次郎
J H Q M	五四一六	帆	第貳金環丸 Kinkwan Maru. No. 2.	筑後國 川後	山本 輝吉
J H Q N	五四一七	帆	第四神幸丸 Shinko Maru. No. 4.	肥前國 口之津	吉原五左衛門
J H Q P	五四一八	帆	大徳丸 Daioku Maru.	筑後國 後津	山本 君太郎
J K D R	五五三九	汽	大川丸 Ohawa Maru.	大陸國 川前	横山 佐輔
J D L V	六四四五	汽	錦龍丸 Kinryō Maru.	神戶市 精川	安松
J D L W	六四四六	帆	貞丸 Sada Maru.	淡路國 萬路	岡本 貞次郎
J D M B	六四四九	帆	運精丸 Unsei Maru.	神戶市 兵庫	兵衛運輸株式
J D M C	六四五三	帆	住吉丸 Sumiyoshi Maru.	淡路國 路	井戸 熊吉

JPKG	六五三八	6838	汽	西	安	丸 Seian Maru.	東京市	大坂汽船株式會社
JPKH	六五三九	6839	帆	東	安	丸 Toai Maru.	東京市	丸 治助
JPKL	六五四〇	6840	帆	第	五	丸 Bakyo Maru.No. 5.	東京市	丸 北海汽船株式會社
JPKM	六五四一	6841	汽	第	參	丸 Asahi Maru.No. 3.	東京市	丸 具塚 松太郎
JPKN	六五四二	6842	汽	加	賀	丸 Kaga Maru.	東京市	丸 日本郵船株式會社
JPKQ	六五四三	6843	汽	第	壹	丸 Asahi Maru.No. 1.	東京市	丸 貝塚 松太郎
JPRF	六七四四	6744	帆	大	榮	丸 Daiyei Maru.	阿賀町	丸 小先 萬五郎
JPRG	六七四六	6746	帆	觀	盛	丸 Kwansai Maru.	阿賀町	丸 岡野 介吉
JPRH	六七四七	6747	帆	大	黑	丸 Daikoku Maru.	佐江村	丸 西小森 練松
JPRE	六七四八	6748	汽	新	高	丸 Niitaka Maru.	廣島市	丸 陸 平省
JPRL	六七四九	6749	汽	白	河	丸 Hakuga Maru.	廣島市	丸 陸 平省
JPRM	六七五〇	6750	帆	宮	福	丸 Miyafuku Maru.	佐江村	丸 森 慈助
JPRN	六七五一	6751	帆	幸	吉	丸 Koyoshi Maru.	安藝中野村	丸 平木 幸吉
JPRQ	六七五三	6753	帆	萬	德	丸 Mantoku Maru.	安藝中野村	丸 木村 發吉
JPRS	六七五四	6754	帆	第	二	丸 Shigeyoshi Maru.No. 2.	安藝中野村	丸 中本 藤太郎
JKTW	六八三二	6832	帆	伊	勢	丸 Iso Maru.	長門村	丸 上野 治三郎
JKVB	六八三三	6833	汽	下	ノ	丸 Shimonoseki Maru.	赤間關市	丸 山陽鐵道株式會社
JKVC	六八三四	6834	汽	大	磯	丸 Oseio Maru.	赤間關市	丸 山陽鐵道株式會社

JKVD	六八三六	6836	帆	住	吉	丸 Sumiyoshi Maru.	豐後國	丸 吉田 卯三郎
JKVF	六八三八	6838	汽	第	五	丸 Hayabusa Maru.No. 5.	門司市	丸 石田 平吉
JCVN	六九五二	6952	帆	天	救	丸 Tensha Maru.	堺市	丸 安川 治三郎
JCVQ	七〇二四	7024	汽	大	義	丸 Daigi Maru.	大阪市	丸 大阪商船株式會社
JCVR	七〇二五	7025	帆	龜	芳	丸 Kameyoshi Maru.	新紀伊	丸 西 芳松
JMRL	七〇七一	7071	汽	幸	運	丸 Kouun Maru.	新紀伊	丸 藤岡 幸一郎
JMRD	七二二六	7226	帆	永	寶	丸 Yeiho Maru.	三谷町	丸 神谷 梅三郎
JNKR	七四〇七	7407	帆	祝	夕	丸 Iwigaure Maru.	伊豫國	丸 吉宮 幸三郎
JNKS	七四〇八	7408	帆	神	社	丸 Shinsha Maru.	伊豫國	丸 柳井 近藏
JNKT	七四〇九	7409	帆	大	千	丸 Ochi Maru.	伊豫國	丸 千歲 ノル
JNKV	七四一一	7411	帆	明	神	丸 Myojin Maru.	伊豫國	丸 村上 通重
JMFK	七六七八	7678	汽	土	陽	丸 Doyo Maru.	高知市	丸 土佐商船株式會社
JPDT	七七四七	7747	汽	も	ち	丸 Monji Go.	横濱市	丸 内務 省
JPDV	七七四八	7748	汽	か	へ	丸 Kayede Go.	横濱市	丸 内務 省
JPDW	七七四九	7749	汽	觀	音	丸 Kwan-on Maru.	横濱市	丸 逓信 省
JPFB	七七五〇	7750	汽	櫻	號	丸 Sakura Go.	横濱市	丸 逓信 省
JPFC	七七五一	7751	汽	中	山	丸 Nakayama Maru.	横濱市	丸 中山 新平

明治三十四年七月 告示 逓信省第二百八十一號
萬國郵便條約施行細則第四十條第一項第五節中「北京」ヲ追加ス

○逓信省告示第二百八十二號
明治三十四年七月十九日
逓信大臣子爵芳川顯正

○逓信省告示第二百八十三號
本月二十一日ヨリ新編電話交換局ニ於テ電話交換ノ業務ヲ開始ス
逓信大臣子爵芳川顯正

○逓信省告示第二百八十四號
明治三十四年七月十九日
逓信大臣子爵芳川顯正

○逓信省告示第二百八十五號
本月二十一日ヨリ越後國新潟電話交換局内ニ電話所ヲ置キ西堀通電話所ト稱ス
逓信大臣子爵芳川顯正

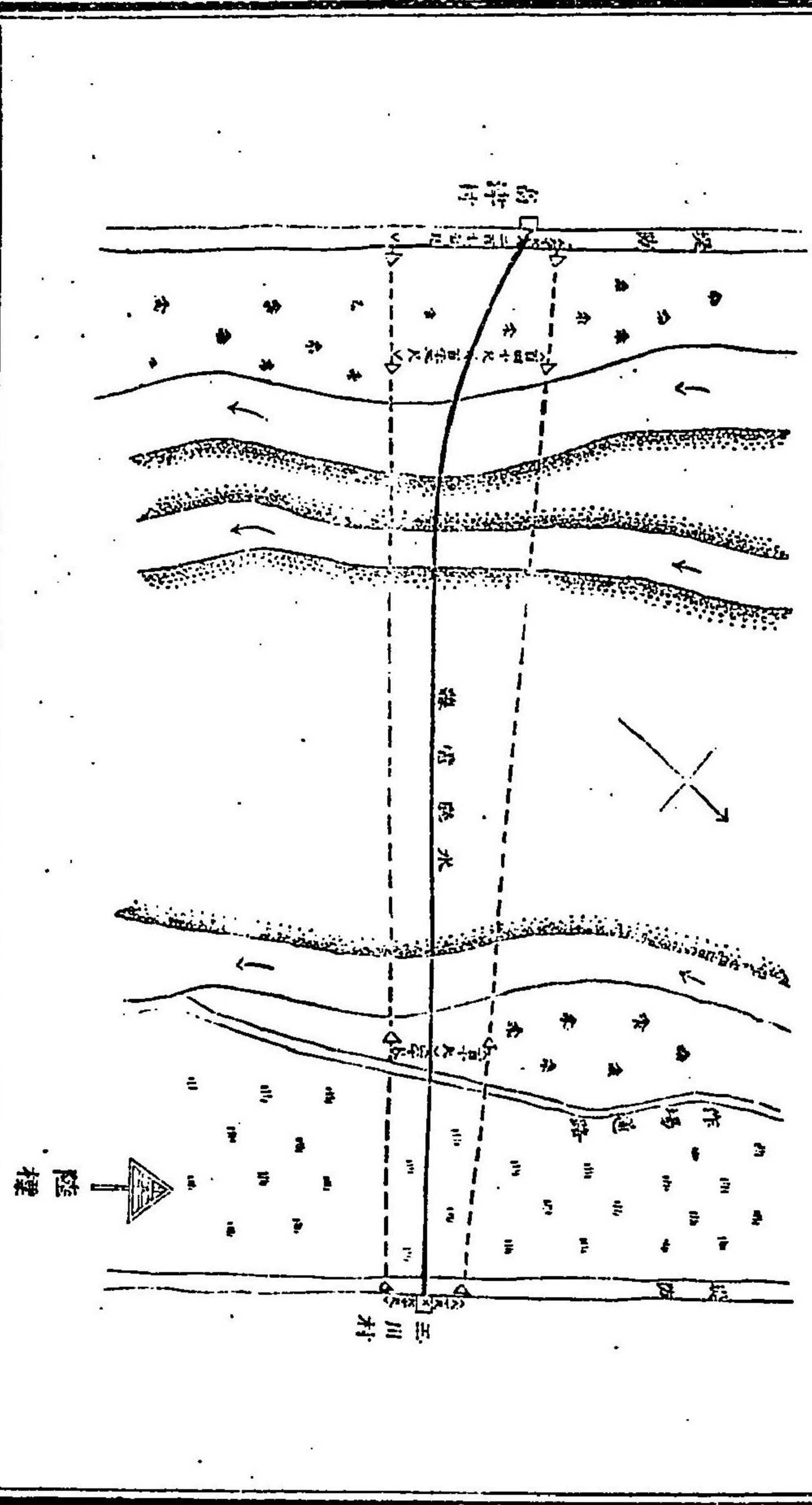
○逓信省告示第二百八十六號
岡山縣下備前國兒島郡澁川村及香川縣下讚岐國綾歌郡乃生村兩沖ニ設置ノ水底電線浮標修繕中假浮標ヲ設置ス
逓信大臣子爵芳川顯正

○逓信省告示第二百八十七號
東京府下荏原郡玉川村字瀨田ト神奈川縣下橋本郡高津村字二子トノ間多摩川ニ布設水底電線ノ位置ヲ變更シ左圖ノ通陸揚室ノ左右ニ建設セル各二本ノ陸標ヲ以テ指示スルニ條ノ直線以內ヲ以テ

該線路區域ト定ム

但明治三十三年四月逓信省告示第百六十二號ハ廢止ス
明治三十四年七月二十三日

逓信大臣子爵芳川顯正



明治三十四年七月 告示 逓信省第二百八十六號

○遞信省告示第二百八十七號

來八月一日ヨリ清國牛莊ニ帝國郵便局ヲ置キ牛莊郵便局ト稱ス但郵便貯金事務ハ之ヲ取扱フモ外國郵便爲替事務ハ當分ノ内香港及其煤介爲替ノ受拂ノ外之ヲ取扱ハス

明治三十四年七月二十四日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第二百八十八號

明治三十二年十一月一號ニ於テ指定シタル郵便局ニ於テ郵便爲替事務ヲ取扱フ國及其指定局ノ部羅馬尼郵便局ニ「バイコイ」(Baïcoï)ヲ追加ス

明治三十四年七月二十四日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第二百八十九號

和歌浦九字品支局郵便取扱所ハ本月二十三日限り之ヲ廢止ス

但同取扱所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ廣島郵便電信局九字品支局ニ於テ繼續取扱ハシム

明治三十四年七月二十五日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第二百九十號

明治三十三年九月九號ニ於テ改定シタル在清國上海天津及廈門各本邦郵便局トアルヲ在清國上海天津廈門及牛莊各本邦郵便局ト改メ來八月一日ヨリ施行ス

明治三十四年七月二十五日

遞信大臣子爵芳川顯正

〔參照〕

明治三十三年九月九號ニ於テ改定シタル在清國上海天津及廈門各本邦郵便局ニ於テ外國郵便局ニ對シ直接ニ萬國聯合郵便爲替位ニ香港及其煤介爲替ノ提出及拂渡業務ヲ取扱フ件ナリ

○遞信省告示第二百九十一號

來八月一日ヨリ大阪市電報受信所ヲ設置ス其名稱、位置、電報受付時間及電報取扱ニ關スル制限左ノ如シ

一名稱、位置
明治三十四年七月二十六日

遞信大臣子爵芳川顯正

一電報受付時間
名稱、位置

位置 攝津國大阪市西區靱

三月一日ヨリ十月三十一日マテ午前九時ヨリ午後八時マテ
十一月一日ヨリ翌年二月末日マテ午前九時ヨリ午後七時マテ
但至急電報ト雖時限外ハ之ヲ取扱ハス

一電報ノ取扱ニ關スル制限
著信電報ハ其受取所ヲ肩書シタルモノ及留置トナスモノノ外之ヲ取扱ハス

○遞信省告示第二百九十二號

本日ヨリ胡顏丸字品支局郵便取扱所ヲ弘濟丸ニ移轉シ弘濟丸字品支局郵便取扱所ト改稱ス

明治三十四年七月二十六日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第二百九十三號

來八月一日ヨリ肥前國北松浦郡日ノ浦郵便局ヲ田平郵便局ト改稱ス

明治三十四年七月二十七日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第二百九十四號

來八月一日ヨリ駿河國安倍郡門屋郵便局ヲ同國同郡北賤機村大字下村ニ移轉シ北賤機郵便局ト改稱ス

明治三十四年七月二十七日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第二百九十五號

來八月一日ヨリ在韓國平壤本邦郵便局ニ於テ萬國聯合郵便爲替、英國及其媒介爲替、佛國爲替、伊國及其媒介爲替及加那太爲替ノ振出拂渡ヲ取扱フ

明治三十四年七月二十九日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第二百九十六號

來八月一日ヨリ中央線中八王子上野原間運輸營業ヲ開始ス哩程及旅客賃金左記ノ通但小荷物ノ配達ヲ取扱フ

明治三十四年七月三十日

遞信大臣子爵芳川顯正

哩程

八王子淺川間
淺川與瀨間

三哩四十九錢
五哩七十二錢

與瀨上野原間

四哩三十九錢

旅客賃金

縣名	等級		八王子
	一等	二等	
淺川	十一錢	六錢	淺川
與瀨	二十七錢	十五錢	與瀨
上野原	三十七錢	二十一錢	上野原

一等ハ三等ノ三倍トス

○遞信省告示第二百九十七號

來八月一日ヨリ大阪市北區空中心町一丁目大阪空中心町郵便受取所ヲ同區天滿橋筋一丁目ニ移轉シ大阪新川崎郵便受取所ト改稱ス

明治三十四年七月三十日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第二百九十八號

來八月一日ヨリ石狩國上川郡蘭留郵便受取所ヲ同國同郡應栖村字秘布ニ移轉シ秘布郵便受取所ト改稱ス

明治三十四年七月三十日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第二百九十九號

明治三十年六月遞信省告示第六十七號海外電報料金表第一表亞細亞地方ノ部中「川石山」ノ項ノ次及第二表清國地方ノ部福建省中「馬尾碇泊場」ノ次ニアル「但書」竝ニ同地方ノ部江蘇省中「吳淞」ノ下「船舶ニ宛タル電報ハ一通ニ付解船料金五十錢ヲ加算ス」ノ割註ヲ削除ス

明治三十四年七月三十日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第三百號

來八月一日ヨリ津田沼鐵道停車場ニ於テ公衆電報ノ取扱ヲ開始ス其ノ取扱所ノ名稱、位置、電報受付時間及電報ノ取扱ニ關スル制限左ノ如シ

明治三十四年七月三十一日

遞信大臣子爵芳川顯正

一名稱、位置

津田沼電報取扱所

位置

下總國千葉郡津田沼鐵道停車場

一電報受付時間 午前七時ヨリ午後八時マテ
一電報ノ取扱ニ關スル制限

一電報直配達區域

津田沼村大字谷津

一取扱フヘキ電報

内國和文電報

但シ船配達ハ取扱ハス

○遞信省告示第三百一號

本日限リ下總國千葉郡船橋電信取扱所ヲ廢止ス

明治三十四年七月三十一日

遞信大臣子爵芳川顯正

○臺灣總督府告示第五十四號 (官報 七月二日)

明治三十四年七月一日ヨリ左ノ郵便電信局ニ於テ電信事務取扱ヲ開始ス

明治三十四年六月十四日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

枋橋郵便電信局

中壢郵便電信局

布袋嘴郵便電信局

北門嶼郵便電信局

○臺灣總督府告示第五十五號 (官報 七月二日)

明治三十四年七月一日ヨリ阿猴郵便局ヲ二等郵便電信局トシテ阿猴郵便電信局ト改稱ス

明治三十四年六月十四日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

○臺灣總督府告示第五十六號 (官報 七月二日)

明治三十四年七月一日ヨリ臺南縣興隆內里旗後街ニ打狗郵便電信局ノ出張所ヲ置キ「打狗郵便電信局旗後出張所」ト稱シ電信事務ヲ併セ取扱ハシム但シ當分ノ中郵便物ノ集配郵便爲替郵便貯金

ノ受拂及郵便取立金拂渡ノ事務ヲ取扱ハス

明治三十四年六月十四日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

○臺灣總督府告示第五十七號 (官報 七月二日)

明治三十四年七月一日ヨリ新營庄郵便電信局鹽水港出張所ニ於テ電信事務ヲ併セ取扱ハシム

明治三十四年六月十四日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

○臺灣總督府告示第五十八號 (官報 七月二日)

明治三十四年七月一日ヨリ臺灣發着川石山經過外國新聞電報送受地名及料金表中一語料ノ上ニ「川石山以外」ヲ加ヘ各料金額中ヨリ金八錢ヲ減シ備考ヲ左ノ通改正ス

明治三十四年六月十四日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

備考

一 右料金表ハ凡テ川石山以外ノ料金ヲ掲載セシモノナルカ故ニ右料金ノ外一語ニ付臺灣川石山間ノ料金八錢ヲ加フ

二 川石山著料金ハ一語ニ付臺灣川石山間ノ料金八錢ノミヲ課ス

○臺灣總督府告示第五十九號 (官報 七月二日)

明治三十一年六月告示第三十五號別冊臺灣發着川石山經過海外電報料金表中法ノ欄ヲ削除シ第一表亞

非利加地方ノ部英吉利南亞非利加會社所屬ノ電信局外一項ヲ左ノ通改正ス

明治三十四年六月十四日

臺灣總督男爵兒玉源太郎

英吉利南亞非利加會社所屬ノ電信局 (British South African Company's Stations)

南アフリカ (Southern Rhodesia)

英領中央亞非利加 (British Central Africa)

ニヤッサランド (Nyassaland)

○臺灣總督府告示第六十號 (官報 七月二日)

「カヂツクス」テネリッフ間海底電信線不通ノトキ「セネガル」及「カナリ」諸島ニ宛タル電報經過線路

明治三十四年七月 告示 臺灣總督府第五十七號 第五十八號 第五十九號 第六十號

及其一語毎ノ料金左ノ通相定ム

明治三十四年六月十四日

亞非利加地方

セネガル

カナリ 諸島

備考

右料金ハ川石山以外ノ料金ナルヲ以テ右料金ノ外一階ニ付臺灣川石山間ノ料金二十八錢ヲ加フ

○臺灣總督府告示第六十一號 (官報 七月二日)

臺灣總督府專賣局及專賣支局ノ出張所ヲ設置シ其ノ名稱位置左ノ通相定ム

明治三十四年六月十九日

局

名

出張所名

位

置

臺灣總督府專賣局 (三角湧出張所 臺北縣下三角湧街)

大板出張所 同 成泰街

內灣出張所 同 大板街

上坪出張所 同 大坪街

南庄出張所 同 南庄街

臺灣總督府專賣局苗栗支局 (和興出張所 臺中縣下和興街)

大湖出張所 同 大湖街

東勢出張所 同 東勢街

埔里出張所 同 埔里街

臺灣總督府專賣局臺中支局 (東勢出張所 東勢街)

埔里出張所 同 埔里街

同上

同

同

○臺灣總督府告示第六十二號 (官報 七月二日)
臺灣總督府專賣局ノ出張所ヲ設置シ其ノ名稱位置左ノ通相定ム

明治三十四年六月二十一日

臺灣總督府專賣局

局名	出張所名	位
臺灣總督府專賣局	安平	出張所
臺灣總督府專賣局	臺南	出張所
臺灣總督府專賣局	安平	出張所

○臺灣總督府告示第六十三號 (官報 七月十日)
明治三十三年三月告示第二十五號廢止ス

明治三十四年六月二十七日

臺灣總督府專賣局

〔参照〕

明治三十三年四月十八日臺灣總督府告示第二十五號ハ臺灣樟腦及樟腦油專賣規則ニ依リ賣渡スヘキ樟腦ノ價格及其賣渡場所ノ件ナリ

○臺灣總督府告示第六十四號 (官報 七月十六日)

明治三十四年六月府令第三十八號軍役志願者規則第八條ニ依リ本年募集スヘキ軍役志願者ノ人員左ノ通相定ム

明治三十四年七月三日

臺灣總督府專賣局

臺北縣下 六十八人 彰南縣下 四十八人 澎湖縣下 四人

臺中縣下 四十四人 宜蘭縣下 四十八人

臺灣總督府專賣局

○臺灣總督府告示第六十五號 (官報 七月十六日)
明治三十四年七月十日限リ打狗旗後街郵便受取所ヲ廢止シ同七月十一日ヨリ打狗郵便電信局旗後出張所ニ於テ郵便物ノ配達ヲ除ク外其ノ事務ヲ取扱フ但シ旗後街郵便受取所ニ於テ拂渡スヘ郵便爲替、郵便貯金及郵便取立金ノ未拂金ハ打狗郵便電信局旗後出張所ニ於テ之ヲ取扱フ

明治三十四年七月六日

臺灣總督府專賣局

○臺灣總督府告示第六十六號 (官報 七月十六日)
臺北縣滬尾辨務署水上支署内建設ノ警報信號標紅燈破損ニ付夜間警報ノ揭示ヲ停止ス

明治三十四年七月六日

臺灣總督府專賣局

○臺灣總督府告示第六十七號 (官報 七月十六日)

明治三十一年律令第十九號ニ依リ通用スル一圓銀貨幣及政府ノ極印ヲ施セル一圓銀貨幣ノ價格ヲ

明治三十四年七月 告示 臺灣總督府第六十八號 第六十九號 第七十號 第七十一號

八〇〇

明治三十四年七月七日以降一枚ニ付金九十五錢ニ改定ス

臺灣總督男爵兒玉源太郎

○臺灣總督府告示第六十八號 (官報 七月二十三日)
清國福州ニ於テ本島ヲ「ベスト」流行地ト宣告セル旨共筋ヨリ通知アリ

臺灣總督男爵兒玉源太郎

○臺灣總督府告示第六十九號 (官報 七月三十一日)
明治三十一年八月告示第五十五號末尾ニ左ノ通追加ス

臺灣總督男爵兒玉源太郎

○臺灣總督府告示第七十號 (官報 七月三十一日)
明治三十二年八月告示第二十一號末尾ニ左ノ通追加ス

臺灣總督男爵兒玉源太郎

鳳山小學校
臺灣總督府告示第七十一號 (官報 七月三十一日)
明治三十四年七月十六日
鳳山

一 臺灣教 國民讀本卷二	定價金六錢五厘	一 臺灣教 國民讀本卷三掛圖	同 金二圓七十五錢
一 臺灣教 國民讀本卷三	同 金七錢	一 本島國語科話方教授卷二	同 金九錢五厘
一 臺灣教 國民讀本卷四	同 金七錢五厘	一 正島海十五音字母詳解	同 金二十五錢
一 臺灣教 國民讀本卷五	同 金七錢五厘		

○臺灣總督府告示第七十一號 (官報 七月三十一日)
明治三十一年八月告示第三十五號別冊臺灣發川石山經過海外電報料金表第一表亞非利加地方ノ部中左ノ通改正ス
明治三十四年七月十七日
臺灣總督男爵兒玉源太郎
亞非利加西海岸ノ項中左ノ如ク改ム

アキムラ (Arimu)	五・三〇〇〇	五・三九五〇	五・三〇〇〇	五・三九五〇
アキムラ (Ajmah)	五・三八〇〇	五・四七五〇	五・三八〇〇	五・四七五〇
アキムラ (Akuse)	五・三八〇〇	五・四七五〇	五・三八〇〇	五・四七五〇
アキムラ (Alpam)	五・三八〇〇	五・四七五〇	五・三八〇〇	五・四七五〇
アキムラ (Axim)	五・三八〇〇	五・四七五〇	五・三八〇〇	五・四七五〇
アキムラ (Bandurati)	五・三八〇〇	五・四七五〇	五・三八〇〇	五・四七五〇
アキムラ (Bonny)	五・三八〇〇	五・四七五〇	五・三八〇〇	五・四七五〇
アキムラ (Brass)	五・三八〇〇	五・四七五〇	五・三八〇〇	五・四七五〇
アキムラ (Chama)	五・三八〇〇	五・四七五〇	五・三八〇〇	五・四七五〇
アキムラ (Dixovo)	五・三八〇〇	五・四七五〇	五・三八〇〇	五・四七五〇
アキムラ (Jagos)	五・三八〇〇	五・四七五〇	五・三八〇〇	五・四七五〇
アキムラ (Quitah)	五・三八〇〇	五・四七五〇	五・三八〇〇	五・四七五〇
アキムラ (Sierra Leone)	五・三八〇〇	五・四七五〇	五・三八〇〇	五・四七五〇
アキムラ (Nigeria)	五・三八〇〇	五・四七五〇	五・三八〇〇	五・四七五〇

○臺灣總督府告示第七十二號 (官報 七月三十一日)
明治三十四年八月告示第二十九號阿片烟膏定價左ノ通改正シ明治三十四年七月二十一日ヨリ施行ス
臺灣總督男爵兒玉源太郎

一等阿片烟膏	一罐百匁入	金十四圓
二等阿片烟膏	一罐百匁入	金十一圓
三等阿片烟膏	一罐百匁入	金七圓

明治三十四年七月 告示 臺灣總督府第七十二號

八〇一

○内務省告示第五十三號

古社寺保存法第四條ニ依リ左記ノ建造物ヲ以テ特別保護建造物ノ資格アルモノト定ム

明治三十四年八月二日

内務大臣男爵内海忠勝

名	稱	構	造	形	式	所	在	地	名
賀茂御祖神社	社殿	本殿三間二面流ノ造幣殿、祝詞屋、東西廊、東西御料屋、東西回廊、東西樂屋、四脚中門、預リ屋、西唐門、透塀、舞殿、細殿、橋殿、佛門、同廊之ニ附屬ス				京都府愛宕郡下鴨村			賀茂御祖神社境内
賀茂別雷神社	社殿	本殿、幣殿、各三間二面流ノ造、透塀、祝詞屋、神寶庫、直會所、樂所、御齋屋、本殿幣殿取合、廊、中門、本殿東渡廊取合、東西御供所、東渡廊、西渡廊、四脚中門、唐門、幣殿幣殿忌子殿取合、忌子殿、高倉殿、樓門、同廊之ニ附屬ス				同上賀茂村			賀茂別雷神社境内
春日神社	社殿	本社一間春日造、中門、西北御廊、檜廊幣殿、直會殿、移殿、寶庫、南門、四面回廊之ニ附屬ス				奈良縣奈良市春日野			春日神社境内
同攝社若宮神社	社殿	本殿一間春日造、拜舎、細殿、御廊、神樂殿之ニ附屬ス				同			同境内
大神社攝社大直彌子神社	社殿	本殿一間、梁間五間、單層、屋根入母屋、木瓦葺				同			同境内
室生寺	金堂	五間四面、單層、屋根四注、檜皮葺				同			同境内
同寺	水(酒置堂)	桁行五間、梁間五間、單層、屋根入母屋、檜皮葺				同			同境内
日吉神社	本殿	聖帝造、五間三面單層、屋根入母屋、檜皮葺				滋賀縣滋賀郡坂本村			日吉神社境内
同攝社大神神社	本殿	聖帝造、五間三面單層、屋根入母屋、柿葺				同			同境内
同攝社樹下神社	本殿	聖帝造、五間三面、單層、屋根入母屋、柿葺				同			同境内

大笹原神社本殿	三間社流造、屋椽杉皮葺	同野州郡篠原村
鏡神社本殿	三間社流造、屋椽杉葺	同蒲原郡鏡山村
延曆寺大衆戒壇院堂 (戒壇院堂)	方五間、重層、屋椽寶形、杉葺	同滋賀郡坂本村
寶山神社本殿 (三重塔)	三間二層塔婆、屋椽杉葺	同延曆寺境内
		同廣島縣佐伯郡嚴島町

○内務省告示第五十四號

古社寺保存法第四條ニ依リ左記ノ物件ヲ以テ國寶ノ資格アルモノト定ム

明治三十四年八月二日

内務大臣男爵内海忠勝

等級	種類	品名	目	所有者
甲種三等	彫刻	木造不動明王坐像	一區	京都府京都市上京區今出川通千本町入舟院
同上	同上	木造金剛三力士立像(尊蓮燈作)	二區	同下京區本町通十五丁目萬壽寺
同上	同上	木造 ^{明長天} 天立像(講堂四天王)	三區	同九條町教王護國寺
甲種三等	同上	木造聖僧文殊坐像	一區	同同
同四等	同上	木造地藏菩薩坐像	一區	同磯崎町六波羅密寺
同上	同上	木造多聞天立像	二區	同葛野郡松尾村法興寺
同上	同上	木造釋迦如來立像(傳於然將來)	一區	同嵯峨村清涼寺
同上	同上	木造阿彌陀如來兩脇土像	三區	同同
甲種三等	同上	木造毘沙門天立像	一區	同同

同	同	木造彌師如來立像	一區	同本桑村
同	同	木造阿彌陀如來坐像	一區	同同
同	同	木造地藏菩薩立像	一區	同同
同	同	木造不空絹索觀音立像	一區	同同
同	同	木造 ^{明長天} 天立像	三區	同同
甲種四等	同	木造文殊菩薩坐像	一區	同花園村仁和寺
同	同	木造阿彌陀如來坐像	一區	同法金剛院
同	同	木造厨子入十一面觀音坐像	一區	同同
甲種四等	同	木造足利義滿坐像	一區	同衣笠村鹿苑寺
同三等	同	乾漆彌師如來坐像	一區	同梅ヶ畑村高野山積村
同四等	同	木造俱生神坐像	一區	同乙訓郡大山崎村積村
同上	同	木造毘沙門天立像	一區	同同
同上	同	木造十二神將立像(傳蓮燈作)	十二區	同宇治郡隱岐村界寺
同三等	同	木造彌勒菩薩坐像	一區	同同
甲種四等	同	木造男神坐像	一區	同 ^三 三
同上	同	木造女神坐像	一區	同 ^三 三
同上	同	木造彌師如來立像	一區	同同

同	同	甲種三等	同	木造藥師如來坐像	一區	同相樂郡加茂村	寺
同	同	甲種四等	同	木造地藏菩薩立像	一區	同當尾村	寺
同	同	同	同	木造阿彌陀如來坐像	一區	同	寺
同	同	同	同	木造法起菩薩立像	一區	同	寺
同	同	丙種	美術	段威腹卷	一領	兵庫縣神戶市	社
同	同	甲種四等	繪畫	絹本着色施餓鬼圖	一幅	同	寺
同	同	同	同	絹本着色遊行緣起(詞行顯筆)	十卷	同	寺
同	同	同	同	絹本着色普賢十羅刹女像	一幅	同	寺
同	同	同	同	木造十一面觀音立像	一區	同	寺
同	同	同	同	木造聖觀音立像	一區	同	寺
同	同	同	繪畫	紙本墨畫山水圖(上段ノ間振付一切及換四枚)	一區	同	寺
同	同	同	同	紙本著色郭子儀圖(同筆)	換八枚	同	寺
同	同	同	同	紙本墨畫孔雀圖(同筆)	換十六枚	同	寺
同	同	乙種	彫刻	木造十一面觀音立像	一區	同	寺
同	同	同	書蹟	後醍醐天皇宸翰短齋	四十五葉	同	社
同	同	同	同	仁孝天皇宸翰及一座短齋	四十九葉	同	社
同	同	同	同	櫻町天皇宸翰及一座短齋	(五十葉)一帖	同	寺
同	同	同	彫刻	木造阿彌陀如來坐像	一區	同	寺

同	同	甲種四等	同	木造藥師如來坐像	一區	同	寺
同	同	同	同	木造日光月光菩薩立像	二區	同	寺
同	同	同	繪畫	絹本着色不動四童子像	一幅	同	寺
同	同	同	同	絹本着色兩界曼荼羅圖	二幅	同	寺
同	同	同	同	絹本着色釋迦三尊像	一幅	同	寺
同	同	同	同	絹本着色金剛經十六菩薩像	一幅	同	寺
同	同	同	同	絹本着色不動二童子像	一幅	同	寺
同	同	同	同	絹本着色法華曼荼羅圖	一幅	同	寺
同	同	同	同	絹本着色愛染曼荼羅圖	一幅	同	寺
同	同	同	同	絹本着色白衣觀音像	一幅	同	寺
同	同	同	同	絹本着色十六羅漢像	十六幅	同	寺
同	同	同	同	木造阿彌陀如來坐像	一區	同	寺
同	同	丙種	美術	武器類(腹卷二、兜一、膝鎧三、	八箇	同	寺
同	同	甲種四等	書蹟	紙本墨書妙法蓮華經(傳平氏各筆)	三十二卷	同	寺
同	同	同	同	紙本墨書大塔宮旨及注進狀	四通	同	寺
同	同	甲種四等	繪畫	絹本着色真言八祖像	八幅	同	寺
同	同	同	同	木造阿彌陀如來兩脇士立像	三幅	同	寺
同	同	同	同	木造重源坐像	一區	同	寺

甲種三等	繪畫	絹本着色聖德太子及高僧像	十幅	同加西郡下里村	栗	寺
甲種四等	工美術	銅鑄	一口	同加古郡高砂町	神	社
同上	繪畫	絹本着色五佛尊像	一幅	同	同	寺
同上	同上	絹本着色聖德太子像	一幅	同	同	寺
同上	同上	絹本着色彌陀三尊像	一幅	同	同	寺
同上	同上	絹本着色慈惠大師像	一幅	同	同	寺
甲種三等	彫刻	木造釋迦三尊像	三幅	同	同	寺
甲種三等	同	銅造聖觀音立像	一幅	同	同	寺
乙種	同	木造鶴林寺扁額(傳鳥羽天皇宸翰)	一面	同	同	寺
甲種四等	工美術	銅鑄	一口	同	同	寺
同上	彫刻	木造毘沙門天立像	一幅	同	同	寺
同上	同	木造藥師如來坐像	一幅	同	同	寺
甲種三等	繪畫	絹紙金泥釋迦三尊十六羅漢像	五幅	同	同	寺
同上	彫刻	木造釋迦如來坐像	一幅	同	同	寺
同上	同	木造藥師如來坐像	一幅	同	同	寺
同上	同	木造如意輪觀音坐像	一幅	同	同	寺

甲種四等	同	木造日光月光菩薩立像	二幅	同	同	寺
同上	同	木造十二神將立像	八幅	同	同	寺
同上	繪畫	神馬圖額(元信筆)	二面	同	同	社
同上	彫刻	木造毘沙門天立像	一幅	同	同	寺
同上	同	木造北條時賴坐像	一幅	同	同	寺
丙種	工美術	腹巻(附兜、大袖、小手、曲輪)	一領	同	同	社
同上	彫刻	木造釋迦如來坐像	一幅	同	同	寺
同上	同	木造藥師如來立像	一幅	同	同	寺
同上	同	木造大日如來坐像	一幅	同	同	寺
同上	同	乾漆梵天帝釋天立像	二幅	同	同	寺
甲種二等	同	木造僧形八幡神坐像(快慶作)	一幅	同	同	寺
同上	工美術	銅造舟形後背	一幅	同	同	寺
同上	彫刻	乾漆十大弟子立像	六幅	同	同	寺
同上	同	木造釋迦如來坐像	一幅	同	同	寺
同上	工美術	銅造羅嚴牌	一幅	同	同	寺
同上	同	木造五重塔(傳元興寺塔形)	一幅	同	同	院
丙種	彫刻	木造藥師如來坐像	一幅	同	同	寺
同上	同	木造十一面觀音立像	一幅	同	同	寺

丙種	雜形	木造五重塔	一基	同	同	同
甲種四等	工美術	金銅舍利塔	一基	同	同	同
同上	彫刻	木造太元帥明王立像	一軀	同	同	同
同二等	工美術	金銅舍利塔(傳觀尊感得)	一基	同	同	同
同上	同	同(傳觀山天皇勅野)	一基	同	同	同
同三等	同	同(傳觀尊於伊勢感得)	一基	同	同	同
同四等	同	金銅瓶形舍利塔	五基	同	同	同
	彫刻	木造地藏菩薩立像	一軀	同	同	同
	同	木造文殊菩薩及脇士像	四軀	同	同	同
甲種四等	工美術	浮刻鳳凰碑	一枚	同	同	同
	彫刻	塑造如意輪觀音坐像	一軀	同	同	同
甲種三等	同	木造彌勒僧正坐像	一軀	同	同	同
同四等	同	木造多羅天立像	二軀	同	同	同
同三等	同	木造日耀立像	一軀	同	同	同
	同	木造天萬幡幡千幡姬命坐像	一軀	同	同	同
	同	木造玉依姬命坐像	一軀	同	同	同
甲種三等	同	木造厨子入藏王權現立像	一軀	同	同	同
同四等	工美術	金銅經函	三合	同	同	同

同上	繪畫	絹本着色大日如來像	一幅	同	同	同
	彫刻	木造十一面觀音立像	一軀	同	同	同
乙種	書蹟	紙本墨書羽賀寺緣起(陽光院太上天皇、後醍醐天皇宸翰)	一卷	同	同	同
甲種四等	繪畫	絹本着色彌勒菩薩像	一軀	同	同	同
同三等	工美術	蓮唐草蔕經函	一合	同	同	同
	彫刻	木造藥師如來坐像	一軀	同	同	同
	同	木造大日如來坐像	一軀	同	同	同
甲種四等	繪畫	絹本着色雲中阿彌陀如來像(傳張恩授筆)	一幅	同	同	同
同上	同	絹本着色如意輪觀音像	一幅	同	同	同
同上	同	絹本着色地藏菩薩像	一幅	同	同	同
同三等	同	紙本着色地藏繪卷	一卷	同	同	同
同上	彫刻	木造不動二童子像	三軀	同	同	同
	同	木造藥師如來坐像	一軀	同	同	同
乙種	書蹟	水造神號額(傳行成筆)	一面	同	同	同
	彫刻	木造十一面觀音立像	一軀	同	同	同
甲種四等	繪畫	絹本着色兩界曼荼羅圖	二幅	同	同	同
同上	同	絹本着色不動明王像	一幅	同	同	同
同上	同	絹本着色十二天像(傳增伴筆)	十二幅	同	同	同

同	上	彫刻	木造十一面觀音立像	一	幅	同	同	同	寺
同	上	同	木造聖觀音立像	一	幅	同	同	同	寺
同	上	同	木造釋迦如來坐像(延文三年十一月ノ銘アリ)	一	幅	同	同	同	寺
丙	種	書蹟	紙本墨迹四座講式(高辨筆)	四	卷	同	同	同	院
甲	種	繪畫	紙本墨迹山水圖(藤馬遠筆)	一	幅	同	同	同	寺
丙	種	工美術	色々威甲冑	一	領	同	同	同	社
		工美術	木造藥師如來坐像	一	幅	同	同	同	寺
甲	種	繪畫	木造佛涅槃像	一	幅	同	同	同	院
同	種	同	木造佛涅槃像	一	幅	同	同	同	院
丙	種	工美術	藍草肩白腹卷(附明輪二)	一	領	同	同	同	院
甲	種	繪畫	絹本着色不動三十三尊子左右兩界曼荼羅圖	三	幅	同	同	同	寺
同	上	工美術	銅鐘	一	口	同	同	同	院
同	上	工美術	紙本淡彩俄鬼變紙	一	卷	同	同	同	寺
同	三等	繪畫	木造毘沙門天立像	一	幅	同	同	同	寺
甲	種	繪畫	木造吉祥天立像	一	幅	同	同	同	寺
同	上	繪畫	絹本着色愛染明王像	一	幅	同	同	同	寺
同	上	繪畫	絹本着色四所明神像	一	幅	同	同	同	寺
同	上	繪畫	絹本着色地藏菩薩像	一	幅	同	同	同	寺

同	上	同	絹本着色愛染明王像	一	幅	同	同	同	寺
同	上	同	絹本着色五大尊像	一	幅	同	同	同	寺
同	三等	同	絹本着色佛涅槃圖	一	幅	同	同	同	院
同	四等	同	絹本着色地藏十王像	一	幅	同	同	同	寺
同	上	彫刻	木造地藏菩薩立像	一	幅	同	同	同	寺
同	上	同	木造不動明王坐像	一	幅	同	同	同	寺
同	上	繪畫	絹本着色地藏菩薩像	一	幅	同	同	同	寺
同	上	繪畫	絹本着色十王像	十	幅	同	同	同	寺
同	上	繪畫	絹本着色釋迦三尊像	一	幅	同	同	同	寺
同	上	繪畫	絹本着色觀音兩脇土像	三	幅	同	同	同	寺

○内務省告示第五十五號
 明治三十三年勅令第九十七號ニ依リ本月十一日ヨリ左ノ縣ニ檢疫官ノ設置ヲ指定ス
 新瀉縣 宮城縣 福島縣 巖手縣 青森縣
 明治三十四年八月七日
 内務大臣男爵内海忠勝

○内務省告示第五十六號
 皇大神宮假殿御遷座ニ係ル諸祭日時左ノ通仰出サレタリ
 木造始祭 明治三十四年八月十四日 午前八時
 御船代祭 同 年同月二十九日 午前八時

遷 御 同 年九月六 日 午後八時
同 儲 日 同 年同月八 日

明治三十四年八月七日 內務大臣男爵內海忠勝

○內務省告示第五十七號 奈良縣大和國吉野郡吉野村鎮座

官幣中社吉野宮

右官幣大社ニ昇格 仰出サル

明治三十四年八月八日

內務大臣男爵內海忠勝

○內務省告示第五十八號

一男女枕草紙 一册大阪府西區京町堀上通三丁目二百五番屋敷三好古子發行

右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁シ且刻版及印本ヲ差押フ

明治三十四年八月十二日

內務大臣男爵內海忠勝

○內務省告示第五十九號

一ひめろゝ 一册大阪府東區住吉町六十八番邸三木直吉發行

右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ其ノ發賣頒布ヲ禁シ且刻版及印本ヲ差押フ

明治三十四年八月十六日

內務大臣男爵內海忠勝

○內務省告示第六十號

明治三十三年三月內務省告示第二十八號ヲ以テ開設シタル左ノ臨時海港檢疫所ハ本月三十一日限り

閉鎖ス

小樽臨時海港檢疫所

室蘭臨時海港檢疫所

四日市臨時海港檢疫所

嚴原臨時海港檢疫所

三角臨時海港檢疫所

明治三十四年八月二十七日

內務大臣男爵內海忠勝

○內務省告示第六十一號

明治三十二年七月內務省告示第八十六號ヲ以テ指定シタル臨時海港檢疫ヲ施行スヘキ海港中熊本縣

下三角港ヲ削リ同號第二項中「三角港」ノ文字ヲ削除ス

明治三十二年十月內務省告示第四百四號ヲ以テ指定シタル臨時海港檢疫ヲ施行スヘキ海港中長崎縣下

嚴原港及三重縣下四日市港ヲ削リ同號第二項中「嚴原港」ニ來航スル船舶ニシテ消毒ヲ要スルモノ

ハ長崎縣下女神又ハ山口縣下彦島ニ四日市港」ノ文字ヲ削除ス

明治三十三年二月內務省告示第十二號ヲ以テ指定シタル臨時海港檢疫ヲ施行スヘキ海港中北海道小

樽港同室蘭港ヲ削リ同號第二項中「小樽港、室蘭港」ニ來航スル船舶ニシテ消毒ヲ要スルモノハ所館

ニノ文字ヲ削除ス

明治三十四年八月二十七日

內務大臣男爵內海忠勝

○內務省告示第六十二號

一まんぼんあてづくし一トセぶし 一册 東京馬道丁目番地不明村山吉五郎發行

右出版物ハ風俗ヲ壞亂スルモノト認ムルヲ以テ發賣頒布ヲ禁シ且其ノ刻版印本ヲ差押フ

明治三十四年八月二十七日

內務大臣男爵內海忠勝

○大藏省告示第三十九號

札幌本金庫所屬雅內支金庫本月二十日宗谷郡雅內町大字雅內字北濱通四町目へ移轉ス

明治三十四年八月二十一日

大藏大臣曾根寬助

○大藏省告示第四十號

廣島本金庫所屬西條支金庫來ル九月一日ヨリ賀茂郡西條町字中市へ移ス

明治三十四年八月二十八日

大藏大臣曾根寬助

○海軍省告示第十一號
海軍少主計候補生十名採用ス明治三十四年十一月ニ於テ年齡滿二十年以上滿二十八年未滿
月ヨリ同十四年十一月ニシテ出身志願ノ者ハ明治三十年九月勅令第三百十四號海軍高等武官補充條例
二月マテニ出生
明治三十二年勅令及明治三十二年海軍省令第十一號海軍少主計候補生採用試驗規則ニ依リ明
治三十四年十一月十五日迄ニ海軍省人事局長ニ出願スヘシ
身體検査及學術試験ハ明治三十四年十一月二十日ヨリ築地海軍大學校構内海軍主計官練習所内ニ
於テ開始ス

明治三十四年八月九日

海軍大臣山本權兵衛

○海軍省告示第十二號

海軍少軍醫候補生二十名採用候補條醫術開業免狀ヲ有シ本年十二月ニ於テ年齡滿二十年以上滿二十
八年以下
明治七年一月ヨリ同十一月ニシテ出身志願ノ者ハ明治三十年勅令第三百十四號海軍高等武官
補充條例及明治三十三年勅令第三百九十二號同改正並ニ明治三十三年海軍省令第二十二號海軍少
軍醫候補生及少藥劑士候補生採用規則ニ依リ受験ノ場所ヲ添記シ本年十一月二十日迄ニ海軍省人
事局長ニ出願スヘシ
身體検査及學術試験ハ本年十二月一日ヨリ左ノ場所ニ於テ開始ス
東 京 京橋區築地海軍大學校構内 吳 吳海軍病院内
佐世保 佐世保海軍病院内
明治三十四年八月十二日
海軍大臣山本權兵衛

○司法省告示第四十五號

前橋地方裁判所管内富岡區裁判所ニ備ヘアリシ不動産登記ニ關スル左記ノ書類紛失シタリ

明治三十四年八月七日

司法大臣清浦奎吾

紛失シタル書類

- | | | | | | |
|---------------------------|-----------------------|----|-----------|-----------------------|----|
| 明治三十三年十月二十六日
受附第四、一五九號 | 土地抵當權設定登記申請書 | 一通 | 同上 | 土地抵當權設定登記申請書 | 一通 |
| 同上 | 土地所有權保存登記申請書
及附屬書類 | 一括 | 同上 | 土地建物抵當權抹消登記申
請書 | 一通 |
| 同上 | 土地買賣登記申請書 | 一通 | 同上 | 土地建物買賣登記申請書 | 一通 |
| 同上 | 土地抵當權抹消登記申請書 | 一通 | 同上 | 土地所有權保存登記申請書
及附屬書類 | 一括 |
| 同上 | 土地抵當權設定登記申請書 | 一通 | 受附第四、一七〇號 | | |
| 同上 | | | 受附第四、一七二號 | | |

○司法省告示第四十六號

千葉地方裁判所管内北條區裁判所本年七月二十六日火災ニ罹リ左記ノ記録及ヒ登記ニ關スル書類
ヲ除ク外民事刑事事及ヒ非訟事件ニ關スル記録悉皆焼失シタルニ付キ同區裁判所ニ訴狀、答辯書、申
請書、申立書、通知書又ハ告訴狀若クハ告發狀等ヲ差出シタル者ニシテ其事件未済ニ係ル分ハ本年
九月十日マテニ其寫ヲ差出スヘシ

明治三十四年八月十二日

司法大臣清浦奎吾

- | | | | | |
|---------|---------------------------|-----------------------------|-------------------------|-----------------------------|
| 燒失セサル記録 | 明治三十二年支拂命令既済事件記録 | 但命令原本ハ燒失ス | 明治三十二年不働產強制競賣既済事
件記録 | 但決定原本ハ自明治二十六年至同三
十二年分燒失ス |
| 同上 | 明治三十三年執行命令既済事件記録 | 但命令原本ハ自明治二十六年至同三
十二年分燒失ス | 同上 | 同上 |
| 同上 | 明治三十二年民事訴訟既済事件記録 | 但判決原本ハ燒失ス | 同上 | 同上 |
| 同上 | 明治三十三年假差押、假處分既済事
件記録 | 但決定原本ハ燒失ス | 同上 | 同上 |
| 同上 | 明治三十三年和解既済事件記録 | 但決定原本ハ燒失ス | 同上 | 同上 |
| 同上 | 明治三十一年強制執行自餘ノ申立既済事
件記録 | 但決定原本ハ燒失ス | 同上 | 同上 |
| 同上 | 明治三十三年訴訟外ノ申立既済事件記録 | 但判決原本ハ燒失ス | 同上 | 同上 |

○文部省告示第六十號

德島縣知事ハ同縣勝浦郡小松島村大字小島浦村字横須即東經百三十四度三十分北緯三十四度一分國中ニ警報信號標ヲ設置シ明治三十四年九月一日ヨリ實施ノ旨報告セリ

明治三十四年八月二十一日

文部大臣理學博士菊池大麓



○文部省告示第六十一號

新潟縣中頸城郡立高田高等女學校ノ位置ヲ同縣同郡高城村大字表川原ニ變更ノ件認可セリ

明治三十四年八月二十二日

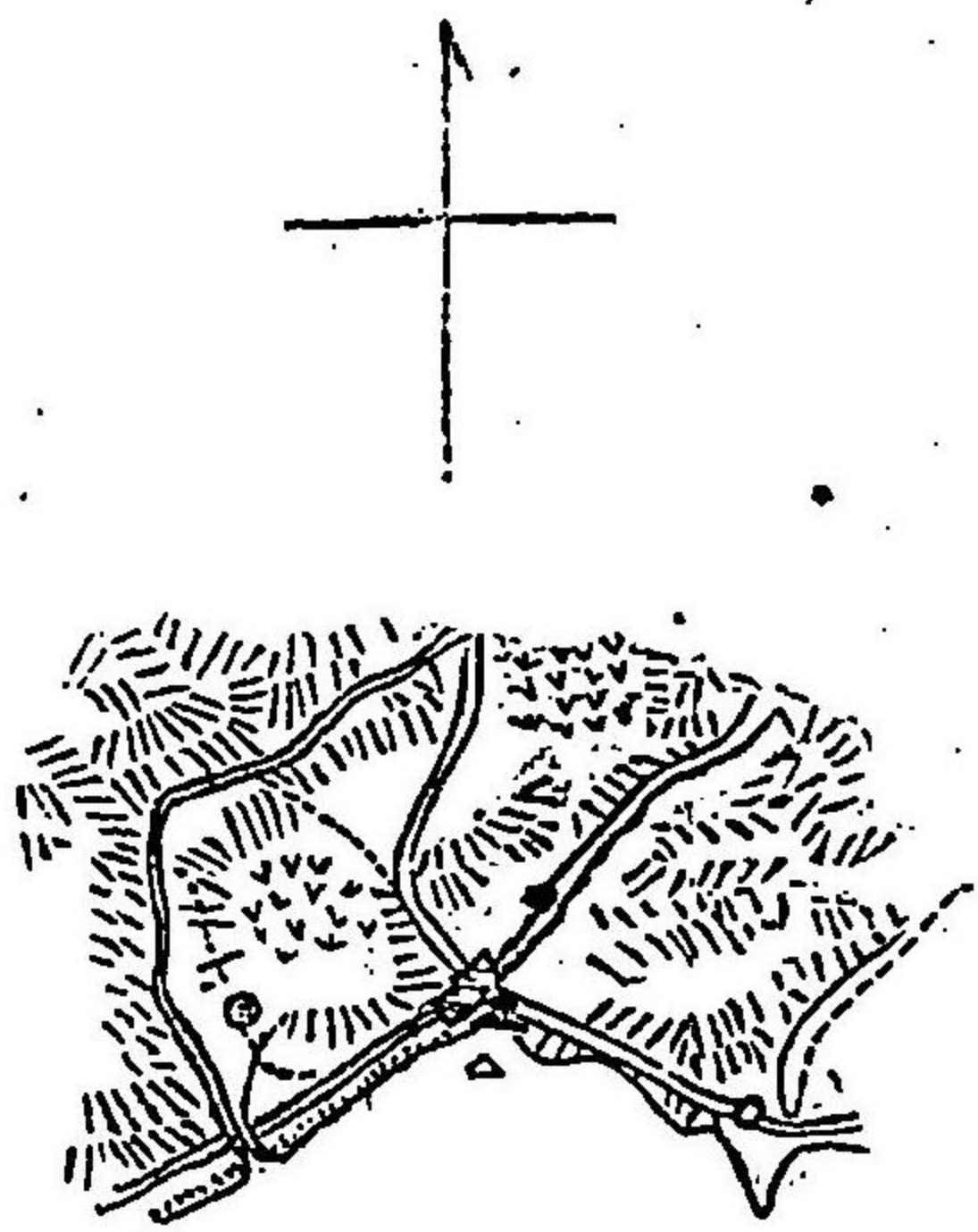
文部大臣理學博士菊池大麓

○文部省告示第六十二號

鹿兒島縣知事ハ同縣贈嶽郡東志布志村ニ於テ同村大字志布志字東町即東經百三十一度六分北緯三十一度二十九分國中ニ警報信號標ヲ設置スルコトヲ許可シ明治三十四年九月五日ヨリ實施ノ旨報告セリ

明治三十四年八月二十四日

文部大臣理學博士菊池大麓



○文部省告示第六十三號

兵庫縣第一師範學校ヲ兵庫縣御影師範學校ト兵庫縣第二師範學校ヲ兵庫縣姫路師範學校ト改稱ス

明治三十四年八月二十六日

文部大臣理學博士菊池大麓

○文部省告示第六十四號

右ハ徵兵令第十三條ニ依リ認定ス

青森縣弘前市立弘前中學東奧義塾

明治三十四年八月二十六日

文部大臣理學博士菊池大麓

○文部省告示第六十五號

福岡縣門司市東本町ニ設置セル私立警報信號標ハ明治三十四年七月十五日遞信省ヘ寄附ノ旨同縣知事ヨリ報告セリ

明治三十四年八月二十七日

文部大臣理學博士菊池大麓

手續第四條ニ依リ左記ノ保安林ヲ解除ス

明治三十四年八月三十一日

農商務大臣平田東助

國	郡	村	字	地番	種目	面積	所有者
對馬	下縣	鷓知	大道	一〇九、九〇三	山林	一、九、九、〇三	同
同	同	殿	瓜	九〇六	同	一、九、九、〇三	同
同	同	殿	瓜	五八	同	一、五、八、〇三	同
同	同	殿	瓜	同	同	六、七、八、二	同

○遞信省告示第三百二號

自今在清國福州及在韓國城津兩本邦郵便局ニ於テ佛國爲替ノ振出拂渡ヲ取扱フ

明治三十四年八月一日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第三百三號

本月十一日ヨリ武藏國橫濱市橫濱戸部町郵便受取所ヲ郵便電信受取所トス共ノ名稱、電報受付時間及電報取扱ニ關スル制限左ノ如シ

明治三十四年八月六日

遞信大臣子爵芳川顯正

一名稱 橫濱戸部町郵便電信受取所

一電報受付時間

三月一日ヨリ十月三十一日マテ午前六時ヨリ午後十時マテ
十一月一日ヨリ翌年二月末日マテ午前七時ヨリ午後十時マテ

一電報ノ取扱ニ關スル制限

一取扱フヘキ電報

內國和文電報

但シ著信電報ハ其受取所ヲ肩書シタルモノ及留置ト爲スモノノ外之ヲ取扱ハス

○遞信省告示第三百四號

萬國郵便條約施行細則第四十條第一項第一節中「マラケシニ」ノ次ヘ「アルカッサル」、「フェズ」、「メクネ」ヲ追加ス

明治三十四年八月六日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第三百五號

本月十一日ヨリ武藏國橫濱市橫濱郵便電信局福富郵便支局ヲ橫濱郵便電信局長者町郵便支局ト改稱ス

明治三十四年八月六日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第三百六號

本月十日ヨリ越後國新潟市學校町通一番町ニ郵便電信受取所ヲ設置シ新潟學校町郵便電信受取所ト稱ス但貯金事務ヲモ取扱フ又電報受付時間及電報ノ取扱ニ關スル制限左ノ如シ

明治三十四年八月六日

遞信大臣子爵芳川顯正

一電報受付時間 午前八時ヨリ午後八時マテ

一電報ノ取扱ニ關スル制限

一取扱フヘキ電報

內國和文電報

但著信電報ハ其受取所ヲ肩書シタルモノ及留置ト爲スモノノ外之ヲ取扱ハス

○遞信省告示第三百七號

南亞米利加亞爾然丁共和國ビュエノール、エールニ於ケル電報ノ検査ハ解除セラレタル旨萬國電信總理局ヨリ通報アリタリ

明治三十四年八月七日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第三百八號

本年七月十七日限り天津郵便局楊村出張所ヲ廢止ス

但同出張所ニ於テ取扱ヒタル從前ノ事務ハ天津郵便局ニ於テ繼續取扱ハシム

明治三十四年八月七日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第三百九號

明治三十四年八月六日遞信省告示第二百四十三號佛國及佛國經由諸外國行小包郵便料金表中左ノ通追加改正ス

明治三十四年八月七日

遞信大臣子爵芳川顯正

一 トリポリ、バルバリスノ項ヲ削除シ左ノ項ヲ追加ス

地	名	遞送線路	總越國名及遞送方法
トリポリ	トリポリ (Tripoli de Barbarie)	直接交換	佛國西、マルセイユ及トリポリ間郵船
	トリポリ (Tripolitaine)	伊太利佛國西伊太利伊太利郵船	伊太利佛國西伊太利伊太利郵船

二 土耳其ノ部ニ四伊太利郵便局設置アル地ノ次ハ五トシテ左ノ一項ヲ追加ス

地	名	遞送線路	總越國名及遞送方法
トルコ	イスタンブール (Istanbul)	伊太利佛國西伊太利伊太利郵船	伊太利佛國西伊太利伊太利郵船
	エディルネ (Edirne)	伊太利佛國西伊太利伊太利郵船	伊太利佛國西伊太利伊太利郵船
バルカン	ソフィヤ (Sofia)	伊太利佛國西伊太利伊太利郵船	伊太利佛國西伊太利伊太利郵船
	ブルサ (Bursa)	伊太利佛國西伊太利伊太利郵船	伊太利佛國西伊太利伊太利郵船
バルカン	コスタントヌポル (Constantinople)	伊太利佛國西伊太利伊太利郵船	伊太利佛國西伊太利伊太利郵船
	サラエボ (Sarajevo)	伊太利佛國西伊太利伊太利郵船	伊太利佛國西伊太利伊太利郵船

三 料金を表末尾附註ノ部(一)佛國郵便局所在地名中「ジャッパ」ノ次ハ「セルサレム」ヲ追加ス

○遞信省告示第三百十號

本日ヨリ左ノ電話所ヲ設置シ東京大磯間東京鎌倉間横濱大磯間及横濱鎌倉間ノ電話通信ヲ開始ス但本電話所ハ横濱電話交換局ノ所屬トス

明治三十四年八月七日

遞信大臣子爵芳川顯正

位	名	電話所	位	名	電話所
相模國中郡大磯郵便局内	大磯	電話所	相模國鎌倉郡鎌倉郵便電信局内	鎌倉	電話所

○遞信省告示第三百十一號

明治三十二年八月八日遞信省告示第三百十四號電話呼出地域中「各電話交換局及電話交換支局普通加入區域内」ノ次ニ左ノ通追加ス

明治三十四年八月七日

遞信大臣子爵芳川顯正

相模國中郡大磯町内

相模國鎌倉郡鎌倉町内

○遞信省告示第三百十二號

明治三十二年八月十一日遞信省告示第三百五十二號中特ニ指定シタル郵便局ニ於テ電信爲替事務ヲ取扱フ國及其指定局ノ部洪島利ニ於ケル郵便局左ノ通改正ス

明治三十四年八月七日

遞信大臣子爵芳川顯正

洪島利	名	郵便局	改正
アハド・サローン (Ahad-Salakh)	アハド・サローン (Ahad-Salakh)	郵便局	改正
アハド・サローン (Ahad-Salakh)	アハド・サローン (Ahad-Salakh)	郵便局	改正
アボニー (Abony)	アボニー (Abony)	郵便局	改正
アル・ブー・グナ (Al-Bou-Ghna)	アル・ブー・グナ (Al-Bou-Ghna)	郵便局	改正
アサキ (Asaki)	アサキ (Asaki)	郵便局	改正
アサキ (Asaki)	アサキ (Asaki)	郵便局	改正

マニマニ (Mannaros-Sziget)	メジ (Mező)	モリス (Morizsföld)
マリア (Mária-Radna)	メジ (Mező)	モリス (Morva-Szeméjános)
マリヤ (Maros-Illye)	メジ (Mező)	モリス (Moson)
マロス (Maros-Ludas)	メジ (Mező)	モリス (Mormork)
マロシ (Maros-Sólymos)	メジ (Mező)	モリス (Munkács)
マロシ (Maros-Újvár)	メジ (Mező)	モリス (Mura-Szombathely)
マロシ (Maros-Szalán)	メジ (Mező)	モリス (Muzsina)
マロシ (Maros-Vasvárhely)	メジ (Mező)	モリス (Nándorvár)
マロシ (Maros-Vecs)	メジ (Mező)	モリス (Nagyács)
マロシ (Martonvásár)	メジ (Mező)	モリス (Nagy-Ajta)
マロシ (Ménfak)	メジ (Mező)	モリス (Nagy-Appony)
マロシ (Ménfak)	メジ (Mező)	モリス (Nagy-Atád)
マロシ (Ménfak)	メジ (Mező)	モリス (Nagy-Bajom)
マロシ (Ménfak)	メジ (Mező)	モリス (Nagy-Bánya)
マロシ (Ménfak)	メジ (Mező)	モリス (Nagy-Becskerék)
マロシ (Ménfak)	メジ (Mező)	モリス (Nagy-Berezn)
マロシ (Ménfak)	メジ (Mező)	モリス (Nagy-Bitso)
マロシ (Ménfak)	メジ (Mező)	モリス (Nagy-Bocskó)
マロシ (Ménfak)	メジ (Mező)	モリス (Nagy-Borosnyó)
マロシ (Ménfak)	メジ (Mező)	モリス (Nagy-Bossány)
マロシ (Ménfak)	メジ (Mező)	モリス (Nagy-Czenk)
マロシ (Ménfak)	メジ (Mező)	モリス (Nagy-Diszó)
マロシ (Ménfak)	メジ (Mező)	モリス (Nagy-Dorog)
マロシ (Ménfak)	メジ (Mező)	モリス (Nagy-Egyed)
マロシ (Ménfak)	メジ (Mező)	モリス (Nagy-Gái)
マロシ (Ménfak)	メジ (Mező)	モリス (Nagy-Halmagy)

ナグ (Nagy-Tild)	シク (Nagy-Sink)	シク (Német-Bogzán)
ナグ (Nagy-Ilonda)	シク (Nagy-Somkú)	シク (Német-Bencsek)
ナグ (Nagy-Káll)	シク (Nagy-Surány)	シク (Német-Boly)
ナグ (Nagy-Kanizsa)	シク (Nagy-Szalonta)	シク (Német-Czernya)
ナグ (Nagy-Kapost)	シク (Nagy-Szeben)	シク (Német-Czerny)
ナグ (Nagy-Károly)	シク (Nagy-Szent-Miklós)	シク (Német-Palánka)
ナグ (Nagy-Kília)	シク (Nagy-Szombathely)	シク (Német-Ságh)
ナグ (Nagy-Kilinda)	シク (Nagy-Szillás)	シク (Német-Szamor)
ナグ (Nagy-Komlos)	シク (Nagy-Szredislye)	シク (Német-Szent-Mihály)
ナグ (Nagy-Kosztolány)	シク (Nagy-Tapolcsány)	シク (Német-Szent-Péter)
ナグ (Nagy-Körös)	シク (Nagy-Ugricz)	シク (Német-Ujvár)
ナグ (Nagy-Kövács)	シク (Nagy-Teremin)	シク (Német-Vasvárhely)
ナグ (Nagy-Láng)	シク (Nagy-Várud)	シク (Német-Völcse)
ナグ (Nagy-Légl)	シク (Nagy-Zsám)	シク (Nova)
ナグ (Nagy-Léla)	シク (Nagy-Zsám)	シク (Novi-Marof)
ナグ (Nagy-Lévard)	シク (Nagy-Zsám)	シク (Novska)
ナグ (Nagy-Lóca)	シク (Nagy-Zsám)	シク (Nuštar)
ナグ (Nagy-Lóca)	シク (Nagy-Zsám)	シク (Nyárad-Szereda)
ナグ (Nagy-Lóca)	シク (Nagy-Zsám)	シク (Nyék)
ナグ (Nagy-Lóca)	シク (Nagy-Zsám)	シク (Nyir-Báton)
ナグ (Nagy-Lóca)	シク (Nagy-Zsám)	シク (Nyiregyháza)
ナグ (Nagy-Lóca)	シク (Nagy-Zsám)	シク (Nyitra)
ナグ (Nagy-Lóca)	シク (Nagy-Zsám)	シク (Nyitra-Zámbockré)

キーケチ (Nyulalyra)	オロシオナ (Orivare)	パリーナ (Pariéz)
キーケチ (O-Béba)	オロシナ (Oroszláza)	パリーナ (Parijád)
キーケチ (O-Beece)	オロシナ (Oroszlámó)	パリーナ (Párlány)
キーケチ (O-Bessenjő)	オロシナ (Oroszvár)	パリーナ (Párlány)
キーケチ (O-Gradiska)	オロシナ (Orsovra)	パリーナ (Párlány)
キーケチ (O-Gyalla)	オロシナ (Ossifany)	パリーナ (Párlány)
キーケチ (O-Kanizsa)	オロシナ (Olafac)	パリーナ (Párlány)
キーケチ (O-Kér)	オロシナ (Oulakra)	パリーナ (Párlány)
キーケチ (O-Labla)	オロシナ (Ózd)	パリーナ (Párlány)
キーケチ (O-Lécz)	オロシナ (Ozora)	パリーナ (Párlány)
キーケチ (O-Moldova)	オロシナ (Ócsid)	パリーナ (Párlány)
キーケチ (O-Páza)	オロシナ (Ókerméz)	パリーナ (Párlány)
キーケチ (O-Rada)	オロシナ (Óreg-Jak)	パリーナ (Párlány)
キーケチ (O-Tura)	オロシナ (Óri-Szent-Péter)	パリーナ (Párlány)
キーケチ (O-Telek)	オロシナ (Örkény)	パリーナ (Párlány)
キーケチ (Obrovce)	オロシナ (Órmező)	パリーナ (Párlány)
キーケチ (Ofenbánya)	オロシナ (Palerac)	パリーナ (Párlány)
キーケチ (Ogulim)	オロシナ (Padla)	パリーナ (Párlány)
キーケチ (Okland)	オロシナ (Paka)	パリーナ (Párlány)
キーケチ (Okučani)	オロシナ (Palics)	パリーナ (Párlány)
キーケチ (Olahfalva)	オロシナ (Palota-Ilva)	パリーナ (Párlány)
キーケチ (Olah-Lapos)	オロシナ (Pancsova)	パリーナ (Párlány)
キーケチ (Olah-Szent-György)	オロシナ (Pankofa)	パリーナ (Párlány)
キーケチ (Ómoravica)	オロシナ (Pápa)	パリーナ (Párlány)
キーケチ (Óravica)	オロシナ (Porabuly)	パリーナ (Párlány)
キーケチ (Oregfalva)	オロシナ (Pozsony)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Pozsony-Pus-pök)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Püstyén)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Prizmitr)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Prograda)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Prezid)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Privigye)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Pruska)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Puchla)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Púj)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Puszta-Poó)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Pusztaföldvár)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Puszta-Vacs)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Puszta-Kakán)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Prinole)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Pilsyik-Ladány)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Rácsa)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Rác-Almás)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Rác-Mihács)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Rácsker)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Radul)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Rajecz)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Rajeczflud)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Ránkflud)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Rajcovselo)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Rajka)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Rakos-Palota)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Rakos-Szent-Mihály)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Rakovica)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Ratosnya)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Remete)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Ryecz-Jak)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Resicza)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Rétság)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Réva-Ujfalva)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Rima-Szécs)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Rima-Szombat)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Robonoz)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Román-Petre)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Román-Szent-Mihály)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Rozsalyeg)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Rozsnyó)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Rozsnyó-Brassó ma)	パリーナ (Párlány)
	オロシナ (Badane)	パリーナ (Párlány)

ペーペー (Petrosény)	ポプー (Poprád)	バガリー (Bagály)
ペーペー (Petrovács)	ポプー (Porozslo)	バガリー (Balgó)
ペーペー (Petrovoseio-Litko)	ポプー (Požeg)	バガリー (Bajecz)
ペーペー (Pellend)	ポプー (Pozsony)	バガリー (Rajeczflud)
ペーペー (Pillig)	ポプー (Pozsony-Pus-pök)	バガリー (Ránkflud)
ペーペー (Pinczehely)	ポプー (Püstyén)	バガリー (Rajcovselo)
ペーペー (Pinkaf)	ポプー (Prizmitr)	バガリー (Rajka)
ペーペー (Piski p. u.)	ポプー (Prograda)	バガリー (Rakos-Palota)
ペーペー (Piszke)	ポプー (Prezid)	バガリー (Rakos-Szent-Mihály)
ペーペー (Pivonána)	ポプー (Privigye)	バガリー (Rakovica)
ペーペー (Pivaros)	ポプー (Pruska)	バガリー (Ratosnya)
ペーペー (Pivnicza)	ポプー (Puchla)	バガリー (Remete)
ペーペー (Plaski)	ポプー (Púj)	バガリー (Ryecz-Jak)
ペーペー (Plavisevca)	ポプー (Puszta-Poó)	バガリー (Resicza)
ペーペー (Podolin)	ポプー (Pusztaföldvár)	バガリー (Rétság)
ペーペー (Podolin)	ポプー (Puszta-Vacs)	バガリー (Réva-Ujfalva)
ペーペー (Pohorella-vagyvár)	ポプー (Puszta-Kakán)	バガリー (Rima-Szécs)
ペーペー (Polgár)	ポプー (Prinole)	バガリー (Rima-Szombat)
ペーペー (Polgár)	ポプー (Pilsyik-Ladány)	バガリー (Robonoz)
ペーペー (Poniz)	ポプー (Rácsa)	バガリー (Román-Petre)
ペーペー (Poukaszlan)	ポプー (Rác-Almás)	バガリー (Román-Szent-Mihály)
ペーペー (Popovaca)	ポプー (Rác-Mihács)	バガリー (Rozsalyeg)
	ポプー (Rácsker)	バガリー (Rozsnyó)
	ポプー (Radul)	バガリー (Rozsnyó-Brassó ma)
	ポプー (Rajecz)	バガリー (Badane)
	ポプー (Rajeczflud)	
	ポプー (Ránkflud)	
	ポプー (Rajcovselo)	
	ポプー (Rajka)	
	ポプー (Rakos-Palota)	
	ポプー (Rakos-Szent-Mihály)	
	ポプー (Rakovica)	
	ポプー (Ratosnya)	
	ポプー (Remete)	
	ポプー (Ryecz-Jak)	
	ポプー (Resicza)	
	ポプー (Rétság)	
	ポプー (Réva-Ujfalva)	
	ポプー (Rima-Szécs)	
	ポプー (Rima-Szombat)	
	ポプー (Robonoz)	
	ポプー (Román-Petre)	
	ポプー (Román-Szent-Mihály)	
	ポプー (Rozsalyeg)	
	ポプー (Rozsnyó)	
	ポプー (Rozsnyó-Brassó ma)	
	ポプー (Badane)	

明治三十四年八月 卷第 號 第百二十二號

八六二

<p>ロ一ル (Rozsahely) (Rozsahelyi-földgyár p. u.)</p> <p>ル (Ruma)</p> <p>ル (Ruzsa) (Ruzsakalánya)</p> <p>ル (Ruzsa)</p> <p>ル (Ruzsa) (Rutika p. u.)</p> <p>ル (Ságh)</p> <p>ル (Sajó) (Sajó Kuzn)</p> <p>ル (Sádp)</p> <p>ル (Sajó-Szent-Péter)</p> <p>ル (Sajó-Szőged)</p> <p>ル (Sajó)</p> <p>ル (Sajtos Kál)</p> <p>ル (Salgó-Tarján)</p> <p>ル (Sanne)</p> <p>ル (Samobor)</p> <p>ル (Samson)</p> <p>ル (Sárbogárd)</p> <p>ル (Sárhady)</p> <p>ル (Sárkány)</p> <p>ル (Sárköz)</p> <p>ル (Sárospatak)</p> <p>ル (Sárvár)</p> <p>ル (Sásd)</p> <p>ル (Sasvár)</p> <p>ル (Sátoralja-Ujhegy)</p>	<p>ル (Savski-Marof)</p> <p>ル (Segesvár)</p> <p>ル (Selmechánya)</p> <p>ル (Selyp)</p> <p>ル (Sennse)</p> <p>ル (Sepsis)</p> <p>ル (Sepsis)</p> <p>ル (Sadi-Szent-György)</p> <p>ル (Sád)</p> <p>ル (Siklos)</p> <p>ル (Simánd)</p> <p>ル (Simontornya)</p> <p>ル (Sófok)</p> <p>ル (Sipe)</p> <p>ル (Slatina)</p> <p>ル (Sistarovecz)</p> <p>ル (Slain)</p> <p>ル (Soborsin)</p> <p>ル (Solt)</p> <p>ル (Solymár)</p> <p>ル (Somogyvár)</p> <p>ル (Somorja)</p> <p>ル (Soksd)</p> <p>ル (Sopron)</p> <p>ル (Soroksár)</p> <p>ル (Sokkát)</p> <p>ル (Sósmező)</p> <p>ル (Süvényháza)</p>	<p>ル (Stajerlak)</p> <p>ル (Stoosz)</p> <p>ル (Stonfa)</p> <p>ル (Stooszlirdi)</p> <p>ル (Stubica)</p> <p>ル (Stubnya-furdi)</p> <p>ル (Supatng)</p> <p>ル (Surrein)</p> <p>ル (Suhopojje)</p> <p>ル (Sušak)</p> <p>ル (Sullemed)</p> <p>ル (Sluneg)</p> <p>ル (Süttő)</p> <p>ル (Svedler)</p> <p>ル (Sveti-Ivan-Zelina)</p> <p>ル (Sveti-Jurikod-Senjja)</p> <p>ル (Szabud-Bárdud)</p> <p>ル (Szabudfalu)</p> <p>ル (Szabadka)</p> <p>ル (Szabadszállás)</p> <p>ル (Szada)</p> <p>ル (Szajna)</p> <p>ル (Szkolozsa)</p> <p>ル (Szakálháza)</p> <p>ル (Szalkánk)</p> <p>ル (Székely)</p>
---	---	---

<p>ル (Szamos-Ujvár)</p> <p>ル (Szankád)</p> <p>ル (Szankád)</p> <p>ル (Szapolyiget)</p> <p>ル (Szarvas)</p> <p>ル (Szarcosa)</p> <p>ル (Sázer-Régen)</p> <p>ル (Sázer-Fenes)</p> <p>ル (Sázer-Sebes)</p> <p>ル (Sázer-Nádás)</p> <p>ル (Sászkalánya)</p> <p>ル (Sászfáros)</p> <p>ル (Szatmárhely)</p> <p>ル (Szeged I)</p> <p>ル (Szeghalom)</p> <p>ル (Szeghely)</p> <p>ル (Szegvár)</p> <p>ル (Székely-Kereztúr)</p> <p>ル (Székas)</p> <p>ル (Székely-Udvartelje)</p> <p>ル (Székelykeve)</p> <p>ル (Székelyhid)</p> <p>ル (Székess)</p> <p>ル (Székess)</p>	<p>ル (Szekudvar)</p> <p>ル (Szelsikye)</p> <p>ル (Szemlak)</p> <p>ル (Szempex)</p> <p>ル (Szendő)</p> <p>ル (Szent)</p> <p>ル (Szent-Ágola)</p> <p>ル (Szent-Anfal)</p> <p>ル (Szent-Elek)</p> <p>ル (Szent-Endre)</p> <p>ル (Szent-Gouthard)</p> <p>ル (Szent-György)</p> <p>ル (Szent-Hubert)</p> <p>ル (Szent-Király-Szaludja)</p> <p>ル (Szent-Lőrincz (Baranya))</p> <p>ル (Szent-Lőrincz (P. P. S. Kis-Kun))</p> <p>ル (Szentess)</p> <p>ル (Szepes-Béla)</p> <p>ル (Szepes-Ófalu)</p> <p>ル (Szepes-Olaszi)</p> <p>ル (Szepes-Szombud)</p> <p>ル (Szepes-Várnajja)</p> <p>ル (Szépfalu)</p> <p>ル (Széplak)</p>	<p>ル (Szepesi)</p> <p>ル (Szépmező)</p> <p>ル (Szépviz)</p> <p>ル (Szerb-Csanád)</p> <p>ル (Szered)</p> <p>ル (Szerednye)</p> <p>ル (Szerecs)</p> <p>ル (Sziget-Kamaru)</p> <p>ル (Szigetvárt)</p> <p>ル (Szikewicza)</p> <p>ル (Szikszó)</p> <p>ル (Szilágy-Csehi)</p> <p>ル (Szilágy-Nagyfalu)</p> <p>ル (Szilágy-Somlyó)</p> <p>ル (Szilas)</p> <p>ル (Szilas-Balhá)</p> <p>ル (Szill)</p> <p>ル (Szinye)</p> <p>ル (Szinyér-Várnajja)</p> <p>ル (Szárk)</p> <p>ル (Százek)</p> <p>ル (Szilavon-Yurócze)</p>
---	---	--

ヴァリャス (Varyas)
 ヴァロス・ヒドヴェグ (Város-Hidvég)
 ヴァス・ヴイヂスヴァール (Vas-Vüzbvár)
 ヴァス・ヴイヂスヴァール (Vásáros-Námeny)
 ヴァサヴァ (Vasvár)
 ヴァチ (Váti)
 ヴァチ (Vác)
 ヴァチ (Vedród)
 ヴェリカ・ゴリェン (Velika-Gorica)
 ヴェプロパツ (Vepropác)
 ヴェルホ (Verhó)
 ヴェレヘル (Verhely)
 ヴェレスパルク (Verespatak)
 ヴェレス (Vercs)
 ヴェスプレム (Veszprém)
 ヴェズツ (Veszű)
 ヴィドムバク (Vidombák)
 ヴィンヤ (Vinnyeföld) 九月十五日開
 ヴィンヤ (Világos)
 ヴィリャニ (Vilány)
 ヴィンゲ (Vinga)
 ヴィニカ (Vinea)
 ヴィンコヴェ (Vinkovce)
 ヴィルヂ (Virje)
 ヴィセグード (Visegrád)
 ヴィヅナ (Vizna)
 ヴィヅコヴェツ (Vajkovec)

ヴォジン (Voštin)
 ヴォジニ (Vožin)
 ヴォジニ (Vožek)
 ヴォルツ (Völcz)
 ヴァルシトローニ (Várslatorny)
 ヴラタ (Vrata)
 ヴラニヤ (Vranja)
 ヴラボヴェ (Vrbovec)
 ヴルギモスチ (Vrginost)
 ヴルジョ (Vrpolje)
 ヴァコヴィン (Vukovín)
 ザボク (Zabok)
 ザボラ (Zabola)
 ザゴン (Zágon)
 ザグラー (Zágráb)
 ザカニ (Zákány)
 ザラ・エゲル (Zala-Egerszeg)
 ザラ・セント・グロ (Zala-Szent-Grot)
 ザラハ (Zalahna)
 ザグズセン (Zaguzsen)
 ザム (Zám)
 ザランド (Zarand)
 ザヴァル (Zavalle)
 ザウ・ウグロツ (Zay-Ugrócz)
 ザリツ (Zalitz)
 ザンペレン・シナ (Zemplén-Szina)
 ザンツ (Zangg)

ゼンタ (Zenta)
 ゼネシ (Zernest)
 ゼチヤ (Zichyfalva)
 ゼリ (Zlali)
 ゼモニ (Zimony)
 ゼツ (Zirc)
 ゼラ (Zlatar)
 ゼニ・ヴァリヤ (Znit-Várslja)
 ゼリヤ (Zolyom)
 ゼリヤ・ブツ (Zolyom-Brezó)
 ゼリヤ (Zolyom-Radvány)
 ゼンバ (Zomba)
 ゼンボ (Zombor)
 ゼンヤ (Zrmanja)
 ゼサビヤ (Zsabjya)
 ゼサダニ (Zsadány)
 ゼシカ (Zsika)
 ゼシムベク (Zsímbeik)
 ゼサニツ (Zsarnóca)
 ゼセヘル (Zsehely)
 ゼシブ (Zsibó)
 ゼシドヴァ (Zsidóvár)
 ゼシヴァ・ウジャル (Zsitva-Ujfalú)
 ゼソ (Zsolna)
 ゼソムヨ (Zsomolyán)
 ゼパニ (Zapanjo)
 ゼラトク (Zalotva)

○遞信省告示第三百十三號
 明治三十三年九月 遞信省告示第三百四十二號ニ在ノ但書ヲ加フ

但シ時間ヲ定メテ通信取扱ヲ爲ス局ハ此ノ限ニ在ラス

遞信大臣子爵芳川顯正

〔参照〕

明治三十三年九月 遞信省告示第三百四十二號ハ各郵便電信局電信局ニ於テ至急電報ニ限り電報受付時間外ト雖モ之カ受付ヲ爲ス件ナリ

○遞信省告示第三百十四號

明治二十二年十一月 遞信省告示第二百十四號但書ヲ左ノ通改正ス

但シ別配達郵便物受付及時間ヲ定メテ通信取扱ヲ爲ス局ノ電報受付ハ此ノ限ニ在ラス

〔参照〕

明治二十二年十一月 遞信省告示第二百十四號ハ各郵便及電信局ニ於ケル郵便、電報受付時限其但書ハ別配達郵便物ノ受付ハ此ノ限ニ在ラサル件ナリ

○遞信省告示第三百十五號

明治三十三年十月 遞信省告示第四百三號、第四百十七號、第四百三十一號、同年十一月 遞信省告示第四百三十九號、第四百四十八號、同年十二月 遞信省告示第四百八十八號、第四百九十二號、第五百三號、第五百二十二號、第五百二十三號、第五百二十七號、第五百二十八號、明治三十四年十一月 遞信省告示第十一號、第二十四號、第二十五號、第四十一號、第四十六號、同年十二月 遞信省告示第六十五號、第八十五號、第九十三號、第九十四號、第九十六號、第九十五號、同年三月 遞信省告示第二百二十號、第二百二十八號、第二百三十二號、第二百三十三號、第二百三十七號、第二百四十五號、第二百五十六號、第二百五十九號、第二百六十四號、第二百六十六號

五號 同年 月 遞信省告示第百七十七號 第百七十八號 同年 月 遞信省告示第百六十五號 同年 月 遞信省告示第百九十一號 第百九十二號 第百九十三號 同年 月 遞信省告示第百九十三號 第百九十六號 中「電報受付時間」下アルヲ「通信取扱時間」ト改ム

明治三十四年八月九日

遞信大臣子爵芳川顯正

〔参照〕

明治三十三年遞信省告示第四百三號以下四十件ハ電信取扱所及電信受取所ニ於テ公衆電報ヲ取扱フ件ナリ

○遞信省告示第三百十六號

本月十一日ヨリ相模國三浦郡葉山郵便局ヲ三等郵便電信局トシ葉山郵便電信局ト改稱ス

明治三十四年八月九日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第三百十七號

本月六日ヨリ清國新城ニ天津郵便局出張所ヲ置キ天津郵便局新城出張所ト稱ス但郵便貯金事務ヲモ取扱フ

明治三十四年八月十日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第三百十八號

本日ヨリ清國南京ニ帝國郵便局ヲ置キ南京郵便局ト稱ス但郵便貯金事務ハ併セ取扱フモ外國郵便爲替事務ハ舊分ノ内之ヲ取扱ハス

明治三十四年八月十日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第三百十九號

本年一遞信省告示第三百十七號鐵道作業局大貨物運賃手数料及等級表中第十二及第十三ヲ左ノ通改正シ來十月一日ヨリ施行ス

明治三十四年八月十二日

遞信大臣子爵芳川顯正

第十二 左記ノ貨物ハ運達便扱ヲ爲サス

級外品第一、二、四、五種

一 簡量目二百斤以上若クハ才積四十立方尺以上又ハ長サ十五尺以上ノモノ

第十三 輕量嵩高品ノ噸扱ニ係ルモノニシテ其重量百立方尺一噸ニ滿タサルモノハ百立方尺ヲ以テ一噸トシ通常斤扱及運達便扱ニシテ別ニ定ムル品目ニ該當スルモノハ左ノ割合ニ依リテ斤量ヲ計算ス

一 立方尺二斤以下ノモノ	五 倍
一 立方尺四斤以下ノモノ	三 倍
一 立方尺六斤以下ノモノ	二 倍

〔参照〕

遞信省告示第三十七號(明治三十四年一月二十六日)抄録

第十二 左記ノ貨物ハ運達便扱ヲ爲サス

級外品第一、二、四、五種

一 簡量目二百斤以上若クハ才積四十立方尺以上ノモノ

一 立方尺二斤以下ノモノ	五 倍
一 立方尺四斤以下ノモノ	三 倍
一 立方尺六斤以下ノモノ	二 倍

○遞信省告示第三百二十號

明治三十年 月 遞信省告示第三百五十七號京都電話交換局特別加入區域中ニ紀伊郡柳原町ヲ追加

明治三十四年八月十三日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第三百二十一號
南亞米利加ウエネシヨラ國へ宛ル電報ハ同國政府ノ檢査ニ附セラレ且隱語電報へ官吏ニ宛ルモノ
ニ限リ取扱フコトヲ得ル旨萬國電信總局ヨリ通報アリタリ

明治三十四年八月十三日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第三百二十二號

明治三十三年三月三遞信省告示第百二十一號中「千八百九十七年出版General Commercial and mining
Telegram Code」ノ項ノ次ニ左ノ一項ヲ追加ス

明治三十四年八月十三日

遞信大臣子爵芳川顯正

Libers standard Code

○遞信省告示第三百二十三號

帆船第二高砂丸外四十六艘へ左ノ信號符字ヲ附ス

明治三十四年八月十五日

遞信大臣子爵芳川顯正

信號符字	番	號	種類	船名	船籍港	所有者
J P R V	四八五六	4856	帆	第貳高砂丸 Takasago Maru No. 2	安藝方村	西本 玉次
J F W C	五〇一四	5014	帆	大東丸 Daio Maru.	長崎市	嶺下 千太郎
J G P C	五一六二	5162	帆	幸昇丸 Koshō Maru.	小樽市	大瀧 治郎吉
J H Q R	五四一九	5419	帆	永徳丸 Eitoku Maru.	三川後川	荒木 次三郎
J H Q S	五四二〇	5420	帆	昌榮丸 Shōryō Maru.	大津市	福井 福太郎
J H Q T	五四二一	5421	帆	第參磯吉丸 Kōyoshi Maru. No. 8.	三川後川	荒木 惣平

信號符字	番	號	種類	船名	船籍港	所有者
J H Q V	五四二二	5422	帆	第壹磯吉丸 Kōyen Maru. No. 1.	大津市	清次郎
J H Q W	五四二三	5423	帆	瑞徳丸 Mizuho Maru.	三川後川	柳 春吉
J H R B	五四二四	5424	帆	榮丸 Saiyō Maru.	肥前津	森 用太郎
J H R C	五四二五	5425	帆	寶定丸 Hōtei Maru.	肥前津	井口 庄八郎
J H R D	五四二六	5426	帆	金寶丸 Kanehō Maru.	肥前津	山本 久衛
J H R F	五四二七	5427	帆	第拾淺丸 Minato Maru. No. 10.	肥前津	山本 久衛
J K D S	五五〇〇	5540	汽	神龍丸 Shinyū Maru.	石巻市	木村 トロ
J K H G	六一九二	6192	汽	快良丸 Kwaiyō Maru.	松江市	森脇 忠兵衛
J K H L	六一九三	6193	帆	正義丸 Masayoshi Maru.	松江市	藤江 幸助
J N K W	六二四三	6243	帆	若徳丸 Wakatoku Maru.	高松市	山本 松太郎
J L T R	六三六七	6367	帆	幸力丸 Kōriki Maru.	加羽町	尾形六郎兵衛
J L T S	六三六八	6368	汽	第貳磯葛丸 Kuzuzuka Maru. No. 2.	新潟市	葛原丸株式會社
J L T V	六三七〇	6370	汽	第四號安進丸 Anshin Maru. No. 4.	新潟市	株式會社安進
J D M F	六四五四	6454	帆	第一共榮丸 Kyōei Maru. No. 1.	松島市	和田 芳藏
J D M G	六四五五	6455	帆	第二共榮丸 Juhō Maru. No. 2.	松島市	森井 與四郎
J D M H	六四五七	6457	帆	幸亭丸 Kōtei Maru.	本莊市	岸本 流造
J P K R	六五六九	6569	帆	第三房州丸 Boshū Maru. No. 3.	東京市	東京海汽船株式會社
J C D F	六六〇二	6602	帆	萬徳丸 Mantoku Maru.	紀伊村	清水 千之助

J L W Q	六六二六〇〇	帆	明	丸 Nyojin Maru.	伊豆	伊豆村	伊豆村
J L W M	六六五〇〇〇	帆	榮	丸 Yeloku Maru.	伊豆	伊豆村	伊豆村
J L W N	六六五一〇〇	帆	干	丸 Chiose Maru.	相模	相模村	相模村
J L W P	六六五二〇〇	帆	明	丸 Meisei Maru.	伊豆	伊豆村	伊豆村
J P R T	六七五五〇〇	帆	第	丸 Ikuhisa Maru. No. 2.	安房	安房村	安房村
J K V G	六八四一〇〇	汽	中	丸 Nakashima Maru.	筑前	筑前村	筑前村
J K V H	六八四三〇〇	汽	第	丸 Hayabusa Maru. No. 2.	門司	門司市	門司市
J K V L	六八四五〇〇	汽	大	丸 Oshibata Maru.	門司	門司市	門司市
J C V S	七〇三〇〇〇	汽	額	丸 Yoria Maru.	大坂	大坂市	大坂市
J C V T	七〇三四〇〇	汽	山	丸 Yamada Maru.	大津	大津市	大津市
J C V W	七〇三五〇〇	汽	末	丸 Suyehiro Maru.	大津	大津市	大津市
J C V B	七〇三六〇〇	汽	久	丸 Kunachi Maru.	大坂	大坂市	大坂市
J C W D	七〇三八〇〇	帆	輪	丸 Kikaku Maru.	新宮	新宮町	新宮町
J C W F	七〇三九〇〇	汽	波	丸 Ryoha Maru.	大津	大津市	大津市
J C W G	七〇四〇〇〇	汽	旭	丸 Asahi Maru.	近江	近江村	近江村
J M W F	七三三九	帆	第	丸 Kyoko Maru. No. 2.	半尾	半尾町	半尾町
J M F L	七六七九	帆	榮	丸 Yeiho Maru.	土佐	土佐村	土佐村
J M F N	七六八〇	帆	改	丸 Kaiten Maru.	土佐	土佐村	土佐村

J P F D	七五五六	帆	八	丸 Yawata Maru.	横濱	横濱市	横濱市
J P F G	七五七七	汽	旭	丸 Asahi Maru.	横濱	横濱市	横濱市
J P F H	七五八八	汽	梅	丸 Tebaki Go.	横濱	横濱市	横濱市
J P F K	七五九九	汽	菅	丸 Ayame Go.	横濱	横濱市	横濱市
J P K S	八〇九六	帆	日	丸 Nihai Maru.	東京	東京市	東京市

○逓信省告示第三百二十四號
 明治三十年六月逓信省告示第六十七號海外電報料金表第二表清國地方ノ部中直隸省ノ下「山海關」ノ次ニ新樂(Sinio)天津ノ次ニ定州(Ingchow)ヲ挿入ス
 明治三十四年八月十五日
 逓信大臣子爵芳川顯正

○逓信省告示第三百二十五號
 本月二十一日ヨリ攝津國神戸市神戸合郵便受取所ヲ同國同市小野柄通五町目ニ移轉ス
 明治三十四年八月十六日
 逓信大臣子爵芳川顯正

○逓信省告示第三百二十六號
 明治三十三年三月逓信省告示第二百一十一號中「亞丁」以南ロデシヤニ至ル東海岸各地ノ次ニ「オレン」ジリヅア殖民地ノ内エデンブルグプロエンフォンテーンブランドフォルトクルーシンスタードハリスミストランスヴァール國ノ内ヨハネスブルプレトリアボチエフストルムヴエーリニジシグヘーデルベルグスタインデルトングオルクスリユストミツデルブルワツケルストルムクリユーグースドルンバルベルト」ヲ追加ス
 明治三十四年八月十六日
 逓信大臣子爵芳川顯正

○逓信省告示第三百二十七號
 本日ヨリ左ノ電話所ヲ設置シ東京葉山間及横濱葉山間ノ電話通信ヲ開始ス
 明治三十四年八月 告示 逓信省第三百二十四號 第三百二十五號 第三百二十六號 第三百二十七號 八七五

但本電話所ハ横濱電話交換局ノ所屬トス

明治三十四年八月十六日

逓信大臣子爵芳川顯正

○逓信省告示第三百二十八號

位置 相模國三浦郡葉山郵便電信局内

名稱

葉山電話所

明治三十三年八月逓信省告示第三百十四號電話呼出地域中「相模國鎌倉郡鎌倉町内」ノ次ニ左ノ通追加ス

明治三十四年八月十六日

逓信大臣子爵芳川顯正

○逓信省告示第三百二十九號

相模國三浦郡葉山村ノ内大字堀内、同一色、同下山口、同長柄田越村ノ内大字蓮子、同樺山及同小坪字新谷原内

本日ヨリ左ノ電話所ヲ設置シ東京宮ノ下間及横濱宮ノ下間ノ電話通信ヲ開始ス

但本電話所ハ横濱電話交換局ノ所屬トス

明治三十四年八月十六日

逓信大臣子爵芳川顯正

○逓信省告示第三百二十號

位置 相模國足柄下郡宮ノ下郵便電信局内

名稱

宮ノ下電話所

明治三十三年八月逓信省告示第三百十四號電話呼出地域中「相模國中郡大磯町内」ノ次ニ左ノ通追加ス

明治三十四年八月十六日

逓信大臣子爵芳川顯正

○逓信省告示第三百三十一號

相模國足柄下郡温泉村ノ内大字池尻同堂ヶ島、同大平森、同底倉、同小涌谷、同宮ノ下、宮城野村ノ内大字二ノ平、同木賀及同見晴内

武藏國北足立郡鴻巣電信取扱所及下野國那須郡西那須野電信取扱所ニ於テハ本月二十日限り歐文電報ノ取扱ヲ廢止ス

明治三十四年八月十六日

逓信大臣子爵芳川顯正

○逓信省告示第三百三十二號

明治三十一年八月逓信省告示第三百二十九號但書中「又、ニユ、ギニア」獨逸領ニ振宛ツル爲替ハ同一ノ差出人ヨリ同一ノ受取人ニ對シ八週間以内ニ七百五十フランクヲ、「サモア」島ニ振宛ツルモノハ同一ノ差出人ヨリ同一ノ受取人ニ對シ四週間以内ニ五百フランクヲ超過スルコトヲ得ス」ヲ削除ス

明治三十四年八月十九日

逓信大臣子爵芳川顯正

○逓信省告示第三百三十三號

本月二十一日ヨリ岩代國伊達郡飯野郵便局ヲ三等郵便電信局トシ飯野郵便電信局ト改稱ス其ノ電報取扱時間左ノ如シ

明治三十四年八月十九日

逓信大臣子爵芳川顯正

一電報取扱時間

三月一日ヨリ十月三十一日マテ午前九時ヨリ午後八時マテ
十一月一日ヨリ翌年二月末日マテ午前九時ヨリ午後七時マテ

但シ歐文電報ハ之ヲ取扱ハス

○逓信省告示第三百三十四號

本月二十三日ヨリ奥羽南線山形橋岡間運輸營業ヲ開始ス哩程及旅客賃金左記ノ通但小荷物ノ配達ヲ取扱フ

明治三十四年八月二十一日

逓信大臣子爵芳川顯正

哩程

山形天童間

八哩二十二級

神町橋岡間

四哩三十七級

天童神町間 三哩五十二級

八七五

旅客賃金

等級	福島	鹿坂	板谷	峠	關根	米澤	藤岡	赤湯	上山	山形
一等	四六二	四六二	四六二	四六二	四六二	四六二	四六二	四六二	四六二	四六二
二等	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
三等	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
四等	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
五等	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六	六六六
六等	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五	五五五
七等	四四四	四四四	四四四	四四四	四四四	四四四	四四四	四四四	四四四	四四四
八等	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
九等	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
十等	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一

一等ハ三等ノ三倍トス

○遞信省告示第三百三十五號

自今華盛頓締結郵便爲替事務約定ニ依リ「カロライン」群島獨逸保護地ト郵便爲替ノ直接交換ヲ開始ス
該保護地ニ於ケル郵便爲替取扱郵便局所在地名左ノ如シ

※ナグ(Orange)

明治三十四年八月二十一日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第三百三十六號

英國郵政廳ノ媒介ニ依リ「オレンジ、リヴァー、コロニー」(Orange River Colony)ニ宛テ郵便爲替ヲ振
出スコトヲ得ル旨同廳ヨリ通知アリタリ

明治三十四年八月二十一日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第三百三十七號

南亞米利加諸國各地ニ宛ル電報ハ自今其誤謬遲延不達ノ責ニ任スル旨萬國電信總局ヨリ通報

アリタリ

明治三十四年八月二十三日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第三百三十八號

明治三十年月六遞信省告示第六百六十六號萬國電信條約附屬細目規則目第二十八條第四節中「西班牙」
ノ部「ベセタ」ニ「サンチモ」トアルヲ「ベセタ」ニ「サンチモ」ト改ム

明治三十四年八月二十三日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第三百三十九號

岡山縣下備前國兒島郡澁川村及香川縣下讚岐國綾歌郡乃生村兩沖ニ設置ノ水底電線浮標修繕竣工
ニ付發ニ設置シタル假浮標ヲ撤去ス

明治三十四年八月二十六日

遞信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第三百四十號

來九月一日ヨリ肥前國三養基郡田代電信取扱所ニ於テ左ノ地域内ニ宛テタル別使配達電報ノ取扱
ヲ爲ス

明治三十四年八月二十六日

遞信大臣子爵芳川顯正

一筑後國三井郡小郡村一圓

○遞信省告示第三百四十一號

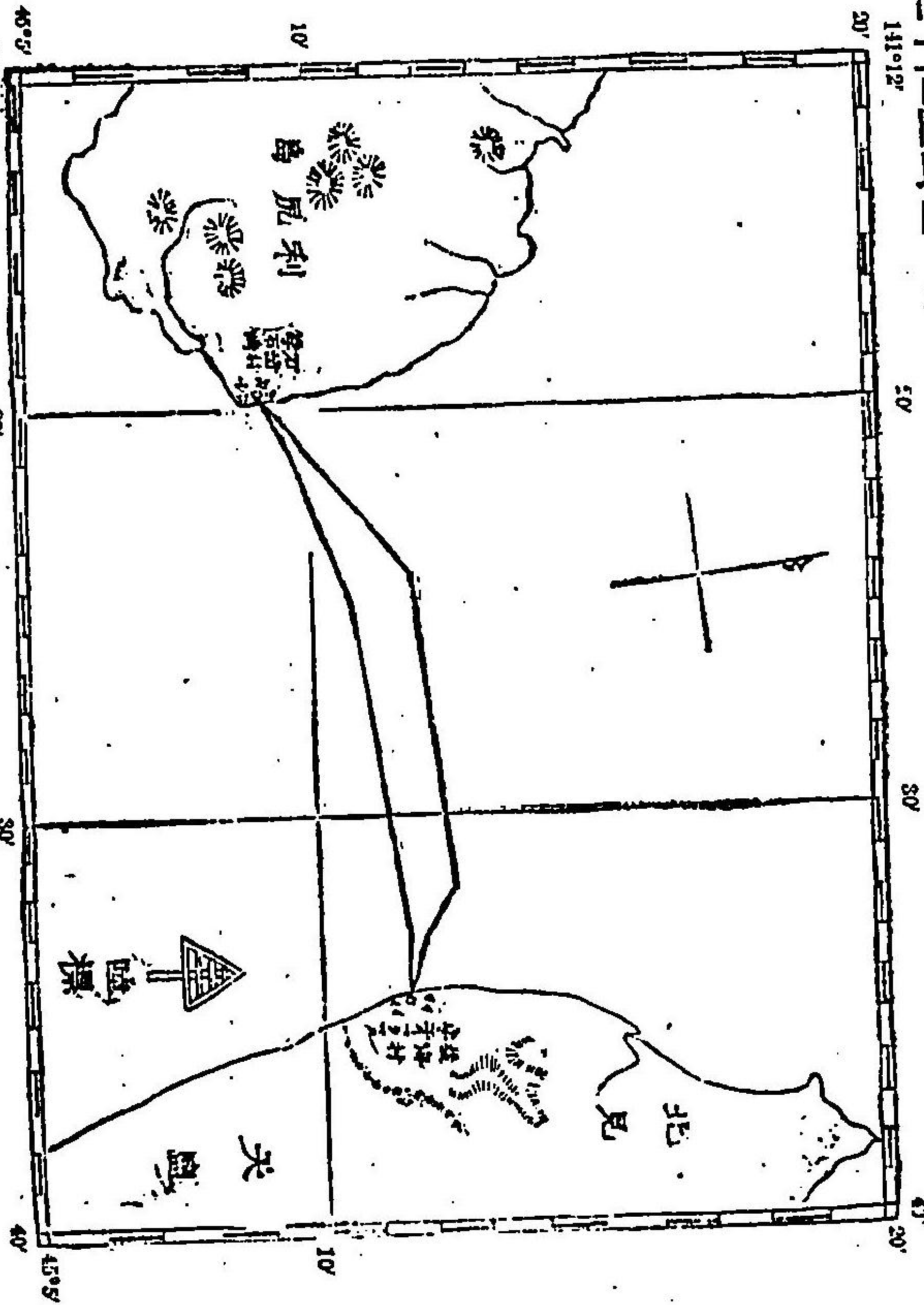
北海道北見國宗谷郡抜海村字「エイフクマル」ト同國利尻郡石崎村字石崎トノ間ニ水底電線ヲ増設
シ該間及同國利尻郡本泊村字「ヲビヤタンナイ」ト同國禮文郡尺忍村字「チャントンス」間在來水底電
線線路區域左ノ通相定ム

但本年六月遞信省告示第二百三十九號ハ廢止ス

明治三十四年八月二十七日

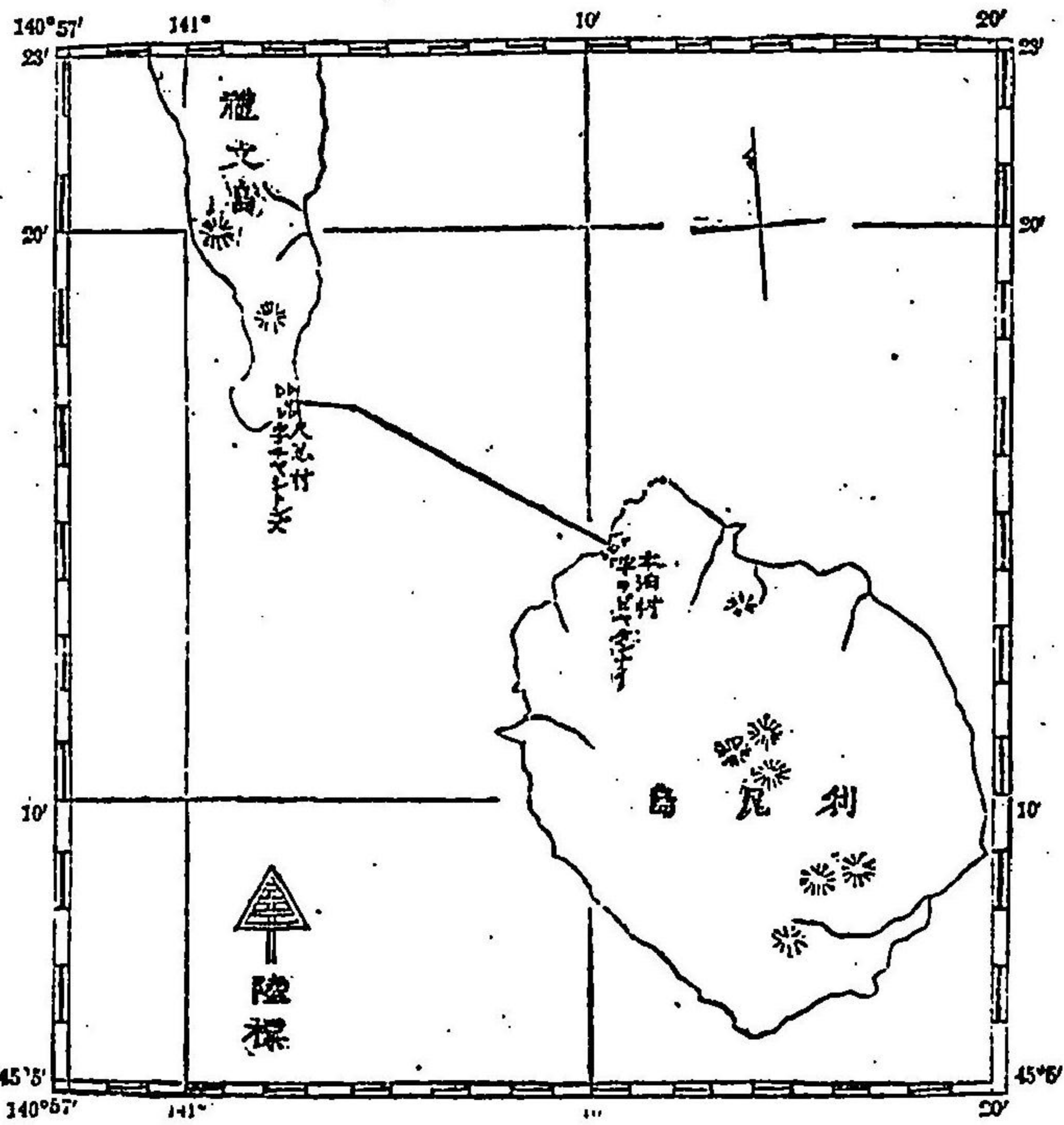
遞信大臣子爵芳川顯正

一北海道北見國宗谷郡拔海村字「エイフクマル」ト同國利尻郡石崎村字石崎トノ間ニ布設セル左圖
 水底電線ノ區域ヲ石崎陸揚地ヨリ沖一千間マテハ各線條ノ左右各五十間以内夫ヨリ「エイフク
 マル」マテハ同一百間以内トス



一北海道北見國利尻郡本泊村字「ロビヤタンナイ」ト同國禮文郡尺忍村字「チャントンス」トノ間ニ布
 設セル左圖水底電線ノ區域ヲ「ロビヤタンナイ」陸揚地ヨリ沖一千間マテハ線條ノ左右各五十間

以内「チャントンス」陸揚地ヨリ沖二十間マテハ同一百間以内夫ヨリ一千間マテハ同一百五十間以内
 其他ハ同一百間以内トス



○逓信省告示第三百四十二號

本日ヨリ左ノ電話所ヲ設置シ東京湯本間、横濱湯本間及湯本宮ノ下間ノ電話通信ヲ開始ス
但本電話所ハ横濱電話交換局ノ所屬トス

明治三十四年八月二十七日

逓信大臣子爵芳川顯正

○逓信省告示第三百四十三號

明治三十三年ハ逓信省告示第三百十四號電話呼出地域中「相模國中郡大磯町内」ノ次ニ左ノ通追加
ス

明治三十四年八月二十七日

逓信大臣子爵芳川顯正

相模國足柄下郡湯本村一圓(大字知宿須雲川ヲ除ク)

○逓信省告示第三百四十四號

明治三十四年九月一日ヨリ同月二十日迄常陸國澁ヲ船舶検査臨時執行地トシ船舶検査法ニ依リ検査ヲ受クヘキ船舶ノ検査ヲ執行ス

明治三十四年八月二十八日

逓信大臣子爵芳川顯正

○逓信省告示第三百四十五號

自今華盛頓締結郵便爲替事務約定ニ依リ「モロッコ國」「フェズ」ニ於ケル獨逸郵便局ト郵便爲替ノ直接交換ヲ開始ス

明治三十四年八月二十八日

逓信大臣子爵芳川顯正

○逓信省告示第三百四十六號

來九月一日ヨリ伊勢國度會郡宇治郵便受取所ヲ同國同郡宇治山田町大字浦田ニ移轉ス
明治三十四年八月二十八日 逓信大臣子爵芳川顯正

○逓信省告示第三百四十七號

來九月一日ヨリ長野鐵道停車場ニ於テ公衆電報ノ取扱ヲ開始ス其ノ取扱所ノ名稱、位置、電報受付時間及電報ノ取扱ニ關スル制限左ノ如シ
明治三十四年八月二十八日 逓信大臣子爵芳川顯正

一名稱、位置

名稱 長野電信取扱所 位置 河内國南河内郡長野鐵道停車場

一電報取扱時間

三月一日ヨリ九月三十日マテ午前六時ヨリ午後九時マテ
十月一日ヨリ翌年二月末日マテ午前七時ヨリ午後八時マテ

一電報取扱ニ關スル制限

一電報直配達區域 十八町以内
一取扱フヘキ電報

内國和文電報

但シ別便配達及將船配達ヲ爲サス

○逓信省告示第三百四十八號

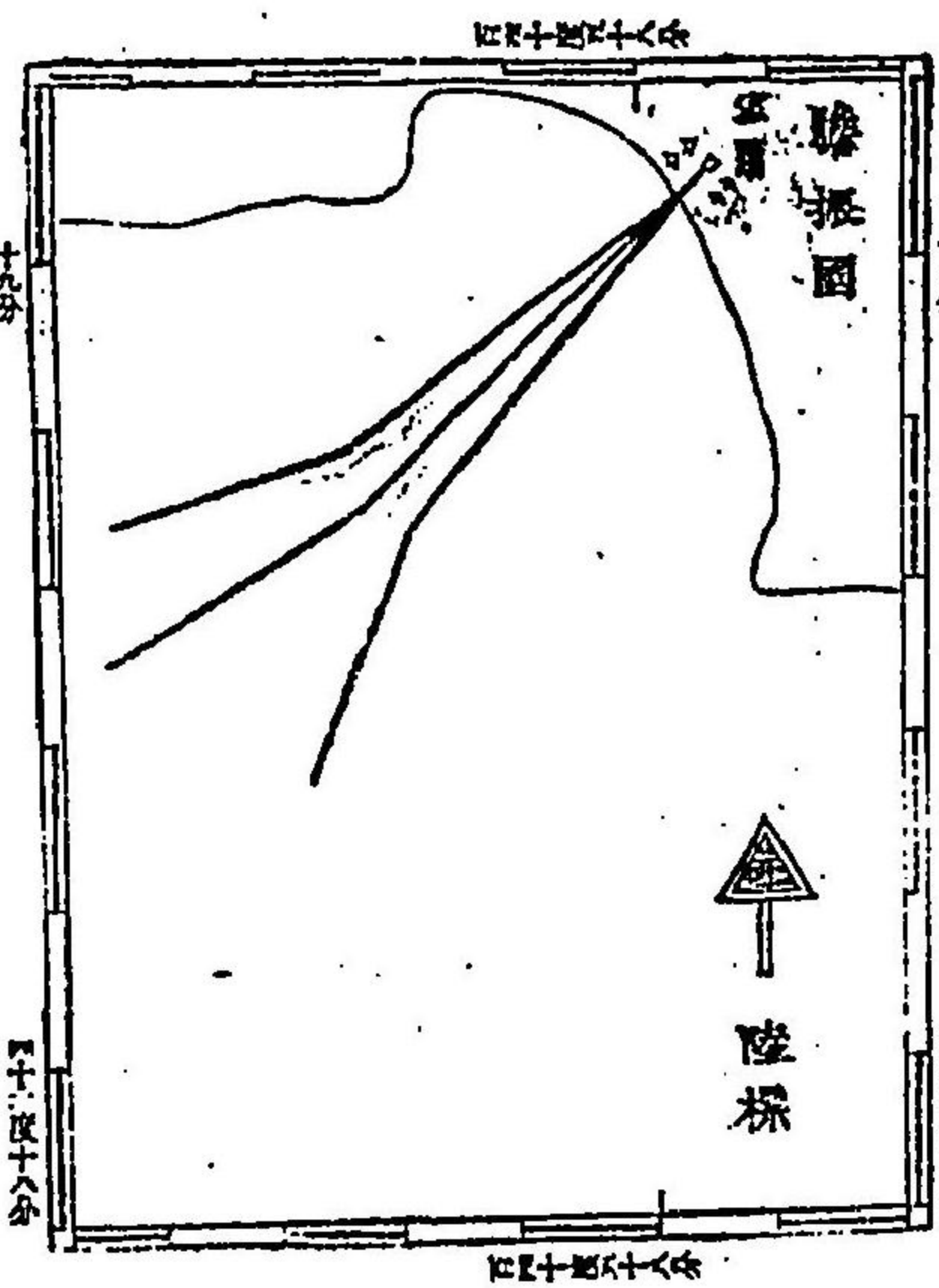
本年ハ逓信省告示第十二號北海道渡島國茅部郡砂原村字砂崎ト膽振國室蘭郡室蘭字ボンモイ間水底電信線路圖ノ内膽振國室蘭水底電信線陸揚地部分圖左ノ通改正ス
明治三十四年八月二十八日 逓信大臣子爵芳川顯正

○遞信省告示第三百四十九號
來九月一日ヨリ左ノ電話所ヲ設置ス

明治三十四年八月二十九日
位置 那前國長崎市浦上浦廻ノ浦郷

名稱 鮑ノ浦電話所

遞信大臣子爵芳川顯正



○遞信省告示第三百五十號

來九月一日ヨリ中富良野、邊別、比布、旭川、野幌ノ各鐵道停車場ニ於テ公衆電報ノ取扱ヲ開始ス其ノ取扱所ノ名稱、位置、電報取扱時間及電報ノ取扱ニ關スル制限左ノ如シ
明治三十四年八月三十日
遞信大臣子爵芳川顯正

一名稱 位置

名稱	位置
中富良野野電信取扱所	石狩國空知郡中富良野鐵道停車場
邊別電信取扱所	石狩國上川郡邊別鐵道停車場
比布電信取扱所	石狩國上川郡比布鐵道停車場
旭川電信取扱所	石狩國上川郡旭川鐵道停車場
野幌電信取扱所	石狩國札幌郡野幌鐵道停車場
一 中富良野、邊別、比布ノ三電信取扱所	
一 電報取扱時間	
三月一日ヨリ十月三十一日マテ午前六時ヨリ午後六時マテ	
十一月一日ヨリ翌年二月末日マテ午前七時ヨリ午後六時マテ	
一 電報ノ取扱ニ關スル制限	
一 電報直配達區域 十八町以內	
一 取扱フヘキ電報	
內國和文電報	
但シ別使配達及解船配達ヲ爲サス	
一 旭川電信取扱所	
一 電報取扱時間	
三月一日ヨリ十月三十一日マテ午前六時ヨリ午後六時マテ	
十一月一日ヨリ翌年二月末日マテ午前七時ヨリ午後六時マテ	
一 電報ノ取扱ニ關スル制限	